

令和3年(ワ)第23302号 国家賠償請求事件

原告 大川原化工機株式会社 外5名

被告 国 外1名

## 第8準備書面

(最終準備書面)

令和5年9月8日

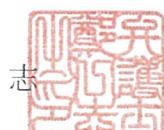
東京地方裁判所民事第34部合議甲B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高田 剛



弁護士 鄭 一志



弁護士 河村 尚



弁護士 我妻崇明



弁護士 以元洋輔



弁護士 山城在生



弁護士 坂井萌



## はじめに

本準備書面は、証人尋問及び原告ら本人尋問の結果を踏まえ、原告らの主張の正当性を改めて明らかにするものである。

証人尋問では、警視庁の現職警部補2名から、捜査幹部が事実を捻じ曲げて立件に漕ぎつけた過程が赤裸々に語られた。その証言とこれまでに顕出された客観証拠を合わせると、捜査開始から起訴までの経緯は大要次のとおりである。

### (1) 端緒と初期的な捜査

平成29年3月に実施されたシスティックの講習会で噴霧乾燥器の情報を入手した警視庁公安部は、数あるメーカーの中から高い技術力と国内シェアを有する原告会社を対象に捜査を進めることとした。そして、貨物等省令の定める規制要件イ・ロ・ハのうち解釈上の疑義のある本件要件ハについて、噴霧乾燥器の内部を空焚きすれば乾熱により内部を「滅菌又は殺菌」できるだろうと考え、メーカー、ユーザー、有識者からの聴取を開始するとともに、経済産業省に対して輸出許可の実績について問合せを行った。

しかし、世界的メーカーの日本法人である [REDACTED] 及び [REDACTED] は、殺菌できる装置について、オーストラリア・グループにおいて定められた国際標準と同様、自動洗浄（CIP）機能を備え薬液消毒することができるものがこれに該当すると捉えており、付属ヒーターによる乾熱で内部を殺菌するという考え方自体がなかった。他の日本のメーカーは殺菌の判断基準すら有していなかった。経産省からは輸出許可の実績が [REDACTED] の1件しかないと情報が寄せられ、その [REDACTED] ですら、殺菌概念が曖昧であることから熱風を送ることで「殺菌」できる可能性があるとの判断で許可申請を行ったに過ぎないことが判明した。ユーザーにおいても、そもそも噴霧乾燥後に分解洗浄を行わずそのままの状態で熱風を送り込んで内部を殺菌したことのあるユーザーは皆無であった。有識者からは、芽胞形成菌を死滅できるものでないと殺菌できるとはいえないとの意見が聴取

された。

## (2) 殺菌理論の考案

捜査幹部は、商業ベースで空焚きによる滅菌・殺菌が行われていないとしても、実際に滅菌・殺菌できる性能を有することを証明できれば立件可能であると考え、空焚きにより噴霧乾燥器の内部を滅菌・殺菌できるかどうかの実証実験を行うこととした。

当初は、システィックより殺菌の概念が曖昧であるとの指摘を受けていたとおり、日本において殺菌について明確な判定基準が存在しないことから、滅菌性能を実証しての立件を目指した。しかし、実験を開始すると、付属ヒーターでの熱風では日本薬局方に定める乾熱滅菌法（160℃・2時間）の条件を満たすことが不可能であることが早々に判明した。そのため、捜査幹部は、滅菌を諦め、噴霧乾燥器内部を100℃前後に保つことができる性能をもって「殺菌できる」ことを実証しようと考えた。そして、貨物等省令で輸出が規制されている細菌等のいずれか1種類を死滅できるのであれば「殺菌」できるものと捉えられるとの独自の殺菌理論を構築し、法令を所管する経済産業省に協力を仰いだ。

## (3) 経済産業省への働きかけ、説得

経済産業省は慎重だった。経済産業省自身、殺菌については明確な解釈を有していないかった。他のオーストラリア・グループ参加国をみても乾熱殺菌を規制対象としている国はなく、日本だけが突出するわけにはいかない。国内においても輸出許可実績が[REDACTED]の1件しかなく、原告会社を含む主要メーカーは乾熱殺菌をもって許可が必要と捉えていない。乾燥運転後にそのまま乾熱殺菌を行っているユーザーもない。省内には法の趣旨から曝露防止性能が必要との意見もあった。

また、外為法上、規制対象貨物につき経済産業大臣の許可が取得されていない可能性があることが事後的に明らかになった場合、経済産業省は、事実解明及び再発防止を目的に「事後審査」を行うものとされている。事後審査すら行わないまま警視庁公安部による立件を許すことは、法令の解釈運用を所管する経済産業省が自らの機能を果たしていなかったことを認めることになる。

平成29年11月7日、安全保障貿易管理課の[REDACTED]課長補佐は、捜査本部を

率いていた[...]管理官に対し、「法令には不備がある。省令が曖昧で、解釈もはつきりしない。まずは法令の改正やオーストラリア・グループへの提案が先だ。」と伝えた。12月8日には、上席安全保障貿易検査官の[...]が、「殺菌できることの立証においても、滅菌同様、芽胞形成菌を死滅することができなければ何の立証にもならない」との考え方を示した。

こうした経済産業省の反応にもかかわらず、すでに30人規模に捜査体制を広げて捜査を進めていた捜査幹部にとって、立件を断念するという選択肢は採り得なかった。経済産業省の説得のため、自ら考えた殺菌理論を支える有識者を探すこととした。そして、経済産業省と同様に芽胞形成菌を死滅できる性能を要するとする有識者も複数いる中、捜査幹部の殺菌理論に一定の理解を示す有識者の見解のみを取り上げ、平成30年1月5日、立件に向けた殺菌理論を確定させた。

平成30年1月16日、[...]警部はみずから、有識者意見と平成29年12月に実施した温度実験の結果を携えて打合せに臨んだものの、経済産業省は依然として、殺菌の解釈や判断基準が不明確であることを理由に、薬局方に定める乾熱滅菌法による判断以外では規制該当性の判断はできないとの姿勢を崩さなかった。平成30年1月26日、2月2日も同様であった。

しかし、平成30年2月8日、[...]管理官が出席した打合せの席で、経済産業省の[...]課長補佐は、経済産業省の輸出許可実績が[...]の1件である事実を検察官に説明すべきであるとの留保を置いた上で、「ガサはいいと思う。」と述べ、これまでの慎重な姿勢から一変、捜索差押までは協力する方針となつたことを告げた。その背景には、警視庁の[...]公安部長による経済産業省幹部への働きかけがあった。

平成30年10月3日、原告会社及びその関係者の自宅等に対する捜索差押が行われた。

なお、平成29年10月から平成30年2月にかけて行われた警視庁公安部と経済産業省の折衝過程において経済産業省側の担当者に名を連ねていた[...]安全保障貿易検査官は、警視庁からの出向者であった。そして、平成30年3月31日をもって[...]の出向が解除されると、警視庁公安部は、[...]を本件捜査にアサイ

ンし、警視庁側の捜査員として、経済産業省との折衝窓口に配置した。当時経済産業省は、立件に向けた協力をする条件のひとつとして、輸出許可実績が [ ] の1件しかないことを直接検察官に伝えようとしていた。[ ] 警部は、[ ] (警部補) に指示し、経済産業省が直接検察官と接触しないよう説得を行わせた。果たして経済産業省と検察官の直接の接触が回避されたことで、後に本件の担当検察官に着任する [ ] 檢事は、経済産業省の許可実績に関する事実を知らされないまま逮捕状請求に了承を出すことになる。

#### (4) 捜索差押後の任意の取調べ

平成30年12月、警視庁公安部は、原告大川原をはじめとする原告会社関係者の主觀面、故意や共謀の立証のため、原告会社の役職員に対する任意の取調べを開始した。

取調べにあたり、捜査幹部は、すでに警視庁公安部としての殺菌解釈を定めていたにもかかわらず、原告会社関係者にその内容、すなわち、貨物等省令に列挙された細菌等のいずれか1種類でも、噴霧乾燥器の内部に残った全ての菌を死滅できることもって「殺菌できる」ものと捉えていることを伝えず、殺菌概念が曖昧であることをを利用して有利な供述を得ようとした。[ ] 警部補をはじめ、ある程度菌を殺せれば殺菌といえるなどと虚偽の前提を示す捜査員もいた。

原告島田の取調べを担当した [ ] 警部補は、本件要件ハの「殺菌をすることができる」ものとはCIP機能付きの噴霧乾燥器を指すと考えていた旨を原告島田が何度も供述したにもかかわらず、これを供述調書に録取することを拒み、原告島田の真の認識は検察官に共有されないままとなつた。

#### (5) 杜撰な温度実験

取調べの開始後間もなく、捜査員は、原告会社の複数の従業員及び亡相嶋から、噴霧乾燥器の内部には温度や圧力の計測器を挿入する管（測定口）があり、熱風が届きにくいことから温度が上がりづらい旨の指摘を受けた。

しかし、警視庁公安部は当時すでに、RL-5型噴霧乾燥器を用いた温度実験を終了し、最低温箇所をバグフィルタ下部と定めた上で、当該箇所が110℃以上を長時間維持できるとの実験結果を得ていた。亡相嶋や原告会社従業員の指摘が真

実であれば警視庁公安部の温度実験では不十分ということになる。再実験を行うべきとの進言をする捜査員もいる中、捜査幹部は、亡相嶋らの指摘を黙殺し、再実験を行わないこととした。そればかりか、その後に行うこととなつたL-8 i型噴霧乾燥器を用いた温度実験においても、立件の妨げになることを恐れた捜査幹部は、亡相嶋らが指摘した箇所の温度を測定しないこととした。

L-8 i型噴霧乾燥器の温度実験では、捜査幹部は、サイクロン下部、排風機後のダクトのほか、製品回収容器の底部にも超小型温度データロガーを設置して温度を測定するよう指示していた。L-8 i型は、RL-5型と異なり、サイクロン下部と製品回収容器の接続部分に両者を遮る開閉式のダンパーが存在しない。そのため、製品回収容器を噴霧乾燥器の外部と扱うには理論的な障害があった。

しかし、複数回行つたいずれの実験においても、製品回収容器の底部は目標としていた100℃に達しなかった。そこで、捜査幹部は、「ダンパーを設置することもできる」との理由を後付けして製品回収容器を外部と扱うことに変更した上、製品回収容器の底部の温度は「参考として」測定したに過ぎないことにし、超小型温度データロガーを設置した事実自体を握り潰すよう[ ]巡査部長に指示して、虚偽の温度測定結果報告書を作成させた。

また、この実験では、製品回収容器の底部の温度を即時に把握したいと考えた捜査員が、実験中に製品回収容器を外してその底部に極細熱電対を設置していた。そして、製品回収容器を外した際に装置全体の温度が大きく下がった経過が温度データロガーに記録されてしまったことから、極細熱電対を設置した事実を黙殺することはできなかった。そこで、捜査幹部は、極細熱電対を設置して製品回収容器の底部の温度を測定したのは警視庁公安部ではなく、実験に立ち会つた協力会社社長が独自に測定したものであった旨の虚偽の事実を温度測定結果報告書に記載させ、製品回収容器の底部の温度を測定していないとの建前と整合性を図つた。その上、製品回収容器が噴霧乾燥器の内部に該当しないとの自説を補強するため、後日、[ ]警部補に指示し、[ ]から捜査幹部の考えに沿う内容の聴取を獲得させた。

## (6) 検察官に隠された真実

警視庁公安部は、平成30年10月の捜査差押の前から、継続的に検事相談を行っていた。検事相談にあたり、捜査幹部は、聴取結果報告書、温度測定結果報告書、供述調書などの事件記録を検察官に共有する一方で、立件に不利な情報が記載された捜査メモは共有せず、また、口頭による報告でも、立件に不利な情報は検察官に提供されなかつた。他方、平成31年6月以降本件捜査を担当し、検事相談を受けていた[■]検事の方からも、警視庁公安部に対して説明を求めたり、追加捜査を求めたりしたことはなかつた。

#### (7) 逮捕後に判明した事実と、見切り起訴

令和2年3月11日、警視庁公安部は、[■]検事の了承の下、原告大川原ら3名を逮捕に踏み切つた。

その後身柄の送致を受け勾留決定を得た[■]検事は、原告大川原らが被疑事実を否認し、取調べに対して黙秘する姿勢を見せたことから、故意及び共謀の立証のため、応援検事に指示し、原告会社の従業員に対して幅広く参考人聴取を行つた。

すると、複数の原告会社従業員から、噴霧乾燥器の内部に温度の上がりづらい箇所が存在するとの指摘がなされた。その指摘の中には、測定口の温度が特に上がりづらい旨を具体的な理由とともに述べた者もいた。なお、温度の上がりづらい箇所が存在する旨の指摘は、上記のとおり警視庁公安部による任意の取調べにおいても亡相嶋らよりなされていたが、[■]検事は警視庁公安部からその指摘について共有を受けていなかつた。

[■]検事は、複数の原告会社従業員から温度が上がりづらい箇所の指摘があった旨、とりわけ熱風の行き渡らない乾燥室測定口の温度が上がりづらいことの報告を応援検事から受けたにもかかわらず、温度が上がりづらい箇所があったとしても噴霧乾燥器内部の温度は一様に下がるのだから問題はないとの独自の理屈により原告会社従業員の指摘を黙殺し、その詳細の確認、追加捜査の指示など、温度の上がりづらい箇所の存否に関する捜査を一切行わなかつた。

[■]検事はまた、[■]警部補より、経済産業省が当初は殺菌解釈や判断基準をしておらず、噴霧乾燥器業界全体としても輸出許可実績が[■]の1件あるに過ぎないとの報告を起訴前に受けた。[■]検事は、経済産業省が該否基準を犯行当時

定めていなかったのなら公判を保つことができないなどと [ ] 警部補を責める一方で、経済産業省やシスティック職員への確認、立法過程の精査など、本件要件ハの解釈に関する追加検査を一切行わなかった。

こうして、法令解釈、殺菌性能の両面において従前把握していなかった重要な事実が顕出されたにもかかわらず、令和2年3月31日、[ ] 檢事は、原告大川原らの身柄拘束を続けたまま、原告会社らの起訴を断行した。

以上の事実経過は、本件訴訟において原告らが一貫して主張してきた事実を概ね合致するものであるが、2名の現職警部補は、内部の検査員として実際に経験した者でないと言葉にし得ない生々しさで、具体的かつ詳細に当時の事実を証言した。両者の証言に大きな齟齬はなく、また、客観証拠との間にひとつの矛盾もない。とりわけ、[ ] 警部補は、経済産業省との打合せ、[ ] 檢事への検事相談、[ ] 檢事からの公訴取消の報告などの重要な局面について、警視庁公安部の検査員が作成し、検査幹部の確認を得て検査員全体に共有されていた検査メモを、検査当時に読み、証人としての出廷前にも改めて確認をしていたというのであるから、その検査メモの内容に関する証言の信用性は極めて高い。

この点付言するに、各検査員が聴取した内容について検査メモが作成されていたことは出廷した警察官全員が認めており、検査メモの存在は疑いようがない。とすれば、仮に検査メモの記載に関する[ ] 警部補の証言に事実と異なる点があれば、被告東京都は、検査メモを弾劾証拠として提出して[ ] 証言の信用性を簡単に崩すことができるのであって、こうした状況の下で現職の警察官である[ ] 警部補が故意に虚偽の事実を証言することは、経験則上考えられない。

証人尋問の結果明らかになった本件の真相は、検査幹部の欲による事件の捏造である。検査幹部には、検察官に送致する検査資料、検察官に報告する情報を第一次的にコントロールする権限がある。検察官が疑惑を抱き批判的な検討をしない限り、自ら筋書きを描き、事件を作り出すことができる。本件において、[ ] 警視及び[ ] 警部は、[ ] 警部補をはじめとする検査員に指示して、自らの見立てに沿う

証拠を作成させ、沿わない証拠が作成されるのを回避させた。それでも作成された不利な証拠は、捜査メモとして公安部内に留め、1年半もの検事相談においても積極的に報告することなく、臆面もなく検察官から隠し通し、立件に漕ぎつけた。こうした横暴を許した背景には、立件した事件の内容によって査定される警視庁内部の評価システムがあるのかもしれない。実際、立件を推進した[ ]警部、及び[ ]警部補は、立件後いずれも警視、警部に昇進した。経済産業省との折衝を担当した[ ]警部補もまた警部に昇進した。外事第一課は、顕著な成果を挙げたとして警察庁長官賞、及び警視総監賞の表彰を受けた。主要な捜査員個人に対しても、警視総監賞が与えられた（証人尋問後これらの表彰は取り消されたようである。）。

他方、[ ]検事は、不利な証拠が捜査メモとして隠されている可能性があることは当然熟知しているべき立場にありながら、また、長期間にわたり検事相談を受け、逮捕の時期もコントロールできる立場にありながら、警視庁公安部が立件に向けて収集し、お膳立てした有利な証拠を鵜呑みにし、自ら法令の解釈について調べたり、経済産業省に問い合わせたりすることもなく、また、共有を受けている証拠以外に不利になりうる証拠がないかを警視庁公安部に問い合わせることもなく、逮捕状請求を容認した。逮捕後は、応援検事から報告を受けた新情報に耳を傾けることなく、また[ ]警部補より経済産業省の法令解釈が曖昧のままにされてきたとの報告を受けても経済産業省にそれを確認することもなく、見切り発車的に起訴を断行した。その背景には、警視庁公安部との馴れ合いや、20年間の実務経験からの慢心があったものと思われるが、さらにいえば、身柄拘束を続ければ原告大川原らが原告会社や関係者を慮って自白し、事なきを得るだろうという、人質司法への妄信があったものと思われる。

経済産業省は、捜査幹部による強引な捜査に屈した面はあるものの、法令の制定にあたり解釈を明確化せず、その後も放置し続けていたのであるから、法令を所管する省庁としての職責を全うしたとは到底いえない。本件で大きく問題となった殺菌の定義については、昨年のオーストラリア・グループで修正が合意されている。経済産業省においても、かかる修正を踏まえた運用通達の改正が検討されているものと思われるが、国際合意の内容を、今度こそ忠実に反映していただきたいと願う

ばかりである。

証人尋問の終了後、原告ら訴訟代理人は、証人尋問で新たに明らかになった事実を確かめるべく、令和元年5月9日に警視庁公安部が行ったL-8 i型噴霧乾燥器の温度実験の協力会社への接触を試みた。その結果、警視庁公安部の捜査員が製品回収容器内の温度を当初から測定していた事実、及び、実験途中に極細熱電対を製品回収容器の底部に設置したのが同社ではなく捜査員であった事実が確認されたばかりか、実験に立ち会った同社社長が捜査員に対し、測定口及び製品回収容器の内部の温度が上がりづらいことを指摘していた事実も確認された。

同社社長作成の報告書は、[REDACTED]巡査部長の証言の信用性に関する弾劾証拠として、本準備書面と併せて提出することとする。

原告らが既に提出した書面において定義した語句は、ことわりがない限り本準備書面においても同一の意義を有するものとして用いる。

## 目 次

<b>第1 事実 .....</b>	<b>16</b>
1 噴霧乾燥器の輸出規制の制定、運用 .....	16
(1) A Gにおける規制品目への追加.....	16
(2) 日本における規制の導入 .....	20
(3) 規制の導入後の運用状況 .....	23
(4) 本件要件ハの判定基準に関する経産省の調査 .....	24
2 本件噴霧乾燥器の特徴及び性能.....	25
(1) 本件噴霧乾燥器の構造と測定口 .....	25
(2) 粉体の製造と粉体の付着・堆積.....	26
(3) ダンバー .....	26
(4) 乾熱による殺菌性能.....	27
(5) 曝露防止性能 .....	29
3 本件噴霧乾燥器の輸出、及び業界の状況 .....	30
(1) 本件噴霧乾燥器の輸出 .....	30
(2) 業界の状況 .....	30
4 捜査の端緒と初期的な捜査（平成29年4月～9月） .....	31
(1) システックの講習による情報の入手とヒアリング .....	31
(2) 捜査体制 .....	31
(3) 噴霧乾燥器メーカーからの聴取結果.....	32
(4) ユーザーからの聴取結果 .....	33
(5) 有識者からの聴取結果 .....	34
5 経産省との打合せ（平成29年10月～平成30年2月） .....	34
(1) 殺菌実験の指標菌について .....	34
(2) 経産省からのその他の指摘 .....	39
(3) 経産省の姿勢の変化.....	39
(4) 照会とこれに対する回答 .....	40

<b>6 温度実験（平成29年11月～平成31年5月）</b>	41
(1) RL-5の温度実験	41
(2) 任意取調べにおける測定口の指摘	42
(3) L-8 i の温度実験	44
(4) 粉体実験	49
<b>7 捜索差押、任意の取調べ、逮捕（平成30年10月～令和2年3月）</b>	51
(1) 捜索差押	51
(2) 証拠の任意提出及び任意の取調べ	51
(3) 逮捕前の検事相談	52
(4) [ ]の原告島田に対する取調べ	53
(5) 逮捕	57
<b>8 逮捕後から起訴まで（令和2年3月～令和2年6月）</b>	60
(1) 逮捕、勾留及び起訴	60
(2) 原告会社の従業員によるコールドスポットの指摘	60
(3) 経産省が殺菌解釈を有していなかったことの報告	63
<b>9 身柄拘束と亡相嶋の死亡</b>	64
(1) 約11ヶ月に及ぶ身体拘束及び保釈	64
(2) 亡相嶋の胃癌発覚並びに保釈請求及び勾留執行停止申立	64
<b>10 公判前整理手続と公訴取消</b>	66
(1) 公判前整理手続の経過	66
(2) 捜査機関による粉体実験の実施	68
(3) 経産省検査メモの開示を巡る動き	69
(4) 公訴取消	70
<b>第2 法解釈上の争点について</b>	70
<b>1 本件要件ハの「殺菌」に「乾熱殺菌」が含まれないこと</b>	70
(1) 国際的合意とこれに基づく国内法化	70
(2) 国際的に合意された disinfection の意義	71

(3) 国内法制定時の立法者意思 .....	73
(4) 運用通達の定め .....	74
(5) 小括 .....	80
<b>2 貨物等省令2条の2第1項該当性が認められるためには、同項2号に規定された細菌の一種類を殺菌することでは足りないこと .....</b>	<b>81</b>
(1) 本件テクニカルノートの定義では、対象菌はそもそも問題とならない .....	81
(2) 本件要件ハの「殺菌」に「乾熱殺菌」が含まれる場合、一種類を殺菌できることでは足りない.....	81
<b>3 曝露防止のための構造を備えていることが規制要件となること .....</b>	<b>92</b>
(1) 法の趣旨からの解釈 .....	92
(2) 経済産業省においても曝露防止構造を要するものと考えられていたこと .....	93
(3) ガイダンスの記載 .....	94
(4) 検察官の認識 .....	95
(5) 小括 .....	95
<b>第3 法解釈に関する注意義務違反 .....</b>	<b>95</b>
<b>1 総論 .....</b>	<b>95</b>
(1) 本件捜査の背景 .....	95
(2) 本件捜査の焦点 .....	97
<b>2 「殺菌」に乾熱殺菌が含まれるとの判断が不合理であること .....</b>	<b>98</b>
(1) 警視庁の判断 .....	98
(2) 検察官の判断 .....	103
<b>3. 貨物等省令第2条の2第1項2号に規定された細菌の一種類でも殺菌することができれば足りると判断したことが不合理であること .....</b>	<b>109</b>
(1) 警視庁の判断 .....	109
(2) 検察官の判断 .....	113
<b>4. 曝露防止の構造を備えていることが規制要件でないと判断したことが不合理である</b>	

こと	115
(1) 警視庁の判断	116
(2) 檢察官の判断	118
<b>第4 あてはめに関する争点</b>	<b>119</b>
1 本件各噴霧乾燥器の温度が上がらない箇所を「バグフィルターの下部」(R L - 5)、「排風機後のダクト内」(L - 8 i)と判断し、本件要件ハに該当すると判断したことは不合理であること	119
(1) 警視庁の判断	120
(2) 檢察官の判断	128
2 噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験を実施しなかったことが不合理であること	136
(1) 前提	136
(2) 警視庁の判断	137
(3) 檢察官の判断	140
<b>第5 原告島田に対する取り調べの違法性</b>	<b>142</b>
1. 事前の恣意的な調書の作成及びこれに署名を求めた行為	142
2. 調書の内容の確認及び修正の妨害行為	144
3. 誘導・詐術的文言・恫喝等の有無	146
<b>第6 原告島田の弁解録取書作成上の違法</b>	<b>148</b>
1. 事前の恣意的な弁解録取書の作成及びこれに署名指印を求めた行為	148
2. 弁解録取書の修正拒絶	148
3. 弁解録取書の意図的な裁断	150
<b>第7 損害</b>	<b>152</b>
1. はじめに	152
2. 原告大川原に生じた損害	152

(1) 精神的損害.....	152
(2) 財産上の損害 .....	153
(3) 訴訟代理人費用 .....	154
(4) 小括 .....	154
<b>3. 亡相嶋並びにその相続人原告[ ]、原告[ ]及び原告[ ]に生じた損害.....</b>	<b>154</b>
(1) 亡相嶋に生じた損害.....	154
(2) 原告[ ]、原告[ ]及び原告[ ]に生じた固有の損害.....	157
(3) 訴訟代理人費用 .....	158
(4) 小括 .....	158
<b>4. 原告島田に生じた損害.....</b>	<b>158</b>
(1) 精神的損害.....	158
(2) 財産上の損害 .....	159
(3) 訴訟代理人費用 .....	160
(4) 小括 .....	160
<b>5. 原告会社に生じた損害 .....</b>	<b>160</b>
(1) 報道による名譽及び信用棄損 .....	160
(2) 原告大川原らに対する報酬支払.....	162
(3) 試験に要した費用 .....	162
(4) 弁護人費用 .....	164
(5) 訴訟代理人費用 .....	164
(6) 小括 .....	164
<b>第8 結語 .....</b>	<b>165</b>

## 第1 事実

### 1 噴霧乾燥器の輸出規制の制定、運用

#### (1) AGにおける規制品目への追加

##### ア 経産省及びシステックによる検討の開始

平成23年ころ、生物・化学兵器関連の国際輸出管理レジームであるオーストラリア・グループ（以下「AG」という。）において、規制対象品目に噴霧乾燥器を追加することが検討され始めた（丙A18・2頁、丙A33・2頁）。

平成23年3月2日、経済産業省（以下「経産省」という。）安全保障貿易管理課（以下「管理課」という。）のAG担当係長であった■（以下「■」といふ。）と、■をサポートしてAGの会合での議題を検討していた一般財団法人安全保障貿易情報センター（以下「システック」という。）の■（以下「■」といふ。）、■（以下「■」といふ。）らは、原告会社に、噴霧乾燥器の機能、構造等を教示してほしい旨を依頼した（丙A18・2頁～3頁、原告島田本人調書1頁）。経産省及びシステックが原告会社に依頼した事項は10項目に及び、その中には、「漏れを防止する特別な仕様、バイオ（細菌製剤）関連用途で使用される場合の特別な仕様の有無、ある場合はその内容」があった一方、滅菌・殺菌性能に関する事項はなかった（丙A18資料1）。原告島田は、同会合に出席し、経産省の■及びシステックの■、■らに対し、説明を行った（丙A18・4頁）。

なお、■及び■は、当時、システックの生物化学兵器製造装置分科会のメンバーであると同時に、経産省の非常職職員である安全保障貿易管理調査員を務め、特に生物化学兵器関連装置・技術につき経産省への情報提供を行っていた（丙A18・1頁、丙A33・1頁）。

##### イ 平成24年2月のAG会合に向けての動き

平成24年1月24日、■は、AGにおいて噴霧乾燥器が規制対象品目に加わる見通しとなったことを受け、その規制要件の検討のためシステック職員と共に原告会社を訪問した（丙A83・資料1、2）。原告島田はその際、■に対し、噴霧乾燥器の用途、仕様、業界等について説明したほか、「噴霧乾燥器に100度の

熱を送ることで滅菌又は殺菌できるか」との質問に対し、噴霧乾燥器は乾燥器であって滅菌器でも殺菌器でもないのでその概念はない旨を回答した（島田本人調書 35 頁、甲 162・5 頁）。

#### ウ 平成 24 年 2 月の AG 会合後の各国への質問とその回答

平成 24 年 2 月 14 日から 16 日にかけて行われた AG の中間会合において、他の参加国より噴霧乾燥器の規制案が提案された（丙 A 17・10 頁、丙 A 84・資料 3、丙 A 33・3 頁）。これを受け、経産省の [ ]、システィックの [ ]、[ ] らは、同月 23 日、原告島田及び亡相嶋をシスティックに招き、AG で提案された規制案の文言を示し、当該規制案に関する原告会社の意見を聴取した（丙 A 18 資料 4）。その席上、亡相嶋は、AG の規制案のうち「iii. capable of being sterilized or disinfected in situ」（以下「AG 規制要件 iii」という。）の disinfected の意味が曖昧であるため、steam sterilized（蒸気滅菌）に限定すべきである旨などと意見を述べた（丙 A 84・資料 3、丙 A 33・5 頁）。

[ ] は、亡相嶋の意見を踏まえ、他の AG 参加国にいくつかの質問を送った。このうち AG 規制要件 iii についての質問は、「蒸気滅菌」が生物兵器の装置における標準的な方法であるかどうか、及びそれが生物兵器に使用される可能性のあるシステムを捕捉するに十分であるかどうか、すなわち蒸気滅菌に限定することの相当性に関するものであった（甲 129 の 1 [Question 3]）。

平成 24 年 3 月 9 日、[ ] は、原告島田に対し、デンマーク及び A 国から届いた回答を日本語に直したものを作成し、メール送信した。これによれば、AG 規制要件 iii に関するデンマークの回答は、「Capable of being sterilized or disinfected in situ は蒸気滅菌を含むすべての滅菌及び殺菌方法をカバーしている。産業界によると乾燥滅菌（蒸気滅菌の反対）は微生物を最低限 10 g 6 の滅菌を誘発する類似の信頼できる滅菌方法であるため、蒸気滅菌に限定したくない。」というものであった。また、AG 規制要件 iii に関する A 国の回答は、「Capable of being sterilized or disinfected in situ に関して、蒸気、熱、放射線や化学滅菌のように製造装置において使用される異なる滅菌方法がある。特定の滅菌方法を明示しないことによって、どんな種類の滅菌方法も含まれる。同じ言葉がクロスフロー過装置に使用さ

れている。この規定におけるテクニカルノートにおいて、以下の記載がある。本規制においては、「滅菌」とは物理的手法(たとえば蒸気の使用)又は化学薬剤の使用により当該装置から生きている微生物を全て除去することを言う。したがって、Capable of being sterilized or disinfected in situ はすべての滅菌方法をカバーしており、よって、蒸気滅菌も含まれている。」というものであった（甲128）。

平成24年3月13日、[ ]は、原告島田に対し、米国から届いた回答を英文のままメール送信した。これによれば、AG規制要件iiiに関する米国の回答は、「デンマークによるコメントに加えて、我々は、デュアルユース生物兵器機器への「蒸気滅菌」の適用性が関連機器のタイプに依存することを指摘する。AGリストには、「蒸気滅菌」(遠心分離機及び凍結乾燥機)とされている機器と、「定置の状態で蒸気滅菌又は殺菌」(クロスフローろ過機器)とされている機器がある。各システムの特性によって消毒方法がどのように決まるかを理解することが重要である。蒸気滅菌には約40PSI(2.7atm又は275KPa)が必要なため、これが得られるのは、圧力に対応するために特別に開発された噴霧乾燥器に限られる。産業界との協議では、彼らは20年以上のビジネスで蒸気滅菌可能なシステムは1つしか販売したことがなかった。その代わりに、我々が見たシステムは、洗浄液を注入して漂白剤を含めて消毒する内部スプレーシステムを使用していた。これらは、1990年代にイラクが生物兵器プログラムで使用するために取得した設計である。他方、凍結乾燥器は、蒸気滅菌の技術に対応できる厚い壁と圧力シールで設計されている。凍結乾燥器の場合、「蒸気滅菌が可能であること」を規制にすることは理にかなっているが、噴霧乾燥器には当てはまらない。」というものであった（甲129の1・2）。

## エ AGの合意成立

平成24年4月11日、AGにおいて、2月のAGの中間会合で示された規制案がそのまま正式に合意され、[ ]は、原告会社にその旨をメールで伝えた（丙A17・資料10）。その後、規制文はAGのホームページに掲載された（丙A17・資料11）。

#### オ AGにおける「d i s i n f e c t e d」の定義

AG規制要件 iii 「capable of being sterilized or disinfected in situ」と同一の要件はクロスフローろ過装置の規制要件 b にも存在する（甲3）。

そして、クロスフローろ過装置の規制要件の箇所には、「テクニカルノート」として、「sterilized」とは、物理的手法（例えば蒸気）又は化学物質の使用を通じて当該装置から全ての生きた微生物を除去することを意味する。「disinfected」とは、殺菌効果のある化学物質の使用を通じて当該装置中の潜在的な微生物の感染能力を破壊することを意味する。「disinfection」及び「sterilization」は「sanitization」と区別される。後者は、全ての微生物の感染能力及び生命力の除去を達成することを必要とせず、装置の微生物量を低減するよう設計された洗浄手順を指す。」との定義（以下、「本件テクニカルノート」という。）が置かれていた（甲3）。なお、本件テクニカルノートの定義は、令和4年に一部修正されているが、disinfection が殺菌効果のある化学物質の使用を通じて行われるものである点に変更はない。

#### カ AG参加国における状況

AGの参加国は、米国、デンマーク、ドイツ、イギリス、スイスなど、日本を含む42カ国及びEUである（甲2・4頁、6頁）。

AGにおいて合意された輸出管理規制は、上記参加国のうち、国内法が未整備のトルコ共和国を除く全ての国において国内法化されており、噴霧乾燥器に関するAG規制要件 iii は、原文のまま、又はそれを自国の公用語に直訳されたものが、各国内法において定められている。また、本件テクニカルノートについても、トルコ共和国と日本以外の全ての国において、AGで合意された原文又はそれを自国の公用語に直訳されたものが、各国内法において定められている（甲10）。

なお、経産省は、警視庁公安部との打合せが行われていた平成29年12月ころ、AG規制要件 iii の解釈運用について、AGの他の参加国に対する問合せを検討していた（甲164）。

#### キ AGコモンコントロールリストハンドブック

米国政府発行の解説書である「AGコモンコントロールリストハンドブック」

(以下「ハンドブック」という。)には、「特記すべき特徴」(Notable Features)として、規制対象となる噴霧乾燥器の特徴が具体的に記述されているが、AG規制要件iiiとの関係で挙げられているのは、「定置した状態で蒸気滅菌をすることできる噴霧乾燥器」(a spray dryer capable of in situ steam sterilisation)と、「これと同様のことができる定置した状態での殺菌性化学物質による消毒」(disinfection in situ, which also can be done with germicidal chemicals)のみである(甲9)。

また、ハンドブックは、規制対象の噴霧乾燥器の「典型的な用途」として医薬品用途を挙げる一方、食品、セラミックス、化学業界において使用される噴霧乾燥器はAG規制の仕様を満たす可能性は「著しく低い」と明記している(甲9)。

ハンドブックは、米国政府発行のものとはいえ、AGのホームページにおいて「ハンドブック」として掲載・公表されており、AGで合意された規制内容及びその趣旨、運用等を示す唯一の公認解説書として認知されているものである(甲14)。

## (2) 日本における規制の導入

### ア 政省令案の作成と本件要件ハの翻訳

平成24年12月19日、[ ]は、AGの規制文の内容を国内法令として適用してゆくため、規制文を和訳する際の翻訳内容について原告会社の意見を求めることとし(丙A17・19頁)、原告島田に対し、AGの規制文とこれを翻訳して作成した政省令等の案を併記した文書をメール送信した(丙A17資料12、13)。

政省令案において、AG規制要件iiiは、「ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」(以下「本件要件ハ」という。)と翻訳されていた。なお、AG規制要件iiiの「disinfected」を「殺菌」と翻訳したのは、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(以下「貨物等省令」という。)におけるクロスフロー過装置の規制での用語(貨物等省令第2条の2第2項第4号口(一))に倣ったものと思われるが(甲3)、微生物学上は適切な翻訳ではなく、「消毒」と訳するのが正確である(乙8の36、8の

38、8の41、8の43、甲159)。

〔 〕は、原告会社に意見を求めた際、本件要件ハに用いた「殺菌」の概念がAGのdisinfectedと異なる意味を有する用語であると説明したことはなかった(島田本人調書5頁)。

#### イ 政省令案において翻訳されなかつた箇所

AGでは、該非判定の対象となる噴霧乾燥器について、「Spray drying equipment capable of drying toxins or pathogenic microorganisms having all of the following characteristics」(毒素及び病原性微生物を乾燥させる能力のある噴霧乾燥器で、以下の全ての機能を有するもの)と定めていた(甲3)。これに対し、貨物等省令案では、「capable of drying toxins or pathogenic microorganisms」(毒素及び病原性微生物を乾燥させる能力のある)の部分は、「このような文言を規定しても毒素等を乾燥させることができかどうか判断できない」という理由で、和訳されなかつた(丙A17・20頁~21頁)。

これに対し、原告島田は、平成24年12月26日、〔 〕に対し、「AGで規定した”capable of drying toxins or pathogenic microorganisms”を政令あるいは省令に記載した方がよいと思います。そうでなければ、他国に比べ広範囲の規制となり一般輸出に影響が出るおそれがあります」等の意見を述べた(丙A17資料14)。念のため付言するに、かかる原告島田の意見は、本件要件ハに関する意見ではない(島田本人調書44頁)。

#### ウ パブリックコメント

平成25年7月31日から同年8月30日までの間、経産省は、噴霧乾燥器の輸出規制を含む政令及び省令等の改正案につきパブリックコメント(意見公募)を実施した(丙A19・1頁~2頁)。経産省は、意見募集にあたり、改正の目的として、「昨年開催された国際輸出管理レジーム会合による合意等を国内において着実に実施するために、今般、所要の法令改正を行い、輸出規制の対象となる貨物の追加・削除等を行う」ものと説明した(丙A19・資料3)。

平成25年8月19日、経産省は、原告大川原、原告島田らと面談し、パブリックコメントの手続きの説明を行った(丙A19・資料7)。これを受け、原告会社

は、上記イ記載の不整合等について意見を提出した（丙A19資料9、大川原本人調書5頁）。他方、本件要件ハの文言に関しては、意見を述べなかった。

## エ 政省令等改正の施行

平成25年10月15日、輸出貿易管理令及び貨物等省令等の改正（以下「本件改正」という。）が施行された。施行にあたり、経産省は、改正の概要を公表し、改正趣旨として、国際輸出管理レジュームにおける合意を受けて、輸出規制の対象となる技術及び貨物を追加・削除し、併せて、その他所要の改正を行うものと説明した（甲4）。

経産省は本件改正の過程を通じて、原告会社に対し、本件要件ハの「殺菌」の概念がAGのdisinfectedと異なる概念であると説明したこととはなかった（大川原本人調書5頁、島田本人調書5頁）。

## オ 本件運用通達

経産省は、輸出貿易管理令及び貨物等省令等の運用に関する内部的な規範として、「輸出貿易管理令の運用について」と題する通達（以下「運用通達」という。）を定めている（甲13）。そして、同通達中の「輸出令別表第1中解釈を要する語」には、「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の解釈として、「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。」との定め（以下「本件通達解釈」という。）がある（丙1・資料（1116頁の④と表示されている部分））。

本件通達解釈は、クロスフローろ過装置の規制要件口（一）「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」にかかる解釈として平成15年に定められたものであるが（[調書10頁]）、通達の条文構造上、適用対象がクロスフローろ過装置に限定されていないため、噴霧乾燥器の規制要件ハの解釈についても同一の解釈が用いられるように読める（丙1）。

しかし、経産省は、噴霧乾燥器の規制導入に至る上記の過程及びその後本件について警視庁公安部が捜査を開始するまでの間において、原告会社に対し、本件通達

解釈の文言を示したことは一度もなかった（島田本人調書5頁）。

### (3) 規制の導入後の運用状況

#### ア マトリクス表

経産省は、輸出者が自己の貨物等について該非判定を行う際に利用するためのツールとして、貨物等省令の定める規制要件及びその経済産業省の運用上の解釈をまとめた「貨物・技術の合体マトリクス表」（以下「マトリクス表」という。）を作成し、経産省の安全保障貿易管理に関するホームページに掲載して公表している（甲2・24頁）。経産省が輸出者向けに公表する安全保障貿易管理ガイドンス〔入門編〕においても、該非判定を行う輸出者に対し、「「貨物・技術の情報」が、マトリクス表に記載されている機能や仕様、用語の解釈に合致するか等を確認」するものとし、該非判定にマトリクス表を使用することを明示的に求めている（甲2・25頁）。

平成25年10月に噴霧乾燥器の規制を導入した後、経産省は、マトリクス表を改訂し、貨物等省令に定める噴霧乾燥器の規制要件を掲載した。しかしその際、本件要件ハの「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の解釈として本件通達解釈は記載されなかった（甲11）。

なお、現在のマトリクス表の噴霧乾燥器の欄には、本件要件ハの解釈として本件通達解釈が記載されている（甲12）。しかし、経産省がこの追記を行ったのは、原告大川原らの逮捕直前の令和元年12月13日であった（被告国準備書面(1) 15頁、島田本人調書42頁～43頁）。

#### イ 運用通達の公表状況

法令の制定及び改正については官報に掲載されるが（丙A1・資料1～14ご参照）、運用通達は法令でないため官報に掲載されるものではなく、経産省が積極的に周知しなければ国民は知り得ない。

この点、経産省はホームページ内において運用通達を公表している。しかし、運用通達のうち用語解釈の部分については掲載が省略されており、公表されていなかった（甲13）。参考までに付言すれば、経産省は、令和4年12月6日以降にな

って、ようやく運用通達と併せて用語解釈を公表しているようである。

#### ウ システック発行のガイダンス

システックは、経産省と連携して輸出管理規制の運用支援を行っている一般財団法人であり、生物兵器製造装置関連資機材に関する輸出管理に携わる実務担当者向けに「輸出管理品目ガイダンス＜生物兵器製造関連資機材＞」（以下「ガイダンス」という。）を発行している。

平成25年12月、本件改正を踏まえたガイダンス改訂第6版が出版され、噴霧乾燥器に関する規制要件の解説が追加された（甲5・43頁～46頁）。

ガイダンスには、「規制貨物・技術に全般的に共通する仕様」として、「研究や製造・保存過程において病原性微生物、ウイルス、毒素等の感染を防止するための洩れ、拡散を防止対策された機構・構造を具備していることである」との説明がある（甲5・10頁）。また、噴霧乾燥器に関する規制の説明の中に、「病原性微生物等を扱う装置の特徴」として、「装置を分解せず組み立てた状態で、乾燥粉体が漏れない状態にして、又は製造作業者が粉体を吸入したり、粉体に接触したりすることなく内部を滅菌・殺菌ができる構造を示している。これは、規制対象噴霧乾燥器の特徴である。」との記述がある（甲5・44頁）。

他方、ガイダンスには、本件要件ハの解釈に本件通達解釈が用いられる旨の記述はない（甲5、甲6）。

#### (4) 本件要件ハの判定基準に関する経産省の調査

平成28年ころ、経産省AG担当係長の[■■■]（以下「[■■■]」という。）は、[■■■]に対し、本件要件ハについて日本国内ではどのような判定基準をもって輸出管理を行っているのか国内メーカーに調査することを依頼した。この依頼の背景には、あるAG参加国からAG規制要件iiiについて各国の輸出管理における評価方法について情報提供がなされたことがあった（丙A18・10頁）。

[■■■]の要請を受けた[■■■]は、原告会社に本件要件ハの該非判定基準を質問しようと考へ、「噴霧乾燥器についての質問」と題する書面（丙A18・資料8）を作成し、平成26年5月27日ころ、これを持参して原告会社を訪問した（丙A18・

11頁)。

なお、同書面には、ガイダンスの「病原性微生物等を扱う装置の特徴」の記述部分について、本件要件ハの該非の線引きを追加記載する改訂を行うべく改訂作業への協力を依頼する旨の記載があるところ(丙A18資料8)、[ ]がこれを依頼した背景には、日本における滅菌殺菌の解釈及び判断基準が曖昧なままとなっていたとの認識があった(甲160)。

[ ]の訪問を受けた原告島田は、[ ]に対し、原告会社の輸出している噴霧乾燥器はすべて滅菌も殺菌もできないので、輸出規制に非該当であると説明した(丙A18・12頁、島田本人調書5頁～6頁)。

この調査の際、及び調査の後において、経産省及びシステックは、原告会社に対し本件通達解釈を説明したことではなく、また、輸出する噴霧乾燥器を全て非該当とするのはおかしいといった指摘をしたこともなかった(大川原本人調書6頁、島田本人調書5頁～6頁)。また、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)上、経済産業大臣は、規制対象となっている輸出入等について必要な許可等を取得せずに行われた可能性があることが実質的に明らかになった場合には事後審査を行うものと規定されているところ(輸出貿易管理令7条)、経産省は、原告会社による噴霧乾燥器の輸出につき事後審査を行ったことはなかった([ ]調書26頁、島田本人調書7頁)。

## 2 本件噴霧乾燥器の特徴及び性能

### (1) 本件噴霧乾燥器の構造と測定口

原告会社製の噴霧乾燥器RL-5型、及びL-8i型には、乾燥室の内部及びサイクロンの入口に測定口と呼ばれる部位が存在する(甲15、16)。

測定口とは、内部温度や圧力等を測定する計器を挿入するための筒状の突起である。噴霧乾燥器は、その大きさに応じて、プラントで粉体を大量に生産する大型装置である「生産機」、試験研究用の小型装置である「ラボ機」、小規模の製造により製品の性状等を確認するための中間的なスケールである「パイロット機」に分けられるところ(大川原本人調書2頁)、ラボ機やパイロット機は測定口を有するもの

が多いのに対し、生産機には一般的には付いていない（大川原本人調書7頁）。

## (2) 粉体の製造と粉体の付着・堆積

噴霧乾燥器で粉体を製造するには、原液をポンプで乾燥室上部に送り、ノズルから噴霧し、微粒子となった原液に電気ヒーターで温められた空気を当てて乾燥して粉体とすることとなる。乾燥室で製造された粉体は、乾燥室の底部に接続されたダクト（配管）を通ってサイクロンに入る。その際、乾燥室の壁面に付着したり、部品のつなぎ目のパッキン等の隙間に入り込んだりするほか、乾燥室測定口、及びサイクロン測定口に堆積する。製造された粉体の多くは、サイクロンの下部に接続された製品回収容器に溜まるが、一部は回収されずに熱風とともにバグフィルターに流れる。バグフィルターに流れた粉体の多くはバグフィルターの下部に接続された製品回収容器に回収されるが、一部はバグフィルターの目を通して排風機へと流れ、噴霧乾燥器の外部へと出てゆく（大川原本人調書6～8頁）。

なお、L-8 iにはバグフィルターがなく、粉体はサイクロン下部に接続された製品回収容器のみで回収され（甲161・別紙2）、回収されなかった一部の粉体は排風機へと流れ、噴霧乾燥器の外部へと出てゆく。

## (3) ダンパー

RL-5のサイクロン下部と製品回収容器の接合部分、及びバグフィルター下部と製品回収容器の接合部分にはそれぞれ開閉式のダンパー（弁）がある。ダンパーを閉じると、サイクロンないしバグフィルターと製品回収容器の間は遮断され、製品回収容器に粉体が入ってゆかなくなる（島田本人調書7頁、丙7・資料2写真7～8）。

他方、L-8 iのサイクロン下部と製品回収容器との間にダンパーはないため、サイクロンと製品回収容器を遮断することはできない（甲161・4頁、同別紙2、島田本人調書7頁、丙14・資料2写真9～10）。サイクロンと回収容器の境目にダンパーを取り付けるには、サイクロンの下に少なくとも約100ミリメートルが必要であるところ、L-8 iにはサイクロンの上下にスペースがないため、

ダンパーを取り付ける場合にはサイクロン自体を再設計し、交換する必要がある（島田本人調書8頁）。

また、RL-5、L-8iとも、製品回収容器の蓋はサイクロン下部、バグフィルタ下部と接合されて構造上一体となっているため、製品回収時の回収容器を取り外すと、製品回収容器は蓋がないバケツのような状態となり、粉体は封じ込められない。製品回収時の粉体の曝露を防止するには、粉体の封じ込めのため二重構造のバルブ（スプリットバルブ）が必要である（島田本人調書8頁）。

#### (4) 乾熱による殺菌性能

##### ア RL-5

令和2年7月28日、原告会社は、所有するRL-5型噴霧乾燥器を用いて、装置内部に粉体が堆積していない空の状態で、熱風入口温度を240℃に設定して装置内部に熱風を送り続け、バグフィルタ下部は126.6℃まで上昇したのに対し、乾燥室測定口は53.0℃、サイクロン入口測定口は96.8℃までしか上がらなかつたとの実験結果を得た（甲15）。

令和3年2月15日には、乾燥運転による粉体製造後、粉体が堆積・残留したそのまま状態で、熱風入口温度を240℃に設定して装置内部に熱風を送り続け、バグフィルタ下部は94.9℃まで上昇したのに対し、乾燥室測定口は34.8℃、サイクロン入口測定口は61.1℃までしか上がらなかつたとの実験結果を得た（甲17）。

さらに、令和3年5月25日から28日にかけて、乾燥運転により大腸菌の粉体を製造後、粉体が堆積・残留したそのまま状態で、熱風入口温度を240℃に設定して装置内部に熱風を9時間送り続け、測定室及びサイクロン入口の各測定口を含む複数箇所から粉体を採取し、これを培養して大腸菌集落が存在するかの検査を行ったところ、サイクロン入口の測定口から採取した粉体について、大腸菌の集落の形成が確認された（甲20）。

このように、RL-5型噴霧乾燥器は、付属のヒーターで内部に残留した大腸菌を死滅させようとしても、乾燥室測定口及びサイクロン入り口の測定口に粉体とし

て残留した大腸菌を死滅させることができる性能を有しない。

#### イ L-8 i

令和2年7月21日、原告会社は、所有するL-8 i型噴霧乾燥器を用いて、装置内部に粉体が堆積していない空の状態で、熱風入口温度を240℃に設定して装置内部に熱風を送り続け、排風機後のダクトは115.4℃まで上昇したのに対し、乾燥室測定口は59.2℃、サイクロン入口測定口は99.1℃までしか上がらなかつたとの実験結果を得た（甲16）。なお、警視庁公安部は、後記のとおり、令和元年5月9日、L-8 iの製品回収容器の底部の温度を測定しており、80℃程度にまでしか上がらなかつたとの実験結果を得ている（[調書29頁]）。

令和3年2月8日には、乾燥運転による粉体製造後、粉体が堆積・残留したそのまま状態で、熱風入口温度を240℃に設定して装置内部に熱風を送り続け、排風機後のダクトは106.6℃まで上昇したのに対し、乾燥室測定口は38.0℃、サイクロン入口測定口は54.0℃までしか上がらなかつたとの実験結果を得た（甲18）。

さらに、令和3年5月27日から31日にかけて、乾燥運転により大腸菌の粉体を製造後、粉体が堆積・残留したそのまま状態で、熱風入口温度を240℃に設定して装置内部に熱風を9時間送り続け、測定室及びサイクロン入口の各測定口を含む複数箇所から粉体を採取し、これを培養して大腸菌集落が存在するかの検査を行ったところ、乾燥室及びサイクロン入口の各測定口から採取した粉体について、大腸菌の集落の形成が確認された（甲21）。

このように、L-8 i型噴霧乾燥器は、付属のヒーターで内部に残留した大腸菌を死滅させようとしても、乾燥室測定口及びサイクロン入り口の測定口に粉体として残留した大腸菌を死滅させることができる性能を有しない。また、製品回収容器に堆積した大腸菌を死滅させることができない可能性がある。

## (5) 曝露防止性能

### ア 排風機からの外部への排出

上記(2) のとおり、噴霧乾燥器において、付属の乾燥用ヒーターから装置内部に送り込まれる熱風は、乾燥室、サイクロン等を通過して、排風機後のダクトへと排出される。したがって、粉体の製造時はもちろん、粉体の一部が装置内部内に堆積・残留している状態で付属ヒーターから送風すれば、装置内の粉体の一部が排風機から外部に排出され、曝露が生じることとなる（甲22の1、甲22の2）。

この点、本件において原告会社が輸出したRL-5型噴霧乾燥器には、排風機の先に「HEPAフィルタ」と呼ばれる集塵フィルタが取り付けられている（L-8 i型噴霧乾燥器には取り付けられていない）。しかし、HEPAフィルタを二重に設置しなければ全ての粉体を捕集することができないところ、原告会社が輸出したRL-5型噴霧乾燥器はHEPAフィルタを二重に設置できる構造を有しておらず、曝露を完全に防止することはできない（甲22の1）。

### イ 製品回収時の曝露

RL-5型噴霧乾燥器により製造された粉体は、サイクロン下部及びバグフィルター下部に取り付けられた各製品回収容器に堆積し、製品回収容器を取り外して製品として回収される。L-8 i型噴霧乾燥器にはバグフィルターがないから、サイクロン下部の製品回収容器のみから回収される。

製品回収時の曝露を防止するには、サイクロン下部やバグフィルターと製品回収容器の接続部分にスプリットバルブと呼ばれる特殊な部品を用いる必要がある（島田本人調書8頁）。

しかし、RL-5型噴霧乾燥器及びL-8 i型噴霧乾燥器は、いずれもスプリットバルブは用いておらず、製品回収時に曝露が生じることとなる（大川原本人10頁、島田本人8頁）。とりわけ、L-8 i型噴霧乾燥器にはダンバーすら装着されていないため、製品回収時にはサイクロン下部及び製品回収容器の両方から粉体が曝露する（島田本人調書7頁）。

### 3 本件噴霧乾燥器の輸出、及び業界の状況

#### (1) 本件噴霧乾燥器の輸出

平成28年6月2日、原告会社は、原告会社の製造にかかる噴霧乾燥器RL-5型1台（以下「本件噴霧乾燥器1」という。）を、需要者である中国企業に納入するため、中華人民共和国に向けて輸出した。また、原告会社は、平成30年2月19日、原告会社の製造にかかる噴霧乾燥器L-8 i型1台（以下「本件噴霧乾燥器2」といい、本件噴霧乾燥器1と本件噴霧乾燥器2とをあわせて「本件噴霧乾燥器」という。）を、原告会社の韓国子会社を通じて、需要者である韓国企業に納入するため、大韓民国に向けて輸出した。

これらの輸出にあたり、原告会社は、外為法48条に定める経済産業大臣の許可を受けなかった。

#### (2) 業界の状況

噴霧乾燥器の世界の主要メーカーは、ドイツの[REDACTED]、米国の[REDACTED]、スイスの[REDACTED]社である。このうち[REDACTED]は、デンマークの[REDACTED]を傘下に持ち、デンマークを拠点に製造販売を行っている。同じく[REDACTED]は、デンマークの[REDACTED]社を傘下に持ち、デンマークを製造拠点にしている（大川原本人調書1頁）。

日本では、原告会社が最大のシェアを有しており、原告会社を除けば、[REDACTED]の日本法人である[REDACTED]株式会社（旧[REDACTED]）、[REDACTED]の代理店であるマツボーノなどのシェアが高い（大川原本人調書2頁）。また、スイスの[REDACTED]は、日本法人として[REDACTED]株式会社を有する（乙8の17）。

日本において、平成25年10月の規制導入後、警視庁公安部が捜査を開始するまでの間、噴霧乾燥器の輸出につき経産省の許可実績は、[REDACTED]株式会社（商号は当時のもの。以下「[REDACTED]」という。）について1件あるだけであった（[REDACTED]調書22頁、[REDACTED]調書20頁）。なお、原告会社は、平成25年10月の規制導入後、平成30年10月に警視庁公安部の捜査差押を受けるまでの間、原告会社は、約60台の噴霧乾燥器を輸出したところ、それらは全て非該当として輸出してお

り、経済産業大臣の許可を受けなかった（大川原本人調書5頁～6頁）。

#### 4 捜査の端緒と初期的な捜査（平成29年4月～9月）

##### (1) システックの講習による情報の入手とヒアリング

平成29年3月、警視庁公安部の捜査員は、システックの貿易講習会で輸出管理に関する講習を受けた（[ ]調書37頁、[ ]調書20頁）。

同講習の後、[ ]警部補（役職は当時のもの。以下「[ ]」という。）、[ ][ ]警部補（以下「[ ]」という。）らは、同年4月から5月にかけて数回にわたりシステックを訪問し、[ ]ら職員より、噴霧乾燥器の規制要件について聴取を行った（[ ]20頁、[ ]5頁）。その際、[ ]らは、「技術力を持っている会社が該当の可能性があるので、どこが技術力あるのか」との捜査員の問い合わせに対し、原告会社がトップメーカーなので技術力があると述べ、これを契機として、警視庁公安部による原告会社を対象とした捜査（以下「本件捜査」という。）が開始された（[ ]調書41頁）。なお、捜査の端緒は、原告の噴霧乾燥器が「あってはならない場所で見つかった」からではない（[ ]調書20頁、37頁）。

警視庁公安部が本件捜査を開始した当時、システックの職員は、本件要件ハの「殺菌」に関して、貨物等省令における規制導入当時から明確な解釈は示されておらず曖昧な概念のままであったとの認識を有しており（甲160）、その旨が捜査員に伝えられた（[ ]21頁）。また、警視庁公安部からの聴取に対し、システックの職員は、本件要件ハの「滅菌又は殺菌」の方法について、蒸気や化学薬品による滅菌・殺菌のみを挙げ、「空焚きによる滅菌殺菌」については言及していなかった（[ ]調書5頁、[ ]調書21頁）。

##### (2) 捜査体制

システックの[ ]らからの情報を踏まえ、警視庁公安部は、平成29年5月、噴霧乾燥器のメーカー、ユーザー、及び微生物学の有識者からの聴取を開始した（乙9・1頁）。

捜査方針は、[ ]警視（以下「[ ]」という。）及び[ ]警部（以下「[ ]」

■」という。■と■を合わせて「捜査幹部」と総称し、本件捜査にあたってい  
た警視庁公安部の警部補、巡査部長、巡査長その他の職員を「捜査員」と総称す  
る。)が指揮及び判断を行い、同人らが各捜査員に捜査すべき内容を指示し、各捜  
査員はその指示に従って捜査にあたっていた(■調書1頁、■調書1頁、■  
調書1頁)。

もっとも、捜査員の中には、捜査方針に関して異なる意見を述べる者もいた(■  
■調書2頁)。例えば、■は、事件当初から、殺菌解釈についてAGの定める  
disinfectedの概念を主張していたところ、■は、「日本の法律である省令や通達  
によって(捜査が)行われるべき」だと考え、■に対し、「AGを中心とした捜  
査方針だと事件そのものが潰れるんじゃないか」と言い、■の意見を取り入れな  
かった(■調書2頁)。

各捜査員による聴取結果については、捜査メモが作成され、捜査幹部の確認と承  
認を受けた上で、他の捜査員に配布・共有されていた(■調書5頁、■調書2  
頁、■調書2頁)。

### (3) 噴霧乾燥器メーカーからの聴取結果

捜査を進めるにあたり、警視庁公安部は経産省に対し、噴霧乾燥器の輸出許可実  
績に関する問合せを行い、許可実績は■について1件あるだけであると回答  
を受けた(■調書22頁、■調書20頁)。

そこで、■、■、及び■警部補は、平成29年6月23日、■  
を訪問し、■の輸出管理担当者より、「殺菌の概念が曖昧。加熱すればある  
程度殺菌はできるため、一応該当とした方がいいと判断した」、「殺菌の概念が曖昧  
だったため、可能性という表現を用いた」、「殺菌の概念がそもそも曖昧であるほ  
か、殺菌の方法についても当時調べたが明確な規定がなかった」、「熱風が出るから  
熱殺菌できるというシンプルな解釈で該当と判断している」といった供述を聴取し  
(■調書23~24頁、■調書5頁)、その旨が捜査メモに記載された(乙8  
の19)。なお、■の輸出管理担当者によれば、経産省は、■から電  
話で問合せを受けた際、殺菌の解釈を示さず、「“殺菌できるもの”と書いてあると

おり判断してください」と回答したのみであった（乙8の19）。

また、警視庁公安部の捜査員は、平成29年5月から6月にかけて、日本における噴霧乾燥器メーカーである[REDACTED]株式会社（以下「[REDACTED]」という。）、[REDACTED]株式会社（現在の[REDACTED]ジャパン。以下「[REDACTED]」という。）、株式会社[REDACTED]（以下「[REDACTED]」という。）、[REDACTED]からも聴取を行ったが、これらの聴取先の中に、本件通達解釈に従って本件要件ハの該非判定を行っている旨を述べたものは一社もなく（乙8の17、乙8の18、乙8の20、乙8の21）、むしろ、世界の主要メーカーの日本法人である[REDACTED]及び[REDACTED]は、「殺菌できるもの」について薬液による定置洗浄（CIP）ができるかによると理解していた（乙8の17、乙8の18、[REDACTED]調書20頁、[REDACTED]調書40頁）。

#### （4）ユーザーからの聴取結果

警視庁公安部は、平成29年5月から8月にかけて、噴霧乾燥器のユーザーへの初期的な聴取を行った（乙8の1～6、乙8の26）。その結果、本件通達解釈の内容を知っているユーザーはおらず（[REDACTED]調書35頁）、殺菌の定義を明確に認識しているユーザーすらいなかつた（[REDACTED]著書40頁）。また、実際に洗浄工程を経ずにいきなり熱風を送り込んで内部の殺菌を行っているというユーザーもいなかつた（[REDACTED]調書26頁、[REDACTED]調書3頁）。

なお、[REDACTED]株式会社（以下「[REDACTED]」という。）は、平成29年8月30日の聴取において、洗浄しないまま空焚きによる乾熱殺菌を実施したとしても、「付着する粉体が何層にもなっている可能性があり、乾熱が奥の層には伝わらないおそれがある」ことや、「そもそも湿熱と比較して乾熱は熱が伝わりにくい特性を持っている」ことを述べていた（乙8の6）。

## (5) 有識者からの聴取結果

### ア ■■■教授

平成29年5月18日、■■■は、■■■大学校の■■■教授（以下「■■■教授」という。）を訪問し、「AGで決定した原文は忠実に反映させる原則があり、経産省は、各分野の専門家の意見を参考にして、その原文にガイダンス等を加えて作成している」旨を聴取した（乙8の27、甲159）。■■■はまた、同年9月22日にも■■■教授を訪問し、ボツリヌス毒素の不活化、及び炭疽菌の殺滅について聴取を行った（乙8の30、甲159）。

なお、平成29年5月18日の聴取結果として■■■が作成した捜査メモには、本件要件ハの「滅菌又は殺菌をすることができるもの」の解釈について、クロスフローろ過装置のマトリクスに記載の解釈が準用される旨を聴取した旨が記載されている。しかし、■■■教授によれば、同教授は、自分の意見としてそのようなことを言った事実はないとのことである（甲159・2頁 [(3) 聽取事項(2) について]）。

### イ ■■■教授

平成29年9月25日、警視庁公安部の捜査員は、■■■大学の■■■教授（以下「■■■教授」という。）より、「殺菌に明確な定義はなく、特定の微生物を殺すことであり、その程度の基準もない。」、「噴霧乾燥器が、生物兵器を製造しうるという理由で規制の対象になっているのであれば、炭疽菌等の殺傷能力が高い菌を人体に実害を与えない程度、滅菌レベルまで殺すことを要するのではないか。」との見解を聴取していた（乙8の31）。

## 5 経産省との打合せ（平成29年10月～平成30年2月）

### (1) 殺菌実験の指標菌について

#### ア 警視庁公安部の検討していた殺菌の証明方法

警視庁公安部は、本件噴霧乾燥器1が本件要件ハの要件に充足することを実験により実証するため、平成29年10月6日、同月13日、同月27日、同年11月2日、同月7日、同年12月1日、同月5日、同月8日、平成30年1月16日、

同月 26 日、同年 2 月 2 日、同月 8 日、同月 27 日と、少なくとも合計 13 回（うち平成 29 年 12 月 5 日は電話）にわたり、本件要件ハの解釈とその証明方法について経産省との間で打合せを行った（甲 158、[調書 5 頁]）。

警視庁公安部が検討を進めていた証明方法は、①有識者に乾熱滅菌器を用いた耐熱試験を委託して細菌が死滅する温度条件を見定める一方、②噴霧乾燥器の内部を付属のヒーターで温めた場合における最低温箇所の温度を測定し、当該箇所の温度が細菌の死滅する条件を充足することを示す、というものであり、かつ、大腸菌を死滅できることをもって本件要件ハの「殺菌することのできる」に該当することを証明するというものであった（乙 8 の 32・第 6 項）。

#### イ 芽胞形成菌を指標菌とすべきとの経産省からの指摘

これに対し、経産省は、警視庁公安部に対し、熱に弱いとされる大腸菌を死滅させる程度では足りず、芽胞形成菌を指標菌とする実験でないと意味がないとの指摘をしていた（[調書 5 頁]、[調書 6 頁]）。具体的には、平成 29 年 12 月 5 日、経産省は、警視庁公安部に対し、「管理課の課長、課長補佐、及び安檢室長が話し合った結果、管理課としては、殺菌の定義が曖昧であることから殺菌実験は芽胞形成菌を指標菌とするものでなければならない。」旨を電話で伝えた。また、同月 8 日には、警視庁公安部との打合せの席上、上席安全保障貿易検査官の[調書 16 頁]（以下「[調書 16 頁]」という。）は、電話と同内容の指摘を行った（[調書 16 頁]）。

経産省が芽胞形成菌を指標菌とすべきとした理由は、「殺菌」には定義や解釈がなく、判定基準が不明確であることから、日本薬局方に基準が明記されている滅菌と同様の方法でなければ判断できないというものであった（[調書 6 頁]）。なお、日本薬局方は、乾熱滅菌法の指標菌としてバチラス属の芽胞形成菌である *Bacillus atrophaeus* を定めている（甲 156・2609 頁）のに対し、乾熱殺菌なる概念は、微生物殺滅法における物理的消毒法として挙げられていない（甲 7・1644 頁）。

#### ウ 有識者の見解の聴取と公安部解釈の定立

平成 29 年 11 月、捜査幹部は、芽胞形成菌を死滅できる温度を目指して実験を開始した。しかし、同年 12 月ころには早々にこれが無理であることが判明したこ

とから、大腸菌を死滅できる100℃程度に目標を引き下げる方針に切り替えた。そして、この考えに難色を示す経産省を説得するべく、有識者の見解を集めることとした（[ ]調書6頁、[ ]調書6～7頁）。

もっとも上述のとおり、警視庁公安部は、経産省との打合せ開始前の平成29年9月25日に、[ ]教授から、「殺菌に明確な定義はなく、特定の微生物を殺すことであり、その程度の基準もない。」、「噴霧乾燥器が、生物兵器を製造しうるという理由で規制の対象になっているのであれば、炭疽菌等の殺傷能力が高い菌を人体に実害を与えない程度、滅菌レベルまで殺すことを要するのではないか。」との見解を聴取していた（乙8の31）。

また、経産省との打合せ開始後の平成29年11月17日には、消毒薬メーカーである[ ]の取締役（以下「[ ]取締役」という。）より、「殺菌は単に行行為を指す言葉であり、定量的な定義を持っていないことから、結果として証明することは難しい。」、「省令ハの解釈は「作業員の曝露防止のために滅菌又は殺菌が可能な器械が該当」と説明していることは明らかで、生物兵器製造という観点から判断すれば、芽胞菌を殺滅したという結果を出さないと該当とはいえないと思う。」との見解を聴取した（乙8の35）。同月29日には、[ ]大学の[ ]名誉教授（以下「[ ]名誉教授」という。）より、本件要件ハについて「AG原文の「capable of being sterilized or disinfected in situ」を読むと生物学的には「原位置で滅菌又は消毒が可能である」という訳になる」と指摘を受けた上で、「殺菌できるもの」の証明について、「乾熱の場合は160℃～180℃の温度にならないと滅菌も消毒もできるとは言えない。湿熱でもガスでも指標菌は芽胞菌を使用する。」との見解を聴取した（乙8の36）。

こうした中、[ ]は、平成29年12月8日、従前より殺菌の解釈について聴取を行っていた[ ]教授を再度訪問し、「経済産業省が芽胞形成菌のみを規制対象とすることについて、私は合理的な理由にはならないと思う。」との聴取結果を検査メモに記録した（乙8の38）。また、同月25日には、[ ]大学の[ ]教授（以下「[ ]教授」という。）から聴取を行い、同教授より「省令ハは、「省令第2条の2第1項第二号に記載されている細菌を死滅させて、感染能力

を失わせる」という解釈になる」と聴取した旨を捜査メモに記録した（乙8の48）。ただし、[ ]教授は、当該捜査メモの記載は事実と異なると述べている（甲159・9頁(3)）。

なお、[ ]は、平成29年11月24日作成の聴取結果報告書において、同月2日及び22日に[ ]大学大学院の[ ]准教授（以下「[ ]准教授」という。）より「ハの解釈は、「機器を分解しないで、製造した省令第2条の2第1項第二号に記載されている細菌を死滅させて、その感染能力を失わせること」という結論に至ると思います。」と聴取した旨を記載している（丙A128・6～7頁）。しかし、殺菌の解釈及び証明方法に関する有識者の見解の聴取が当時の捜査方針であったにもかかわらず、その原資料である捜査メモにはそのような記載は一切ないことからすると（乙8の32、乙8の34）、同報告書記載の聴取が現になされたものとは認められない。

また、警視庁公安部は、平成29年12月19日、[ ]大学薬学部の[ ]客員教授より、本件通達解釈の「潜在的な微生物の伝染能力の破壊」について、「潜在的な微生物とは、不特定多数の菌を示し、潜在的な感染能力とは、菌の種類が不明であることを示している」、「伝染能力の破壊とは、死滅、無害化することである」と聴取した（乙8の40）。

こうした捜査を経て、警視庁公安部の捜査員は、平成30年1月5日、上記有識者のうち[ ]教授、[ ]准教授、[ ]教授及び[ ]教授からの聴取結果を基に、本件要件ハの「殺菌」について、「機器装置内の特定又は不特定多数の病原菌等有害な菌を全て死滅させることと捉えることとした」旨の捜査報告書を作成した（丙A126）。もっとも、同報告書に記載の殺菌解釈は、有識者が自発的に述べたものではなく、[ ]が考え出した解釈であった（[ ]調書12頁）。

## エ 経産省内部での検討状況、指摘

### (ア) 平成29年11月7日の打合せにおける[ ]の発言

平成29年10月から平成30年2月にかけての警視庁公安部との打合せにあたり、経産省側は、[ ]、[ ]及び[ ]の3名の安全保障貿易検査官が対応にあたっていたほか、警視庁公安部側として[ ]が出席した平成29年11月7

日及び平成30年2月8日の打合せには管理課の[ ]課長補佐（以下「[ ]」という。）も出席していた（甲158、[ ]調書18頁）。

[ ]は、平成29年11月7日の打合せにおいて、本件要件ハの殺菌の解釈について、「法令には不備がある」、「省令が曖昧で、解釈もはっきりしない」、「まずは法令の改正やAGへの提案が先だ」との見解を述べた（[ ]調書18頁、[ ]調書20頁）。

#### （イ）システム調査員のヒアリング

この打合せの後の平成29年11月20日、経産省は、システムの[ ]及び[ ]のヒアリングを行った。このヒアリングには、[ ]、[ ]のほか、管理課の[ ]係長、安全保障貿易審査課（以下「審査課」という。）の職員数名などが出席し、[ ]及び[ ]は、システムと警視庁との打合せに関する備忘録、AGにおける他国の説明資料、日本薬局方（その内容につき甲7ご参照）、AGの規制リスト（その内容につき甲3ご参照）、システム発行のガイダンス第6版（その内容につき甲5ご参照）、滅菌及び殺菌の解釈等に関する資料を持参し、これを配布して、説明を行った（丙A105、[ ]調書21頁～22頁）。なお、ここでも、殺菌の解釈に関する資料として持参されたのはインターネット百科事典「ウィキペディア」の情報のみであった。

#### （ウ）他のAG参加国への照会に向けたすり合わせ

平成29年12月11日ころ、[ ]は、日本において殺菌の明確な定義や解釈がなかったことから、管理課の幹部に相談の上、AGの参加国であるデンマーク、米国、スイス、ドイツ及びイギリスに対し、そもそも乾熱による滅菌及び殺菌がAGの規制の対象となるか、AGの本件テクニカルノートに定める定義以外に滅菌及び殺菌について特別な定義、運用を有しているか、滅菌又は殺菌されるべき場所はどこか等について、問い合わせを行おうと考え、審査課の幹部を含む同課職員との間で、問合せ事項の検討を開始した（甲164、[ ]調書21頁～24頁）。

この検討の中で、審査課からは、「噴霧乾燥器における殺菌、滅菌の効果を、現実の問題として噴霧乾燥器のメーカーが性能保証することは難しい。実際、乾燥室内部にはデッドスペースがあり、それらを含めて必要な殺菌効果があるかはユーザ

一があらかじめ仕様を提示し、実際に設計されたあの運転の経験を経て得られるものであると考える。」との指摘がなされていた（甲164・平成29年12月19日午後4時54分付メール）。

#### 才 公安部解釈の提示と経産省の対応

平成30年1月16日、警視庁公安部は、平成29年12月に実施したRL-5の温度実験の結果、及び有識者への聴取を経て平成30年1月5日に固めた殺菌解釈を携えて経産省との打合せに臨んだが、経産省は、警視庁公安部による解釈及び殺菌実験の方法に同意しなかった（[調書17頁]、[調書14頁]）。また、平成30年1月26日、同年2月2日に行われた各打合せにおいても、経産省の姿勢に変化はなかった（[調書15頁～16頁]）。

大腸菌を指標菌したいとの警視庁公安部の考えに経産省が難色を示したことを受け、警視庁公安部は、平成30年1月26日、芽胞形成菌である炭疽菌でも実験を行うこととし、[大学の]教授に対し、炭疽菌の耐熱実験を依頼した（乙8の49、[調書15頁]）。

#### (2) 経産省からのその他の指摘

警視庁公安部との一連の打合せにおいて、経産省は、本件要件ハが国際的合意に対して日本独自に上乗せ規制をしたものであるとの説明をしたことはなかった。むしろ、経産省は、AG参加国で乾熱殺菌をもって規制該当としている国は他なく、他国との調和なく日本だけ突出した規制を行うべきではないと指摘をしていた（[調書19頁]、[調書15頁・18頁]、[調書20頁]）。

また、曝露防止も必要であり、HEPAフィルタで一切細菌が漏れないことが管理課から求められるとの指摘がなされていた（[調書19頁]、[調書15頁]、[調書20頁]）。

#### (3) 経産省の姿勢の変化

平成30年2月8日、経産省と警視庁公安部の打合せにおいて、経産省はこれまでの否定的な姿勢から一転、本件噴霧乾燥器1が規制に該当する旨の回答を出すこ

とに前向きな姿勢を示した（[調書16頁]）。[ ]は、「ガサはいいと思う」と発言し、「立件するのは別の件を探してもらいたい」、「経産省に許可申請を出しているのは[ ]1件だということを担当の検察官に説明してもらいたい」、「その後、判断が変わるかもしれない」と留保しつつ、捜索差押に協力する姿勢を示した（[調書17頁]、[調書17頁]）。

経産省が姿勢を転換した背景については、警視庁公安部外事第一課長が警視庁公安部長に依頼し、これに応じて公安部長が経済産業省の幹部に働きかけた旨の説明が、経産省からなされた（[調書18頁]、[調書17～18頁]）。

#### (4) 照会とこれに対する回答

平成30年8月3日、警視庁公安部は、経産省に対し、本件噴霧乾燥器1が貨物等省令に定める規制に該当する貨物か否かについて照会書を交付した（丙2）。これに対し、経産省は、同月10日、照会書の添付資料の内容を前提とすれば規制に該当すると思われるとの回答を行った（丙3）。

同照会書に添付された資料には、殺菌解釀に関する有識者からの聴取結果報告書のほか、曝露防止に関し、HEPAフィルタの設置により粉体が漏れない状態を保てるという[ ]からの電話聴取結果報告書が含まれていた（丙2）。これらの添付資料は、照会に先立って警視庁公安部と経産省との間ですり合わせを行い、経産省が回答をするのに必要としたものであった（[調書20頁]、[調書19頁]）。

令和元年7月26日、警視庁公安部は、経産省に対し、本件噴霧乾燥器2が貨物等省令に定める規制に該当する貨物か否かについて照会書を交付した（丙8）。これに対し、経産省は、同年8月9日、照会書の添付資料の内容を前提とすれば規制に該当すると思われるとの回答を行った（丙9）。なお、同照会書に添付された資料には、曝露防止に関する資料は含まれていない（丙8）。

## 6 溫度実験（平成29年11月～平成31年5月）

### (1) RL-5の温度実験

#### ア 最低温箇所の特定

平成29年11月ころ、警視庁公安部は、自ら組み立てた乾熱殺菌理論を実証するため、本件噴霧乾燥器1の同型機種RL-5を用いた温度実験を開始した（[■]調書5頁、[■]調書1頁・6頁、なお、乙8の32・第6項に「8日の[■]での検査結果で出たミニマム温度」との言及がなされている。）。

温度実験を開始した当初、警視庁公安部は、RL-5の内部で最も温度が低くなる場所は熱風の流れの最下流である排気口だと捉えていた。しかし、平成30年3月12日、[■]より、排風機後の管のほかバグフィルターと回収容器の接合部分及びサイクロンと回収容器の接合部分の温度が最低温となる可能性がある旨の指摘を受けた（丙A132、[■]調書6頁）。なお、警視庁公安部は、最低温箇所については[■]からも聴取したが、[■]は分からないと答えていた（[■]調書2頁）。

もっとも、[■]は、原告会社の噴霧乾燥器を取り扱っている業者ではなく、生産機と呼ばれる大型の噴霧乾燥器を製造するメーカーである（大川原本人調書7頁）。

[■]からの聴取を担当した[■]は、聴取にあたり、一般的な噴霧乾燥器資料を示すにとどまり、RL-5の実機はもちろん、RL-5の写真、図面等すら示していなかった（[■]調書1頁、6頁、43頁）。また、捜査幹部は、同社からの指摘を受けた後、同社の見解が正しいかどうか、同社の指摘した以外の箇所で熱の通りが悪い場所がないかの検証のため、原告会社製の噴霧乾燥器のユーザー等から聴取を行うなどの追加検査の指示を行うことはなかった（[■]調書7頁）。

平成30年3月22日、警視庁公安部は、[■]の指摘を踏まえ、噴霧乾燥器の内部10箇所の温度測定を行い、その結果、バグフィルタ下部を最低温箇所と特定した（丙6、[■]調書2頁）。当該実験において、捜査幹部からは、[■]の指摘した箇所以外の箇所についても温度を測るようにとの指示はなく（[■]調書7頁）、測定口の存在を知る捜査員もいたが（[■]調書30頁）、

その温度は測定されなかった。また、実験に立ち会ったのは、警視庁公安部の捜査員と噴霧乾燥器の所有者のみであり、専門家や、[調書33頁]の立ち会いはなかった（[調書33頁]）。

#### イ データロガーを用いた温度実験の実施

平成30年7月11日、警視庁公安部は、先の実験の結果最低温を示した「バグフィルタの下部」の温度の上昇度合いを極小型温度データロガー「スーパーサーモクロン」を用いて計測し、同箇所の温度が117度以上を3時間7分継続したとの結果を得た（丙7）。

実験に立ち会ったのは、警視庁公安部の捜査員と噴霧乾燥器の所有者のみであり、専門家や、[調書33頁]の立ち会いはなかった（[調書33頁]）。

#### (2) 任意取調における測定口の指摘

##### ア 本件噴霧乾燥器の測定口の温度が上がりづらいこと

本件噴霧乾燥器の構造上、乾燥室内及びサイクロン入り口のダクトに存在する測定口の内部は、熱風が通りにくい構造であるため温度が特に上がりづらい箇所となっている。特に、乾燥運転により粉体を製造した後は、狭い測定口に粉体が堆積・残留するため、堆積した粉体による断熱により一部の粉体にさらに熱が伝わりにくい状態となる（甲161・3頁～4頁）。具体的には、本件噴霧乾燥器の乾燥室測定口は、乾燥運転後に粉体が残置した状態で付属ヒーターから装置内部に熱風を送り続けても、内部温度は50℃程度にしか上ががらず（甲15、16、17、18）、乾燥室測定口に粉体とした堆積した大腸菌は、付属のヒーターで乾熱を送り続けても、その全てを死滅させることはできない（甲20、21）。

なお、乾燥室測定口はいずれも、外観上目視できる場所にあり（甲15・資料2写真1、4、甲16・資料2写真2、3）、噴霧乾燥運転後の粉体の堆積状況もまた目視することができる（甲17・資料2写真18、甲18・資料2写真14）。

##### イ 原告会社の役職員からの指摘

原告会社従業員である[調書33頁]は、平成30年12月25日に警視庁公安部の取調べを受けた際、原告会社製の噴霧乾燥器内部には計測器を設置する箇所が存在

し、当該箇所は袋小路になっているため、熱風が流れないと理由により温度が上がりないはずである旨を供述した（甲23、■調書7頁、■調書8頁）。

同様に、原告会社従業員（令和2年6月19日に取締役に就任（甲1））であった■は、平成30年12月14日に警視庁公安部の取調べを受けた際、原告会社製の噴霧乾燥器内部の乾燥室内及びサイクロン付近にあるセンサー部分は袋小路になっており熱風が通り抜けないため温度が上がりにくく、相当温度が低くなるはずである旨を供述した（甲24、■調書7頁、■調書8頁）。また、原告会社従業員である■は、平成30年12月25日に警視庁公安部の取調べを受けた際、原告会社製の噴霧乾燥器内部には、測定口などの熱風が流れにくい箇所が複数あり、その箇所は温度が上がりにくいはずである旨を供述した（甲25、■調書29頁）。原告会社従業員である原告■は、平成30年12月25日に警視庁公安部の取調べを受けた際、原告会社製の噴霧乾燥器内部には、空気の流れにくい箇所が複数あり、これらの箇所は熱風によっては温度が上がりにくいはずである旨を供述した（甲26）。

さらに、被疑者本人であった亡相嶋は、平成31年1月24日ころ警視庁公安部の取調べを受けた際、「マンホール、覗き窓、温度計座、差圧計座及び導圧管等極端に温度の低い箇所があるため、完全な殺菌はできない」と供述した（甲27、■8頁・33頁）。亡相嶋はまた、警視庁公安部から温度測定の結果を説明受けた際、粉体が付いた状態で実験を行ったのかと問い合わせる発言を行っていた（■35頁）。なお、警視庁公安部の捜査員は、亡相嶋が原告会社の役職員の中でも特に噴霧乾燥器の構造に詳しいとの認識を有していた（■調書45頁、■調書35頁、■調書9頁）。

#### ウ 警視庁公安部の対応

原告会社の従業員や亡相嶋からの指摘は、捜査メモとして警視庁公安部内で共有されていたほか（■調書7頁）、捜査会議でも報告がなされていた（■調書20頁）。亡相嶋及び原告会社の複数の従業員が同じ供述をしていたことから、■は、立件後の公判において弁護人から主張がなされることが予想されると考え、■に対し、予想される主張に備えて再度実験をするべきである旨進言した。しかし、

〔 〕は、「従業員の言い訳だ、信じる必要はない。」と言って取り合はず（〔 〕調書 8 頁、〔 〕調書 9 頁、32 頁）、結局、捜査幹部から捜査員に対し追加実験の指示はなされなかった（〔 〕調書 7 頁）。

また、後に行われた L-8 i の温度実験においても、「余計なことをするな。」「出なかったらどうするんだ、事件潰れて責任取れんのか。」といった指示が〔 〕からなされていたため、測定口の温度が測定されなかつばかりか、所有者からは測定口にあたる箇所の温度が上がりづらい旨の指摘を受けたにもかかわらず（甲 1 6 5）、捜査員は最低温箇所に関する聴取として扱わなかつた（〔 〕調書 8 頁、〔 〕調書 10 頁、34 頁、41 頁）。

なお、警視庁公安部は、RL-5 の温度実験を 7 ~ 8 回程度、L-8 i の温度実験についても複数回行つてゐるが、噴霧乾燥器の所有者から実験の実施について激しい抵抗にあつたことはなかつた（〔 〕調書 5 頁、10 頁、〔 〕調書 38 頁）。

### (3) L-8 i の温度実験

#### ア 最低温箇所の特定（後付けの聴取）

##### (ア) 〔 〕からの聴取内容

警視庁公安部は、本件噴霧乾燥器 2 の同型機である L-8 i の用いた温度実験を複数回行つてゐたが、事前に最低温箇所の特定のための検査は行われず、捜査幹部の指示で、排気口、サイクロン下部、製品回収容器の底部の 3 箇所の温度が測定されていた（〔 〕調書 13 頁、15 頁、〔 〕調書 11 頁、〔 〕調書 11 頁、〔 〕調書 17 頁）。L-8 i を用いた実験の終了後の令和元年 7 月 5 日、〔 〕は、〔 〕より、「理論上、装置内部で最も温度が低くなる箇所は、装置末端の排風機後にあるダクト又はサイクロンの下部である」、及び「この噴霧乾燥器は、サイクロンの下部、つまり製品容器との接合部分にダンパーが標準装備されているが、このダンパーを設置することで、装置本体と製品容器との接合部分に蓋をして、粉体や熱風の行き来を遮断することもできる」旨を聴取した。捜査幹部は、かかる聴取結果をもつて、遡って最低温箇所の候補の根拠とした（丙 10 資料 9）。

#### (イ) 測定口に関する不聴取

警視庁公安部は、平成30年12月から平成31年1月にかけて、亡相嶋及び複数の原告会社従業員より、測定口にあたる箇所の温度が上がりづらい旨の指摘を受け、かかる指摘は捜査メモに記載されるなどして捜査員間で共有されていた（[■]7調書頁、[■]調書33頁、[■]調書34頁）。

しかし、捜査幹部は、[■]からの聴取にあたり、[■]にこれらの指摘を同社に伝えさせず（[■]調書10頁）、したがって測定口に関する同社の見解は聴取されなかった（丙10資料9）。

#### (ウ) 後付けで行われた聴取

上記のとおり、L-8iの最低温箇所に関する[■]への聴取が行われたのは令和元年7月5日であり、令和元年5月9日の実験から2ヶ月を経過してから後付けで行われたものであった。

この点、[■]は、令和元年5月9日の実験よりも前に何回か聴取を行っていたが、聴取結果報告書が作成されていなかったので、令和元年7月5日に改めて訪問し、聴取を行った上で報告書にした旨を証言する（[■]調書9頁～10頁）。しかし、捜査員が聴取先から聴取した内容は捜査メモに記載されて共有されているのであるから（[■]調書5頁、[■]調書22頁）、[■]からL-8iの最低温箇所について聴取を行っていれば、当然その聴取結果が捜査メモとして残されているはずであり、必要に応じて捜査メモに基づき聴取結果報告書が作成すればよいのであって、実験終了から2ヶ月も経過した後に改めて[■]の訪問し、再聴取を行う必要はないのであるから、[■]の上記証言は信用に足りない。

後述のとおり、[■]は、令和元年5月9日の実験の結果、製品回収容器を噴霧乾燥器の外部であると整理し直す必要があると考え、ダンパーを設置することができるとの理由付けをすることとした。そこで、自らの考えを支える証拠を作るために、[■]に指示をして、[■]から「ダンパーを設置することで、装置本体と製品容器との接合部分に蓋をして、粉体や熱風の行き来を遮断することもできる」との聴取結果を獲得させたものであることが伺われる。

## イ データロガーを用いた温度実験の実施

警視庁公安部は、令和元年5月9日、[REDACTED]株式会社（以下「[REDACTED]社」という。）社の社長立ち会いの下、同社所有の本件噴霧乾燥器2の同型機種L-8iを用いた温度実験を行った。実験に立ち会ったのは、警視庁公安部の捜査員と同社社長のみであり、専門家や[REDACTED]の立ち会いはなかった（[REDACTED]調書33頁）。

実験では、温度データロガー「スーパーサーモクロロン」及び「ハイパーサーモクロロン」を装置末端の排風機後にあるダクト内、サイクロン下部、及び製品回収容器の底部の3箇所に設置して、その温度を測定したほか、製品回収容器の底部には[REDACTED]社所有の極細熱電対を設置し、リアルタイムで温度を計測した（丙1、[REDACTED]調書10～11頁、36頁、[REDACTED]調書11頁）。

他方、L-8iの実験が行われていた時点ではすでに原告会社の従業員や亡相嶋から測定口にあたる箇所の温度が上がりづらい旨の指摘がなされていたにもかかわらず、捜査幹部は、複数回実施されたL-8iの温度実験のいずれにおいても、測定口の温度の測定を指示しなかった（[REDACTED]調書9頁～10頁）。

もっとも、[REDACTED]社の社長は、捜査員に対し、測定口にあたる箇所、及び製品回収容器の内部は温度が上がりづらい旨を指摘し、それらの箇所を含む噴霧乾燥器の様々な場所を手で触るよう促した（甲165）。しかし、捜査員から[REDACTED]社に対し、測定口の温度はサイクロン下部や排気口より低くなるかといった質問はなされず（[REDACTED]調書31頁、[REDACTED]調書18頁）、測定口の温度は測定されなかった。

実験の結果、装置末端の排風機後にあるダクト内、サイクロン下部については10度以上の温度を3時間30分以上記録したのに対し（丙14、[REDACTED]調書3頁）、製品回収容器の底部は、80度程度にとどまった（[REDACTED]調書29頁）。

## ウ 虚偽の温度測定結果報告書の作成

L-8iの温度実験の結果は[REDACTED]から捜査幹部に報告された（[REDACTED]調書37頁）が、[REDACTED]は、[REDACTED]ではなく[REDACTED]巡査部長（以下「[REDACTED]」という。）に報告書の作成を指示し、[REDACTED]はこの指示を受けて、令和元年5月15日付け温度測定結果報

告書（丙14）を作成した。同報告書は、捜査幹部がその内容を確認し、決裁がなされた（[調書12頁]）。

しかし、同報告書には次の2点について虚偽の記載がなされた。

（ア）温度測定箇所の虚偽記載（製品回収容器の不記載）

[ ]は、同報告書に、測定箇所は「装置末端の排風機後にあるダクト内」及び「サイクロン下部」の2箇所であり、これらの箇所にそれぞれ2種類の極小型温度データロガーを設置したと記載した（丙14・2頁）。

しかし、当時警視庁公安部において、L-8iの製品回収容器はサイクロンとの間を遮るダンパーがなく構造上一体であることから噴霧乾燥器の「内部」にあたると捉えられており、令和元年5月9日より前に行われたL-8iの温度実験においても、製品回収容器の底部の温度が測定されていた（[調書12頁、36頁、[調書11頁]）。

そして、令和元年5月9日の実験においても、捜査員は、捜査幹部の指示により、「装置末端の排風機後にあるダクト内」及び「サイクロン下部」のほか、サイクロンの下部に接続された製品回収容器の底部にも同じ温度データロガーを貼り、合計3箇所の温度を測定した（[調書11頁、[調書11頁、[調書13頁、15頁]）。なお、実験に用いられたL-8iのサイクロン下部と製品回収容器との接合部分にダンパーは存在しない（丙14・資料2写真9～10、[調書32頁]）。

実験後、捜査幹部は、製品回収容器の底部の温度が100度に達しなかったことから、製品回収容器の温度を測定した事実そのものを温度測定結果報告書に記載させないこととした上（[調書12頁、[調書11頁]）、ダンパーの設置が可能であるとの理由付けにより製品回収容器の底部は「内部」に該当しないとの整理に変更した（[調書12頁、37頁、[調書12頁]）。

この点、[ ]及び[ ]は、製品回収容器は噴霧乾燥器の内容に当たらないと考えていたと述べ（[調書15頁、[調書21頁]）、製品回収容器の底部を測定した事実及びその結果を報告書に記載しなかった理由について、[ ]は、「この温度は参考だからです」などと述べるが（[調書16頁]）、「参考」とはいかなる意味

を有するのか判然としないばかりか、「参考」であるとしても捜査幹部から測定の指示を受けておきながらその結果を捜査幹部に報告しないことは不自然であり、同証言は信用に足りない。また、[ ]は、「温度の上がり具合の参考として見た」と証言するが（[ ]調書 25 頁）、参考で上がり具合を調べて何をするつもりだったのかとの問い合わせに対して説明に窮するなど（[ ]調書 43 頁）、[ ]同様その証言は信用に足りない。

従って、捜査幹部は L-8 i の製品回収容器は噴霧乾燥器の内部に当たると考えその底部の温度を測定していたところ、目標としていた 100 度に達しなかったことから、「ダンパーの設置が可能である」との理由付けにより内部に該当しないとの整理に変更したとのと認めるのが相当である。

さらにいえば、[ ]が[ ]から最低温箇所に関する聴取を行ったのは実験から 2 ヶ月余りが経った令和元年 7 月 5 日であり、その際、「ダンパーを設置することで、装置本体と製品容器との接合部分に蓋をして、粉体や熱風の行き来を遮断することもできる。」と聴取した旨の記載が聴取結果報告書になされている（丙 10 資料 9）。そもそも最低温箇所に関する聴取を実験から 2 ヶ月も経過した後に行うこと自体極めて不自然であることからすると、同日の聴取は、捜査幹部が L-8 i の製品回収容器を噴霧乾燥器の外部であるの整理に変更したことから、変更後の考えに従った聴取結果を捜査記録とするために、後付けで行ったものと考えられる。

もっとも、すでに述べたとおり、L-8 i のサイクロン下部と製品回収容器との間にダンパーはないため、サイクロンと製品回収容器を遮断することはできない（甲 161・4 頁、同別紙 2、島田本人調書 7 頁、丙 14・資料 2 写真 9, 10）。また、サイクロンと回収容器の境目にダンパーを取り付けるには、サイクロンの下に少なくとも約 100 ミリメートルが必要であるところ、L-8 i にはサイクロンの上下にスペースがないため、ダンパーを取り付ける場合にはサイクロン自体を再設計し、交換する必要がある（島田本人調書 8 頁）。

#### （イ） 極細熱電対の設置経緯についての虚偽記載

[ ]は、極細熱電対を製品回収容器の底部に設置した経緯について、[ ]

■社が「器械内部の温度状況を独自に把握したい旨」を申し出て、同社で保有する温度測定器「極細熱電対」を製品回収容器底部に設置したと記載している（丙14・3頁）。

しかし実際には、警視庁公安部の捜査員が、リアルタイムで製品回収容器底部の温度を知りたいと考え、■社から同社所有の極細熱電対を借りて、製品回収容器の底部に設置したものであった（■調書10頁～11頁）。

この点、■は、陳述書においても「L-8iの所有者が独自に温度測定器を設置するために製品回収容器を取り外し」と記載し（乙12・2頁）、証人尋問においてもその旨を述べるが（■調書14頁）、当該噴霧乾燥器を所有し普段から使用している■社の社長が、警視庁の温度実験を中断させてまで独自に温度を測りたいと申し出ることはいかにも不自然であることに加え、同社社長自ら、①実験開始後、警視庁職員から、温度の上がり具合をリアルタイムにモニタリングしたいとの要望を受けたことから、同社所有の温度測定器「極細熱電対」を提供することにしたこと、②警視庁職員の指示で、回収容器をいったん取り外し、当該熱電対を回収容器の底部に設置した上で元のとおり取り付けたこと、③自分から「器械内部の温度状況を独自に把握したい」旨を申し出た事実はないこと、④もとより同社として温度状況を独自にリアルタイムに把握する必要はなく、自分からそのような申し出をする理由がないことを述べていること（甲165）からすると、■の陳述及び証言は信用できない。

#### (4) 粉体実験

##### ア 警視庁公安部が採用した実験

警視庁公安部の温度実験は、いずれも粉体製造後の状態での温度を測定したものではなく、内部に粉体が存在しない状態で付属ヒーターから熱風を送り込み、内部の温度を測定する方法で行われた。また、警視庁公安部が外部有識者に委託して行った細菌の耐熱試験についても、粉体化した細菌ではなく、培養した菌を粉体化しないままの状態で乾熱滅菌器にかける方法で行われた。

しかし、粉体を用いた実験を行うことの要否に関しては、次の述べるとおり、噴

霧乾燥器のユーザー、有識者から様々な見解が聴取されていた。

#### イ 粉体化した細菌の耐熱性に関する聴取結果

平成29年8月30日、[ ]は、[ ]より、「仮に洗浄しないまま空だきによる乾熱殺菌を実施したとしても、乾燥室内壁面に付着した粉体が焦げ付くので次の運転に支障を来す。また付着する粉体が何層にもなっている可能性があり、この場合、乾熱が奥の層には伝わらないおそれがある。そもそも湿熱と比較して乾熱は熱が伝わりづらい特性を持っている。」旨を聴取し、その内容は捜査メモとして捜査員間で共有されていた（乙8の6）。

その後、平成29年12月4日、[ ]は、当時警視庁公安部が大腸菌の耐熱実験を委託（丙A149）していた[ ]准教授との電話により、「たとえ粒子が重なった状態で乾熱処理したとしても、芽胞を形成しない菌であれば、100度程度の乾熱で細菌全体の水分が枯渇し死滅します」、「噴霧乾燥器による乾熱処理で機器装置内部の細菌が焦げ付いたとしても、熱の浸透がやや遅くはなりますが、最終的には細菌の内部まで熱が行き渡り死滅します」との見解を聴取し、これを電話聴取結果報告書として残した（丙A139）。

しかし、同年12月5日、[ ]は、[ ]研究所より、「洗浄せずに、粉体の状態で乾燥運転をしたことはないが、その場合は粉体の脂肪分が焦げると考えられる。焦げた部分の菌は死んでいるだろうが、その下の菌は生き残っている可能性がある」旨を聴取し、その内容は捜査メモとして捜査員間で共有された（乙8の15）。

このように、粉体の耐熱性に関する見解は、企業、有識者、研究機関の間で合致した状況にはなかった。

#### ウ 噴霧乾燥器を用いた耐熱実験の必要性に関する聴取結果

平成29年12月14日、警視庁公安部の捜査員は、[ ]大学の[ ]教授（以下「[ ]教授」という。）より、「最も省令の趣旨に沿った方法は粉体の菌を使用した実験と言える。しかし、この方法では、乳酸菌等の安全な菌でやる以外に方法は無く、実験菌自体も噴霧乾燥器で製造する必要がある。さらにこだわれば対象器で製造しないと意味が無いし、研究者の立場から言えばやる必要が無いと思

う。」旨を聴取した（乙8の41）

一方で、同月19日には、感染学の権威という大学の教授より、「相手が「噴霧乾燥器と乾熱滅菌器では構造が違う」と主張してくる場合も考えられるので、可能なら対象器で実験を行った方が良いのは間違いない。」旨を聴取した（乙8の44）。

なお、[ ]は、噴霧乾燥器で乳酸菌などを粉体にし、粉体の堆積具合や曝露について確認すべきではないかと考え、捜査幹部に指摘をしたこと也有った（[ ]調書38～39頁）。また、警視庁公安部は、実験にあたり、噴霧乾燥器の所有者から噴霧乾燥器の実験を行うことにつき、反対をされた事実はなかった（[ ]調書35頁）。

## 7 捜索差押、任意の取調べ、逮捕（平成30年10月～令和2年3月）

### (1) 捜索差押

平成30年10月3日、本件噴霧乾燥器の輸出に関し原告会社及び原告大川原らの自宅に対して捜索差押えが行われ、大量の書類、サーバー、パソコン等が押収された（甲28の1ないし甲28の5、甲29）。

### (2) 証拠の任意提出及び任意の取調

原告会社、原告大川原ら及び原告会社の役員及び従業員は、上記の捜索差押え以降、警察の捜査に協力し、多数の証拠を任意に提出した（甲29、甲32）

また、上記の捜索差押え時から本件第一事件での逮捕時までの1年以上の間に、原告大川原は40回、原告島田は39回、亡相嶋は18回もの任意の取調べに応じるとともに、この3名以外にも、原告会社従業員ら関係者50名が任意の取調べに協力して、その回数は原告大川原らと合わせ少なくとも延べ合計291回に上った（被告東京都準備書面(1) 26頁）。かかる任意取調べにより、多数の原告会社従業員及びその家族が精神的苦痛を受けることとなった。

また、かかる任意の取調べの結果、少なくとも29名について警察官面前調書が作成された（甲30）。

警視庁公安部の捜査員は、これら原告会社関係者に対する任意の取調べにおいて、公安部の定立した殺菌の解釈はもとより、本件通達解釈すら示さずに、殺菌の可否に関する聴取を行っていた（[調書 39 頁]）。

また、[ ]は、原告島田に対する任意の取調べにおいて、熱風により菌が「ある程度」死ねば殺菌できると言えるとの間違った解釈を示して、これを前提に殺菌に関する原告島田の供述を得ようとしていた。殺菌概念をずらして誘導して聴取を行う手法は、捜査幹部から捜査員に指示がなされていたため、[ ]のみならず、他の捜査員においても用いられていた（[調書 20 頁、36 頁]）。

### (3) 逮捕前の検事相談

警視庁公安部は、本件捜査について、平成 30 年 10 月の搜索差押の前から継続的に、東京地検の担当検事に相談を行っていた（[調書 49 頁、[ ]調書 22 頁、[ ]調書 29 頁、[ ]調書 14 頁]）。検事相談にあたっていたのは主に[ ]であった（[調書 2 頁]）。

[ ] 検事（以下「[ ]」という。）は、平成 29 年 6 月に本件の担当検事に着任し、以後、警視庁公安部から、原告会社の役職員に対する取調べ状況の報告を受け、方針について指示を行っていたほか、逮捕状請求のタイミングについても指示を行っていた（[調書 23 頁、[ ]調書 14 頁～15 頁]）。

警視庁公安部は、検事相談に際し、本件通達解釈に関する報告書、マトリクス表、ガイダンス、AG の規制リスト、AG ハンドブック、経産省関係者の供述調書、噴霧乾燥器の最低温箇所に関する報告書、温度実験の報告書、[ ]からの聴取結果報告書、耐熱実験の報告書、経産省への照会書及び回答書、原告会社の従業員や原告大川原ら供述調書などの事件記録の写しを、検察官に共有していた（[調書 1 頁、15 頁、37 頁]）。他方、捜査メモは共有していないかった（[調書 49 頁、[ ]調書 23 頁、[ ]調書 29 頁、[ ]調書 3 頁]）。

ただし、警視庁公安部は、本件要件ハの解釈について、AG における disinfected の定義について、事件記録の提供を超える説明は行っていなかった（[調書 24 頁]）。また、経産省がもともと殺菌について明確な判断基準や解釈

を有していないことや、警視庁公安部が殺菌解釈について自らの考えを説得して協力を取り付けるに至った経緯についても共有していなかった（■調書22頁、26頁）。

温度の上がりづらい箇所に関しては、原告会社の従業員や亡相嶋から測定口の指摘がなされていたが、警視庁公安部は、その事実について検察官に共有していなかった（■調書3頁）。L-8iの実験において製品回収容器の温度が測定されていた事実も共有していなかった（■調書34頁、■調書28頁）。

原告島田の供述に関しては、供述調書を示してその内容を説明していた一方で、捜査メモに残されている原告島田の認識、すなわち殺菌できるものとして規制対象となる噴霧乾燥器はCIP機能を有するものであり本件噴霧乾燥器はこれに該当しないという認識を有していたとの供述については、共有されていなかった（■調書47頁～49頁）。

このように、逮捕前の検事相談では、立件に不利な証拠は検察官に共有されていなかったが、これは■の考え方、指示によるものであった（■23頁）。

他方、他方■においても、警視庁公安部に対し、不利な証拠の存否について確認はなく、また、警視庁公安部の行った温度実験について問題点や疑問点を指摘したこととなかった（■調書23頁）。殺菌解釈に関しては、AGで合意された本件テクニカルノートの内容と本件通達解釈の文言の間に違い存在することは認識していたが、なぜ両者の文言に違いがあるかについては、経産省への確認を行わなかった（■調書38頁）。

#### (4) ■の原告島田に対する取調

##### ア 本件要件ハの規制対象に関する原告島田の供述

原告島田に対する取調べは、■が担当した。

原告島田は、AG規制要件iiiと本件要件ハはいずれも、蒸気滅菌のほか、曝露防止性能が備わっており、CIP（自動洗浄）機能付きの薬液による消毒が可能なものが規制対象であると考えており（島田本人調書1頁）、平成30年12月11日に行われた最初の取調べでも、その旨を述べた（乙6の1）。同月20日、同月

26日、平成31年1月10日、同年2月8日、同月27日にも同様の供述をした（乙6の2、6の3、6の4、6の7、6の10）。これに対し、[ ]は、「そんな限られた装置だけが該当なら、一般貿易に支障・影響は出ない。そんなものは売れていない。話が全くつながらない。おかしい。」、「当時の社内、外部との資料に、そのような記載は一切ない。今、誰が何と言っているとも、そんな話は全く通用しない。」と述べ、原告島田の供述を受け入れなかつた（乙6の10）。島田は、その後も折に触れて自己の認識を述べていた（乙6の19、6の36、6の37）が、[ ]はその度に、「その言い訳は通じない。」、「そのような該非の基準は、会議録等、当時の資料に全く残されていない。」と言って、原告島田の主張を一蹴した。

#### イ 立件に有利な証拠のみを示した取調べ

[ ]は、原告島田の取調べの際、議事録、メール等の証拠品を原告島田に示していた。その際、[ ]は、立件に有利な資料のみを示し、原告島田の主張と合致する資料を一切示さなかつた。

曝露防止性能に関しては、平成23年3月2日にシステック職員から原告島田に最初にコンタクトがあった際のメールに、ヒアリング項目の一つに「漏れを防止する特別な仕様」と書かれていたことや（丙A18・資料1）、システック発行のガイダンスに規制対象装置に共通の仕様として曝露防止対策された構造を具備していることと記載され（甲5・10頁）、規制対象の噴霧乾燥器の特徴としても「乾燥粉体が漏れない状態にして」と記載されていたこと（甲5・44頁）が、原告島田の認識の元になっていた（島田本人調書1頁～2頁）。

原告島田は、ガイダンスに記載があるはずだと説明したが、[ ]は取調べにおいて原告島田にガイダンスを示さなかつた。なお、[ ]が原告島田にガイダンスを示したのは逮捕後の弁解録取の際であった（島田本人調書45頁～46頁）。

CIP機能については、平成24年3月13日に経産省の[ ]から原告島田にメールで送られた米国の意見（甲129の1）、及び同月9日に送られたデンマーク及びA国の意見（甲128）が、原告島田の認識の元になっていた（島田本人調書4頁）。デンマーク及びA国の回答には、両国が乾熱殺菌を規制することを求める

ものではなく、蒸気滅菌と同様の信頼性を有する乾熱滅菌を規制対象とすべきことを述べていたことが記載されていた。米国の回答は、取調べ当初の原告島田の供述に合致する薬液消毒できる装置を規制対象とすべきとするものであった。

しかし、[■]は取調べにおいて、同月12日付けの原告島田から[■]へのメール、及び[■]から原告島田宛のメール（丙A17・資料9）を示した際も、これら他国の意見に関するメールを示さなかった（乙6の5）。

なお、原告島田は当時、平成30年10月に行われた捜査差押により本件に関連するメール、書類等が押収されており、取調べに備えて資料を確認し、記憶を喚起することすらできなかった（島田本人調書45頁）。

#### ウ 殺菌性能に関する供述の誘導

警視庁公安部は、遅くとも平成30年1月5日には、本件要件ハの定める殺菌について、噴霧乾燥器の内部に残置した特定又は不特定の病原菌等有害な菌を全て死滅させることであるとの解釈を定めていた。

しかし、[■]は、かかる解釈を原告島田に示さないまま、噴霧乾燥器の殺菌性能に関する取調べを行った（乙6の1～乙6の39）。そればかりか、熱風により菌がある程度死ねば殺菌できるといえるとの間違った解釈を示して、これを前提に殺菌に関する原告島田の供述を誘導していた（[■]調書20頁、36頁、島田本人調書16頁）。

#### エ 外事性に関する虚偽の事実の告知

[■]は、平成30年12月20日の取調べにおいて、原告島田本人に対し、事件の端緒について、原告会社の噴霧乾燥器が「中華人民共和国のあってはならない場所に納入されていたことが発覚したためだ」と説明した（島田本人調書17頁、[■]12頁～13頁）。

しかし、実際にはそのような事実はなく（[■]調書20頁～21頁、37頁）、警視庁公安部が原告会社を捜査対象とした理由は、4(1)のとおり、噴霧乾燥器の輸出を捜査しようと考えた捜査員が、システックの[■]らに「技術力を持っている会社が該当の可能性があるので、どこが技術力あるのか」と尋ね、原告会社がトップメーカーなので技術力があるとの回答を得たことであった（[■]調書20頁～21

頁)。

#### オ 供述調書の作成

平成31年1月29日、2月15日、同月22日、同年3月6日、同月13日、同月25日、同年4月3日、同月19日、同月25日、令和元年6月25日、同年8月23日、同年9月19日、同年10月24日、及び令和2年3月11日、取調べにおける原告島田の供述について、少なくとも15通の供述調書が作成された(丙A81～丙A97)。

しかし、[■]は、これらの供述調書において、原告島田が何度も主張していた、曝露防止性能が備わっておりCIP(自動洗浄)機能付きの薬液による消毒が可能なものが規制対象である旨の供述、及びシステックのガイダンスに従って非該当と判断したとの供述について、一切記載しなかった(島田本人調書10頁、12頁、[■]調書11頁～12頁)。そして、原告島田がこの点について不満を述べると、「供述調書は、供述書ではなく調書なので、被疑者が言う内容をそのまま書類にするものではない。」と言い、原告島田の述べた内容を供述調書に記載することを拒絶した(乙6の17、乙6の18、乙6の19、島田本人調書10頁)。

この点、[■]は証人尋問において、供述調書に原告島田の主張を記載しなかった理由について、「様々な事実と矛盾するので、そういう内容は録取して調書にすることはできないと説明しました」などと述べる。

しかし、[■]が証言する「様々な事実」は必ずしも原告島田の主張と矛盾するものではなく、上記のとおり、システックから原告島田が受けた最初のメールの記載(丙A18・資料1)、ガイダンスの記述(甲5・10頁、44頁)、AGの他の参加国の意見(甲128、甲129の1)は、原告島田の主張と合致していた。また、世界の主要メーカーの日本法人である[■]及び[■]からの聴取結果も、原告島田の主張と合致するものであった(乙8の17、乙8の18)。

こうして、原告島田は、原告会社が輸出した噴霧乾燥器の規制該当性の認識、判断について、その前提となる殺菌解釈に関する自己の認識を頭ごなしに否定され、自己の認識と合致する当時の資料を隠され、供述調書にも記載されないまま、約4

0回にわたる取調べを受け続けることを余儀なくされていた。

#### 力 その他

■は、取調べ中、原告島田から供述調書に含まれる多くの誤りや恣意的に歪曲された表現を修正するためにペンの借用を求められたが、これを拒絶した（島田本人調書14～15頁、■調書10頁）。

また、原告島田が調書の誤りを指摘し修正を求めて、「この部分は消してあげるけど・・・他のところに同じ文章を入れますから」、あるいは、「この文章は入れるけど、その他の部分は残すから」というように交換条件を示し、原告島田の希望するような修正を行わなかった（島田本人調書15頁）。さらに、供述調書は供述書ではなく調書なので、被疑者が言う内容をそのまま書類にする必要はない等と述べ、原告島田に対して不当な心理的影響を与えた（島田本人調書10頁）。

さらに、■は、取調べ中、原告島田に対し、「そんなことを言っていると、■企業の■さんにみたいになるぞ。」「過去の不正輸出はほとんど逮捕されている。今回もそうなる」と、類似案件において有罪判決を受けた被告人を具体的に指摘し、逮捕をほのめかしながら、規制該当性を認めないと不利になる旨を述べた（島田本人調書17～18頁、■調書13～14頁）。

そして、■は、取調べ中、原告島田に対し、「そんなことを言っているのはおまえだけだ」「社長も相嶋さんも既に認めている」など虚偽の事実を述べるとともに、「そんなことを言ってると、あなただけが逮捕されるぞ」と、逮捕をほのめかしながら規制該当性を認めるように迫り、原告島田に対して不当な心理的影響を与えた（島田本人調書18頁）。

#### (5) 逮捕

##### ア 逮捕

令和2年3月11日、警視庁公安部は、本件噴霧乾燥器1の輸出に関し、原告大川原らを外為法違反の容疑で逮捕した。

## イ [ ]による原告島田の弁解録取

### (ア) 複数の弁解録取書の作成

[ ]は、原告島田を逮捕した直後、原告島田に対し、被疑事実に関する弁解を一切聞くことなく、従ってまた読み聞かせを行うこともなく、あらかじめ原告島田の弁解を想定して作成した弁解録取書を手渡し、署名指印するよう求めた（島田本人調書19頁、[ ]調書22頁）。

しかし、[ ]があらかじめ記載していた原告島田の弁解部には、「私は弊社の噴霧乾燥器、「スプレードライヤーRL-5」が輸出規制に該当する不安を抱えながら、社長の大川原正明と現顧問の相嶋静夫から指示された「非該当で輸出する。」との方針に基づき、経済産業省に該非の判定基準を作成せず、無許可で中国に輸出した」との記載があり（丙A125）、当該部分は、原告島田の記憶と異なるものであった。（島田本人調書19頁）

原告島田は、[ ]に対し、当該記載を「ガイダンスに従って、許可の申請を要らないものと考えて輸出した」と修正するよう求めた。これに対し、[ ]は、当該文書を引き取り、直すといってパソコンのキーボードを叩いた後、弁解録取書を印刷し、再度原告島田に手渡して、署名指印をするように求めた（島田本人調書20頁）。

原告島田は、要望通りの修正がなされると信じたため、実際に修正がなされているかを確認しないまま、署名指印を行った。しかし、署名指印後、弁解録取書を念のため読み返すと、原告島田が修正を求めた箇所が要望通り修正されず、「社長らと共に謀して無許可で輸出した」と書き換えられていた（島田本人調書20～21頁、[ ]調書22頁、[ ]調書21頁）。

原告島田は、[ ]に対し、「日本の警察はこんなことをするんですか。」と強く抗議した（島田本人調書21頁、[ ]調書21頁）。[ ]は、いったん退室し、別室で待機していた[ ]に口頭で状況を報告した（[ ]調書17～18頁）。

その間、原告島田は、弁解録取に立ち会っていた[ ]理巡査部長（以下「[ ]」という。）に怒りをぶつけ、弁解録取書を破る真似をしたが、[ ]に制止されて机の上に置いた。

戻ってきた[■]は、原告島田に対し、弁解録取書を作り直すと言い、改めて原告島田の弁解を録取した。原告島田は、細かい部分を含め自己の認識を改めて[■]に伝えたが、[■]は、「ガイダンスに従って」との部分については「ガイダンスなど関係ない。」として記載を拒み、また、「不安を抱えながら」との部分については、「経産省に確認に行っていないんだから不安はあるはずだ。」として削除を拒んだ(島田本人調書22頁)。

結局、「社長らと共に謀して無許可で輸出した」との文言は削除されたものの、「輸出規制に該当する不安を抱えながら、経済産業省に該非の判定基準を確認せず、無許可で中国に輸出したことに間違はありません。」との記載は残され、かつ、「ガイダンスに従って許可の申請を要らないものと考えて輸出した」との記載はなされない弁解録取書が作成され、原告島田はこれに署名指印した(丙A107)

#### (イ) 虚偽の弁解録取書の破棄

[■]は、原告島田が最初に署名指印をした弁解録取書を手に取り、2つ折にして不要文書用の茶箱に入れた上、同日、別な弁解録取書を作成したため送致不要であるとの誤った認識で、裁断機で裁断し、破棄した(乙10・7頁)。

#### (ウ) 虚偽の被疑者弁解録取状況報告書の作成

[■]は、一通目の弁解録取書を破棄した事実を、捜査幹部の[■]に直ちに報告しなかった。多方、弁解録取に立ち会った[■]は、令和2年3月16日、[■]に報告し、[■]から[■]に報告がなされ([■]調書22頁)、その後、[■]にも共有された。共有を受けた[■]は、[■]から弁解録取の状況を聴取した上で、[■]に対し、「[■]のことを信じる。島田さんの言っていることを誰も信じない。だから余計なことをするな。」といった趣旨のことを言い、[■]を戒めた([■]調書43頁)。

令和2年3月25日、[■]は、捜査幹部の指示を受け、原告島田の弁解録取の状況及び一通目の弁解録取書の破棄の状況について記載した被疑者弁解録取状況報告書(丙A125)を作成し、捜査員にも配布した。その際、[■]は、「組織としてこういう結論になりましたから。」と述べた([■]調書22頁)。

しかし、被疑者弁解録取状況報告書には、①[■]が、原告島田の弁解録取を行わず、また読み聞かせも行わないまま弁解録取書の原稿を交付したこと、及び②原告

島田が訂正を申し立てたのに対し、[ ]が訂正したふりをして、原告島田の述べていない内容の弁解録取書を原告島田に示し、署名指印をさせたことの記載がなされておらず、状況を正しく再現したものではなかった。

また、原告島田が署名指印した弁解録取書を破棄した理由についても、当該弁解録取書を不要文書用の茶箱に入れていることを失念し、[ ]の過失により裁断してしまったとの虚偽の記載がなされた。

## 8 逮捕後から起訴まで（令和2年3月～令和2年6月）

### (1) 逮捕、勾留及び起訴

令和2年3月11日、警視庁公安部は、本件噴霧乾燥器1の輸出に関し、原告大川原らを外為法違反の容疑で逮捕し、[ ]は、原告大川原らの勾留請求を行った。勾留延長後の満期である同月31日、[ ]は原告会社らにつき同被疑事実に関して起訴した（以下「本件第一事件」という。）。

令和2年5月25日、警視庁公安部は、本件噴霧乾燥器2の輸出に関し、原告大川原らを外為法違反等の容疑で逮捕し、[ ]は、原告大川原らの勾留請求を行った。同月28日、東京地裁により勾留決定がなされた。勾留延長を経て同年6月15日、[ ]は原告会社らにつき同被疑事実について起訴した（以下「本件第二事件」という。）。

### (2) 原告会社の従業員によるコールドスポットの指摘

#### ア 検事調べの実施

原告大川原らの逮捕後、[ ]は、東京地方検察庁の[ ]検事（以下「[ ]」という。）、[ ]検事（以下「[ ]」という。）、[ ]検事（以下「[ ]」という。）及び[ ]検事（以下「[ ]」といい、これらの検事を総称して以下「応援検事」という。）に指示して、原告会社の従業員等に対する検事取調べを実施した（丙18～丙22、甲150、甲153、甲155）。

#### イ [ ]の指摘

原告会社のエンジニアリング部に所属する[ ]（以下「[ ]」という。）

は、令和2年3月27日に行われた [ ] による取調べにおいて、「装置全体で考えたときには、はい。基本的に上がらないという所がでてくるので。」「風が通らないところとかは、温度が低くなりますかね。」「測定口なんてちっちゃいパイプになってるところは全く風が通らないところなので、そこまで温度は上がらないですね。手で触っても全然なってないですから。」「パイプのところにいろいろ温度を測定するとか圧力を測定するところ、小さい配管が入っているんですね。そこは熱が通らない吹き溜まりのところなんで、一番温度が上がりにくいところ。」「ダクト、その乾燥室には、乾燥室の測定口ってついているんですけど。」「全く空気通らないところもありますんで、何もしてないんで5～60度ぐらいだと思う」などと述べ、乾燥室測定口の温度が5～60度程度にしか上がらないと思われる旨を根拠とともに具体的に指摘した（甲150・別紙12頁、14頁～15頁）。これに対し、[ ] は、以前 [ ] が警視庁の取調べの際に「当社の噴霧乾燥器は機種を問わず、装置内部に高温が行き渡る構造になっているため、殺菌は可能である」との供述調書を取られていることを引き合いに出して、[ ] の上記指摘との整合性を執拗なまでに問い合わせたが、[ ] は、高温が行き渡るのは乾燥室内であって、全ての場所に行き渡るかというと温度の上がらない箇所も存在する旨の説明を繰り返した。最終的には、[ ] は、「いや正直なとこ、別にここ議論してもしょうがなくて、あの実験をしているんで警察で。高温が行き渡ってるんですよ。そこも確認した上で聞いてるんで。」「一番低いところでも100度を超えてるっぽいですね。だから、そこは別にあまり議論してもしょうがないんですけども。」などと虚偽の事実（警視庁は [ ] の指摘した乾燥室測定口等の温度を測定してなかった。）を示して[ ] の供述の誤導を図ったが、[ ] はこれに対しても、「私はそういう所は上がらないんじゃないかっていうのが、今の私の意見ですね。」「少なからずそれ以下になる所もある。先ほど言ったように。今そこを議論してもしょうがないって言ってましたけど、私共はそういう低い温度になるところが必ず出てくる、構造上。そういうものですし、いろいろ今までやってる中で、はい。」と一貫した供述を行った（甲150・別紙25頁～26頁）。結局、同取調べにおいて、温度の上がりづらい箇所に関する質疑は、約36分間にわたり続けられた（甲149・冒頭より34分44秒

～69分45秒)。

#### ウ その他の従業員から指摘

原告会社の開発部部責であった[■]は、令和2年3月26日に行われた[■]による取調べにおいて、空気が淀む箇所が存在する旨の指摘をした。なお、[■]は、この取調べの際、原告会社の噴霧乾燥器内部の温度が上がりきらない箇所を確認しようと思っている旨を述べた(甲153)。

エンジニアリング部に所属していた[■]は、令和2年3月27日に行われた[■]による取調べにおいて、「おでこをくっつけられるほど温度が上がりにくい箇所がある」とし、温度の上がりにくい箇所として、「マンホール」及び「点検口」と指摘した(甲155)。

安全保障貿易管理最高責任者である[■]は、令和2年6月2日に行われた検事による取調べにおいて、熱風が行き渡らずに温度が上がりにくい部分があると考え、その旨を亡相嶋に確認したことがある旨を述べた(丙19)。

エンジニアリング部部責代理を務める従業員は、令和2年6月3日に行われた[■]による取調べにおいて、「箇所によっては温度が上がりきらない部分もあるので、その部分に菌が入り込んでしまった場合には、菌を殺すことができる温度まで上がらず、その部分の菌を殺すことができずに残ってしまうことがあると思います」と述べた(丙20)。

#### エ 応援検事からの報告を受けた[■]の対応

[■]は、本件第一事件の起訴前、[■]ら応援検事からの報告を受け、「3人程度」の原告会社関係者が検事の取調べに対して、温度が上がりづらい箇所があるとの話をしていたことについて認識した([■]調書9～10頁)。しかし、これを受けて、[■]から警視庁公安部に対して、最低温箇所に関する補充捜査の指示はなかった([■]調書10頁)。

もっともこの頃、[■]は、[■]に連絡をし、「原告会社の従業員が検事調べにおいて温度が上がらない箇所があるとの供述をしている」と伝えたことがあった([■]調書24頁)。

[■]から連絡を受けた[■]は、部内の捜査員に「温度が出ないと指摘している。

それを覆すこと何かないかな。」と尋ねた。これを聞いた [ ] は、 [ ] に「[ ] に、熱じゃなくても乾燥で死ぬのではないか聞いてみます」と提案した ([ ] 調書 28 頁～29 頁)。そして、 [ ] は、 [ ] から指示を受け、本件第一事件の起訴後である令和 2 年 4 月 1 日、 [ ] より「乾燥運転により装置内部が 100 度程度になった場合、相対湿度が 1 パーセント程度に低下する」旨を聴取し、かかる聴取結果につき電話聴取結果報告書を作成した (丙 39)。なお、 [ ] は、余り記憶ないと留保しつつ、検察官から、「噴霧乾燥器内部の湿度も調べてもらいたい、湿度が非常に低い数値であれば生き物は普通に考えて生きれるはずがない、なので温度以外の湿度についてもそういうった聴取をしてもらいたい」との指示を受けたことがあったと証言している ([ ] 調書 49 頁～50 頁)。

その後、 [ ] は、令和 2 年 4 月 3 日に本件第一事件の起訴について警視庁公安部に報告を行った。その際、 [ ] は、原告会社の従業員が機器内部で温度が上がりにくいところがあると指摘があることに触れ、 [ ] 及び [ ] に対し、「温度はさておいて、湿度が一部だけ高いということは考えられないから、問題ない。」として、温度が上がらない箇所があっても湿度は一様で乾燥しこれにより細菌が死滅するとの考え方を述べた ([ ] 調書 9 頁、 26～27 頁、 [ ] 調書 10 頁～11 頁)。

### (3) 経産省が殺菌解釈を有していなかったことの報告

警視庁公安部は、原告大川原らの逮捕前、平成 29 年 10 月から平成 30 年 2 月にかけての経産省との打合せの経緯や、当時経産省が殺菌について明確な解釈を有していなかった事実について、 [ ] に報告をしていなかった。また、 [ ] が警視庁公安部に対して殺菌解釈に関する説明を求めたこともなかった ([ ] 調書 39 頁)。

令和 2 年 3 月 24 日ころ、検事相談に行った [ ] は、殺菌概念が曖昧で、原告会社以外の事業者も本件要件ハを非該当として噴霧乾燥器を輸出している実態を伝えるべきと考え、 [ ] に対し、「法令が曖昧で、他のメーカーは非該当と判断しています、それでよろしいんですか」と伝えた ([ ] 調書 27 頁、 40 頁)。これを聞いた [ ] は、「経産省が解釈を出すのが遅くて、犯行時に基準がなかったのであれ

ば、それは問題だ。そういった解釈でやっていたと私は思っている」「公判が持たない」と言って怒り出した。これに対し、[REDACTED]は、「私どもではお答えできないので、[REDACTED]警部に伝えて連絡させます」と答え、これを[REDACTED]に伝えた（[REDACTED]調書23頁、39頁、[REDACTED]調書25頁、27頁）。

この点、[REDACTED]は、逮捕より前であったかどうかは覚えていないとしつつ、起訴前に、噴霧乾燥器の輸出許可実績が[REDACTED]の1件しかなかった事実、及び他のメーカーが全て非該当と判断している事実を、起訴前に[REDACTED]から聞いて認識したと証言している（[REDACTED]調書18～19頁、34頁）。

## 9 身柄拘束と亡相嶋の死亡

### (1) 約11ヶ月に及ぶ身体拘束及び保釈

弁護人は原告大川原らの勾留に対して繰り返し保釈請求を行ったが、検察官がこれに反対する意見を述べ、裁判所が保釈請求を却下したことにより、原告大川原らは長期間の身体拘束を受けることとなった（なお、亡相嶋については、後述のとおり身体拘束中に胃癌であることが発覚し、令和2年10月以降、数次にわたり勾留執行停止を受けた。）。

令和3年1月29日、弁護人が原告大川原らについて6回目の保釈請求を行い、同年2月4日、東京地裁が保釈許可決定を行ったことにより（甲45の1及び甲45の2。なお、これに対して検察官が準抗告を申し立てたが、東京地裁はこれを棄却した。）、翌5日、原告大川原及び原告島田は保釈された。

逮捕（令和2年3月11日）から保釈までの身柄拘束期間は、約11ヶ月となつた。

### (2) 亡相嶋の胃癌発覚並びに保釈請求及び勾留執行停止申立

亡相嶋は、次のとおり、身体拘束中に体調が急変して胃癌であることが発覚し、保釈請求及び勾留執行停止の申立てを行った。

すなわち、令和2年9月25日、亡相嶋は、東京拘置所内で貧血の症状を発症し、複数回にわたり輸血処置を受けるとともに、その際、東京拘置所内の医師よ

り、黒色便が見られることから消化管出血が疑われると診断された（甲46）。

亡相嶋は当時70歳を超える高齢であり、複数の既往症があることや、半年以上にわたる長期の勾留による身体拘束が心身に多大な負担を与えていたことに加え、輸血が必要なほど貧血及び消化管出血が疑われる症状が見受けられたことを踏まえ、緊急の入院・治療の必要性があることから、令和2年9月29日、弁護人は亡相嶋について急速、保釈請求を行った（亡相嶋につき4回目）。

しかし、上記のような状況にもかかわらず、令和2年10月2日、検察官は、罪証隠滅のおそれがある等と主張して保釈に反対し、東京地裁は保釈請求を却下した（甲40）。

令和2年10月1日、東京拘置所の医師により内視鏡検査が実施された結果、幽門部付近に大きな潰瘍が発見され、病理検査の結果、当該潰瘍が悪性腫瘍であると診断されて、同月7日に亡相嶋に対してその旨が告知された（甲47、甲48）。

亡相嶋について緊急の治療の必要性があることが明らかであったことから、弁護人から東京拘置所所長に対し、再三、至急外部の病院にて亡相嶋の治療を開始すべき旨を申し入れたが（甲46～50）、東京拘置所所長からは何らの対応も回答もなかった。

そこで、弁護人は、治療のための勾留執行停止を求め、東京地裁より勾留執行停止決定がなされ（令和2年10月16日午前8時から午後4時まで。甲51）、亡相嶋は[ ]医院において診察を受けた。

その結果、亡相嶋の悪性腫瘍が「進行胃癌」であり、「病期診断のため、精密検査が必要な状態であると判断する」と診断された（甲52）。

令和2年10月19日、至急治療を開始する必要があること、長期の治療が必須であること、及び症状の推移によって治療に要する期間が不確定となることから、短期間かつ具体的な終期を定めなければならない勾留執行停止は不適切と判断し、同日、弁護人は亡相嶋の保釈を請求した（亡相嶋につき5回目）。

しかし、令和2年10月21日、検察官は、なおも罪証隠滅のおそれがある等と主張するとともに、勾留執行停止により治療可能である等と主張し、裁判所は保釈請求を却下した（甲41）。

令和2年10月28日、弁護人の申立てにより、同年11月5日から同月20日までの15日間のみ、勾留執行停止決定がなされた（甲53）。悪性腫瘍の治療がこのような短期で終わるはずもなく、その後、弁護人の申立により勾留執行停止期間が順次延長された（甲54、甲55）。その結果、亡相嶋及びその親族は勾留執行停止の終期が迫る度に心身の負担に晒され続けることとなった。

令和3年2月7日、亡相嶋は、自らの名誉を回復することができないまま、進行胃癌のため死亡した（甲56）。

なお、亡相嶋の相続人は、同人の妻である原告■■■、子である原告■■■及び原告■■■の3名であり、その他に相続人はいない（甲57～甲63）。

## 10 公判前整理手続と公訴取消

### (1) 公判前整理手続の経過

令和2年4月27日に本件第一事件が、同年6月23日に本件第二事件が公判前整理手続に付された（甲64の1、甲64の2）。

令和2年6月30日、検察官は、証明予定事実記載書2（甲76）を提出し、その中で、本件要件ハの解釈につき本件通達解釈を引用した上で、大腸菌が90℃を2時間保つ乾熱処理で死滅すること、本件噴霧乾燥器は内部に粉体がない状態で110℃ないし117℃以上を3時間以上維持できることから、本件噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する旨を記載されていた。

令和2年8月14日、弁護人は予定主張記載書面(1)（甲79）を提出し、本件噴霧乾燥器は装置内部に残留した粉体が「滅菌又は殺菌」する前に外部に飛散する構造であること、本件噴霧乾燥器内部に「測定口」をはじめ、熱風が当たらず90℃にも至らない箇所が内部に存在すること等を主張した。

令和2年10月19日、弁護人は、検察官の依拠する実験結果である旧甲9号証及び旧甲43号証と同じ条件において、本件噴霧乾燥器内部に「測定口」をはじめ、90℃に至らない箇所が存在することを示す実験結果（旧弁1号証及び2号証（甲15、甲16））を請求した。

令和2年12月17日、検察官は、市販品のヒーターを本件噴霧乾燥器外部に巻

き付け、さらに保温材で覆うことで、旧弁1号証及び2号証が低温箇所として示した箇所についても110℃まで加熱できることを内容とする旧甲73号証及び旧甲74号証と、大腸菌が50℃でも9時間の乾熱処理を行えば死滅することを内容とする旧甲75号証ないし旧甲77号証を請求した。

令和3年1月18日、弁護人は、本件噴霧乾燥器が粉体の製造中及び製造後のいずれにおいても内部の粉体が外部に飛散する構造であることに関する予定主張記載書面(3)を提出し、実験結果報告書である旧弁3号証(甲22の2)、旧弁4号証(甲22の1)を請求した。

令和3年2月25日、検察官は証明予定事実記載書4(甲78)を提出了。証明予定事実記載書4は、①日本においては、日本独自に政省令等を整備し、解釈運用等を行っている旨、②装置内部に残留する粉体が外部に飛散しない構造であることは本件要件ハの該当性判断に関係しない旨、③大腸菌は約50℃で6～9時間の乾熱処理を行えば死滅すること、本件噴霧乾燥器の最低温度箇所は約50℃から60℃であるが、他社製のヒーターを本件噴霧乾燥器に巻き付け、さらに保温材で覆うことで、110℃まで加熱できることから、本件噴霧乾燥器は本件要件ハを満たす旨を内容とするものであった。

令和3年3月30日、第6回打合せ期日が開催され、同年7月15日を第一回公判期日として仮予約することが合意された。同日、弁護人は、本件噴霧乾燥器は、噴霧乾燥運転後の粉体が堆積した状態において最高温度が50℃にも達しない箇所が存在する旨の実験結果報告書である旧弁18号証(甲17)及び旧弁19号証(甲18)を請求した。

令和3年5月18日、弁護人は検察官に対して、平成29年5月頃から同年9月頃及び同年11月頃から平成30年1月頃における、捜査機関が作成し又は取得した捜査メモのうち、噴霧乾燥器メーカー、噴霧乾燥器ユーザー及び研究機関等から聴取した内容等が記載されたものを開示するよう請求した(甲85)。これについては、令和3年6月11日、検察官から、弁護人が行った上記証拠開示請求に関して、計25通の捜査メモが開示された。

令和3年6月21日、弁護人は、乾燥粉体の状態の大腸菌は50℃を9時間保つ

乾熱処理を行っても死滅せず、また実際に検察官の主張するとおりに大腸菌を用いて本件噴霧乾燥器の同型機にて噴霧乾燥をし、9時間の乾熱運転を行ったところ、生きた大腸菌が装置内部から検出された旨の実験結果を示す旧弁48～50号証（甲19～甲21）を請求した。

令和3年6月23日、第1回公判前整理手続期日において、[ ] 檢事（以下「[ ]」という）は、現状のままでは立証が不足するかもしれない等と述べた。裁判所は、検察官の主張する事情から冒頭陳述ができないとは考えられないこと、検察官が主張する事情は期日を遅らせる理由にはならないこと、他方で一部の検察官請求証人を証拠開示後に尋問すべきことには争いがないこと、弁護側証人を先行させることは認められることから、公判期日とする予定であった同年7月15日又は同月16日のいずれかを公判前整理手続期日とし、同年8月3日を第1回公判期日とすることとした。

令和3年7月16日、第2回公判前整理手続期日が開催され、同年8月3日の午前を第3回公判前整理手続期日、同日午後を第1回公判期日、同月5日を第2回公判期日とすることとなった。

## (2) 捜査機関による粉体実験の実施

上記のとおり、弁護人は、令和3年3月27日、本件噴霧乾燥器は、噴霧乾燥運転後の粉体が堆積した状態において最高温度が50℃にも達しない箇所が存在する旨の実験結果報告書である旧弁18号証（甲17）及び旧弁19号証（甲18）を請求した。

これを受け、[ ]は、経産省の担当者に、噴霧乾燥器内部に粉体が堆積した状態で殺菌できることを要するかについて確認をし、内部に粉体が残っている状態での殺菌、滅菌が要件となるという回答を得た。そのため、L-8iを用いて噴霧乾燥運転後に内部に粉体が残った状態での温度実験を実施したところ、エアーノックを作動した状態で乾燥室測定口が58度近くまで上昇した（[ ]調書7頁～8頁、14頁）。

しかしその後、弁護人は、同年6月21日、乾燥粉体の状態の大腸菌は50℃を

9時間保つ乾熱処理を行っても死滅せず、また実際に大腸菌を用いて本件噴霧乾燥器の同型機にて噴霧乾燥をし、9時間の乾熱運転を行ったところ、生きた大腸菌が装置内部から検出された旨の実験結果を示す旧弁48～50号証（甲19～甲21）を請求した。なお、噴霧乾燥器を使った実験に使用した大腸菌は、非病原性大腸菌であるK-12株である（甲20・2頁、甲21・2頁）。

これを受け、[■]検事は、令和3年6月、[■]検事は警視庁公安部に、大腸菌の代わりに乳酸菌を使用した粉体の耐熱実験を指示し、警視庁公安部はその実験を[■]教授に依頼した。粉体実験の結果、粉末となった乳酸菌は、50度96時間の乾熱で死滅しないことが判明した（[■]調書10頁、[■]調書24頁）。

### （3）経産省捜査メモの開示を巡る動き

令和3年5月24日、弁護人は[■]に対して、平成29年10月頃から平成30年2月頃の捜査メモのうち、本件改正の経緯及び当該規制の解釈等について経産省及びシステックから聴取した内容が記載されたものを開示するよう請求した（甲86）。これに対し、令和3年6月18日、[■]は、「進行に関する上申書」を提出し、5月24日付証拠開示請求に記載された書面に該当する可能性のあるものが複数確認されているものの、これらの書面には、経産省及びAGにおいて非公表として取り扱われている事項等が含まれているおそれがあるため、開示による弊害の有無及び程度について、経産省担当者等に確認したうえで開示の判断を行う必要がある等と述べた。

令和3年6月23日、第1回公判前整理手続期日において、[■]は、「すでに経産省からは回答はあったのだが、全面不開示というものであり、検察官としても全面不開示が相当とは考えていないので、もう少し開示範囲について広げられないか、再度経産省側に求める予定である。」と述べた（甲151、[■]調書17頁～18頁）。

令和3年7月16日、第2回公判前整理手続期日において、[■]は、令和3年5月24日付証拠開示請求に関する捜査メモについて、開示できる範囲につき経産省からの意見を受けて検察庁内で検討中であり、7月中に開示できるように準備して

いると説明した。

#### (4) 公訴取消

##### ア 公訴取消

令和3年7月30日、公判を担当していた[■]検事は、裁判所に対して公訴取消申立書を提出し、本件事件の公訴取消しを申し立てた（甲108）。令和3年8月2日、裁判所は、本件各事件の公訴棄却を決定した（甲111）。

##### イ 公訴取消の理由の報告

公訴取消に先立つ令和3年7月21日、[■]及び東京地検公判部副部長の[■][■]検事（以下「[■]」という。）は、警視庁公安部の[■]及び[■]に対し、公訴取消の理由として、客観的な殺菌性能を立証できること、及び、法令解釈を裁判官に説明できることであると説明した。

法令解釈に関しては、[■]は、経産省との打合せに関する検査メモを読むと経産省と警察が立件方向に向けて捻じ曲げたとの印象を受ける旨、[■]は、①検査メモを読むと、もともとは滅菌殺菌できるようにデザインされたCIP機能付き、蒸気滅菌機能付きの噴霧乾燥器が規制対象になるという意見が多かったことが伺われること、②検査メモを黒塗りにして裁判所に提出しても、裁判官は黒塗り部分が適切かを判断するために黒塗り部分も読み、その結果裁判所の心証が悪くなること、を述べた（[■]調書13頁～14頁）。

## 第2 法解釈上の争点について

### 1 本件要件ハの「殺菌」に「乾熱殺菌」が含まれないこと

#### (1) 國際的合意とこれに基づく国内法化

平成25年10月、本件改正が施行され、外為法による輸出管理に関するリスト規制の対象貨物に噴霧乾燥器が追加されるとともに規制要件が定められた（甲4）。本件改正は、前年にAG参加国間で合意された内容に基づき、国内法化されたものであった。すなわち本件要件ハ「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」は、AG規制要件iii「capable of being sterilized or

disinfected in situ」を和訳にしたものであり、殺菌概念については、「being disinfected」が「内部の殺菌をする」と対応関係にある（甲5・43頁、甲6・53頁、甲10）。

## （2）国際的に合意された *disinfected* の意義

### ア 噴霧乾燥器の規制導入前から存在していた定義

AG規制要件 iii 「capable of being sterilized or disinfected in situ」は、噴霧乾燥器の規制導入前から存在するクロスフロー過装置の規制要件と同一である。

そして、そこで用いられている sterilized 及び disinfected については、平成14年のAGにおいて本件テクニカルノートが定められており、これによれば、*disinfected* とは、「殺菌効果のある化学物質の使用を通じて当該装置中の潜在的な微生物の感染能力を破壊すること」を意味する。また、sterilization と同様に、「全ての微生物の感染能力及び生命力の除去を達成することを必要とせず装置の微生物量を低減するよう設計された洗浄手順を意味する「sanitization」と明示的に区別されていた（甲3）。

要するに、AGの規制要件に用いられる「*disinfected*」とは、第一に、殺菌効果のある化学物質の使用を通じて行うもの（薬液消毒）に限定されており、第二に、全ての微生物の感染能力及び生命力の除去を達成するものとする、国際的な合意が、噴霧乾燥器が規制対象に加わる以前から明確に存在していた。

なお、かかる合意内容は、法令が未整備なトルコを除き、日本以外の全てAG参加国において国内法令に正確に取り込まれている（甲10）。

### イ AGでの噴霧乾燥器の規制導入時の議論

#### （ア）概要

平成24年2月に開催されたAGの中間会合において、噴霧乾燥器を規制対象に追加すること及びその規制要件が提案された。AG規制要件 iii の原案「Capable of being sterilized or disinfected in situ」について、経産省が他の参加国に対し、凍結乾燥器の規定に倣い蒸気滅菌に限定することの当否について意見を聞いたところ、提案国であるデンマークを含む3カ国から原案によるべきとの意見が寄せ

られたが、以下に述べるとおり、3カ国の意見はいずれも、乾熱による disinfected を規制対象とすべきとするものではなく、蒸気滅菌に匹敵する微生物殺滅効果を有する乾熱滅菌や薬液消毒を外すことはできないとするものであった。

#### (イ) デンマークの意見

■による翻訳が正確であるとすると、デンマークの意見は、「Capable of being sterilized or disinfected in situ は蒸気滅菌を含むすべての滅菌及び殺菌方法をカバーしている。産業界によると乾燥滅菌（蒸気滅菌の反対）は微生物を最低限 log 6 の滅菌を誘発する類似の信頼できる滅菌方法であるため、蒸気滅菌に限定したくない。」というものである（甲128）。「すべての滅菌及び殺菌方法をカバーしている」と回答したようであるが、文章全体を見れば、その主旨は、蒸気滅菌に限定すべきとの日本の意見に対し、「微生物を最低限 log 6 の滅菌を誘発する類似の信頼できる滅菌方法」である乾熱滅菌を除外したくないというものであって、乾熱「殺菌」を規制対象に含めるべきとする回答ではない。

#### (ウ) A国 の意見

■による翻訳が正確であるとすると、A国の意見は要するに、クロスフローろ過装置の規制要件と同一とすべきで、蒸気滅菌に限定されるべきでないとするものである（甲128）。デンマーク同様、いわゆる乾熱「殺菌」を規制対象に含めるべきとする回答ではない。

#### (エ) 米国の意見

米国の意見は、大要、①AGリストには、「蒸気滅菌」（遠心分離機及び凍結乾燥機）とされている機器と、「定置の状態で蒸気滅菌又は殺菌」（クロスフローろ過機器）とされている機器があり、装置の特性によって消毒方法がどのように決まるかを理解することが重要である、②蒸気滅菌できる噴霧乾燥器は、高圧に対応するため特別に開発されたものに限られ、産業界でも過去20年間で1つしか販売実績がなかった、③その代わり、産業界では内部の薬液消毒するスプレーシステムが使用されており、この方式は1990年代のイラクで生物兵器製造に用いられたことがある、④凍結乾燥機は、蒸気滅菌の技術に対応できる厚い壁と圧力シールで設計されており、「蒸気滅菌が可能であること」を規制することは理にかなっているが、

噴霧乾燥器には当てはまらない、というものである（甲129の1、2）。すなわち、凍結乾燥器に倣い蒸気滅菌に限定すべきとの日本の意見に対して、薬液消毒できるものを規制対象とすべきとするものであり、いわゆる乾熱「殺菌」を規制対象に含めるべきとする回答ではない。

#### ウ AG規制要件iiiにおける「disinfected」の意義

以上の事実からすると、AG規制要件iiiは、同一文言を用いるクロスフロー過装置の規制要件と同義であり、本件テクニカルノートに定めるとおり、  
(being) disinfectedとは、殺菌効果のある化学物質の使用を通じて当該装置中の全ての潜在的な微生物の感染能力が破壊された状態を意味するものと認められる。

#### (3) 国内法制定時の立法者意思

AGで合意された内容は忠実に国内法に反映されるべきである（乙8の27）ところ、経産省において噴霧乾燥器の規制を国内法に取り込む作業にあたった[ ]は、[ ]に対し、「AGの規制文の内容を受けて、国内法令として適用してゆくため、輸出令、貨物等省令にその内容を反映していく必要」があり、「規制文を和訳する際、大川原社に翻訳内容についての意見を求めました」と供述し、AGで合意された国際標準と異なる規制を独自に定める意図を有したと述べていない（丙A17・19頁）。

また、[ ]は、平成24年12月19日、経産省がAGの規制要件を和訳して作成した政省令等改正案を原告島田に送った際、AGの原文の「capable of drying toxins or pathogenic microorganisms」を翻訳していない点について、日本の法制度上、このような文言を翻訳して規定しても、毒素や病原性微生物を乾燥することが可能かどうかを判断できないとの理由によるものであると説明をしている一方で（甲127の1、丙A17・21頁）、本件要件ハの「殺菌」がAGのdisinfectedと異なる意味を有する用語であることの説明を行っていない（島田本人調書5頁、大川原本人調書6頁19行目）。ちなみに、AG原文の「capable of drying toxins or pathogenic microorganisms」が改正案に翻訳されていれば、原

告会社の噴霧乾燥器は、生物兵器となり得ない点でイ・ロ・ハの要件の検討に入る以前に、規制対象外となるものであった（島田本人調書44頁）。

これらの事実は、立法当時経産省においてAG担当係長であった[■]自身が、「殺菌」をdisinfectedと異なる意義を有する用語と考えていなかつたことの証左である。

この点、[■]は、当時経産省が規制要件ハについてAGで合意された要件と異なる規制になると認識を有していたかについて「わからない」、当時の資料でAGと異なる規制になると経産省の認識を示すものは「知る限り存在しない」、噴霧乾燥器の規制がAGの合意と異なる規制を日本独自に行うものとの説明を対外的に行った事実は「確認できなかった」と述べており、上記原告大川原及び原告島田の証言と符合する（[■]調書12、13、49頁）。

これらの事実からすると、貨物等省令の定める本件要件ハはAGで合意されたAG規制要件iiiと同義と解するのが、国内法制定時の立法者意思に適う。

#### (4) 運用通達の定め

##### ア 本件通達解釈の存在

他方、経産省は下級行政機関向けの内部的規範として定めている運用通達（甲13）の「輸出令別表第1中解釈をする語」には、「滅菌又は殺菌をことができるもの」の解釈として本件通達解釈が存在し、通達の条文構造上、噴霧乾燥器の規制要件ハの解釈についても同一の解釈が用いられるように読める（丙1）。

しかし、以下に詳述するとおり、本件通達解釈は噴霧乾燥器の規制要件の解釈基準たり得ない。

##### イ 通達は裁判上の解釈基準たり得ない

もとより通達は、行政の統一性の確保のため上級行政機関が下級行政機関に対して発する法令解釈の基準であり、国民に対する関係について、裁判上の解釈基準、規範として通用するものではなく、裁判所は、法令の解釈適用にあたり、通達に示された法令の解釈とは異なる独自の解釈をすることができ、通達に定める取扱いが法の趣旨に反するときは独自にその違法を判定することもできる（最判昭和43年

12月24日民集22巻13号3147頁)。

ましてや、外為法48条1項はその違反に対して刑事罰が課せられる刑罰法規であるから、罪刑法定主義（日本国憲法31条）の観点から通達による法令の拡大解釈は許されない。また、外為法による輸出は、「対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もって国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与する」（法1条）との外為法の目的に合致する限り、「最小限度の制限の下」（法47条）に許容されるのであって、国際基準と異なる規制を我が国独自に行うにあたっては、少なくとも法令上の根拠を要するべきである。

従って、経産省が運用通達中に本件通達解釈を定めていたとしても、それだけで本件要件ハの「殺菌」の解釈が本件通達解釈に従って解釈されるべきものとはいえない。

ウ 本件通達解釈は、輸出者に周知されておらず、これを基礎とした秩序ないし社会通念は形成されていない。

#### （ア）通達を基礎とした秩序ないし社会通念の前提

通達がそれ自体法令の解釈基準として通用するものでないとしても、実際上の通用力を前提として国民が行動した結果、通達を信頼した国民の信頼を保護するため、国民にとって有利な形で通達を基礎とした秩序ないし社会通念が形成されるることは一般論としてはありうるところである。

しかし、法律による行政の原理の下では、上記のように通達を基礎とした秩序が形成されるのはあくまで通達により形成される法的安定性、予測可能性という利益を保護するためであって、通達に依る方が国民にとって不利益な場合に通達に通用力を認めることは許されない。

そのうえ、そもそも次に述べるとおり、運用通達に置かれた本件通達解釈は、本件噴霧乾燥器の各輸出時において、原告会社をはじめとする噴霧乾燥器の輸出者に対して周知されておらず、噴霧乾燥器の輸出者においてこれに従った判断基準はまったく採用されていなかった。従って、本件通達解釈を基礎とした秩序ないし社会通念は形成されていない。

#### (イ) 運用通達の公表状況

法令の制定及び改廃については官報に掲載されるが（丙1資料1～14ご参照）、運用通達は法令でないため官報に掲載されるものではなく、経産省が積極的に周知しなければ国民は知り得ない。

この点、経済産業省はホームページ内において運用通達を公表しているが、運用通達のうち用語解釈の部分については掲載が省略されており、公表されていなかった。また、輸出者が自己の貨物等について該非判定を行う際に利用するためのツールとして経産省が作成、公表しているマトリクス表においても、平成25年10月に噴霧乾燥器の規制を導入後、令和元年12月13日までの間、噴霧乾燥器の欄に本件通達解釈の内容が記載されていなかった（甲11）のであるから、少なくとも本件噴霧乾燥器の輸出時において、本件運用通達の内容は国民、とりわけ噴霧乾燥器の輸出者に周知されていなかった（島田本人調書42頁）。

#### (ウ) システック発行のガイダンス

システックが発行しているガイダンスにも、本件要件ハに関し本件通達解釈が適用される旨の記載は一切なされていない。

この点、被告国は、通達等により経産省が示している解釈等以外のガイダンスの内容は経産省の見解ではないと主張するが（被告国準備書面(1)・17頁）、システックが経産省と連携して輸出管理規制の運用支援を行っていること、噴霧乾燥器の輸出管理規制への追加にあたっても経産省をサポートしていたこと、経産省の職員である■が、経産省がAGのことについて検討する際には必ずシステックの職員に問合せを行っていると証言し（■調書36頁）、■も、ガイダンスの内容について経産省が法的に責任を負うものではないと留保しつつ、「非常に有益な情報を提供している、参考書を提供しているということだと思いますから、ああいうものを勉強していただくのは有意義なんじゃないかなと思います」と証言していることからすると（■調書42頁）、システックが生物兵器製造装置関連資機材に関する輸出管理に携わる実務担当者向けに発行しているガイダンスにすら本件要件ハに関し本件通達解釈が適用される旨の記載がないことは、本件通達解釈が噴霧乾燥器の輸出者に周知されていないことの証左というべきである。

### (エ) その他

経産省は、本件改正の過程において、原告島田をはじめとする原告会社関係者との間で何度も打合せを行い、また、メールのやり取りを行っているが、これらの過程において、原告会社関係者に対し、本件通達解釈を示していない（丙A17資料1～14）。本件改正にかかるパブリックコメントにおいても、本件通達解釈についての説明は一切なされていない（丙A19資料1～12）。

なお、[REDACTED]は、本件改正の過程及び立法後において、噴霧乾燥器の規制がAGの合意と異なる規制を独自に行うものとの説明を経産省として対外的に行ったとの認識を有しておらず、また、本件要件ハについて本件通達解釈が適用されるという説明を経産省として対外的に行ったとの認識も有していないと証言している（[REDACTED]調書13頁）。

### (オ) 業界において全く採用されていなかった

警視庁公安部は、平成29年5月から6月にかけて、日本における噴霧乾燥器メーカー各社から聴取を行っているが、聴取先である[REDACTED]（乙8の17）、[REDACTED]（乙8の18）、[REDACTED]（乙8の19）、[REDACTED]（乙8の20）、[REDACTED]（乙8の21）の中に、本件通達解釈に従って本件要件ハの該非判定を行っている旨を述べたものは一社もなく、むしろ、世界の主要メーカーの日本法人である[REDACTED]及び[REDACTED]は、「殺菌できるもの」について薬液による定置洗浄（CIP）ができるかによると理解していた（乙8の17、乙8の18）。また、日本において唯一噴霧乾燥器の輸出につき許可申請の実績があった[REDACTED]も、本件通達解釈に従って該非判定を行っていたものではなく、「殺菌」の概念が曖昧で、「殺菌」の方法についても「当時調べたが明確な規定がなかった」と述べていた（乙8の19）。

このように、本件運用通達は、噴霧乾燥器の輸出者であるメーカー業界において、まったく採用されていないばかりか、認知すらされていなかった。

### (カ) 小括

以上のとおり、本件通達解釈は、本件噴霧乾燥器の各輸出時において、原告会社

をはじめとする噴霧乾燥器の輸出者に対する周知がまったくなされておらず、本件通達解釈を基礎とした秩序ないし社会通念は形成されていなかった。

### エ そもそも本件通達解釈はAGの定義を誤訳したもの

さらにいえば、本件通達解釈は、文言上はAGの定義と異なるように見えるが、その実はAGの定義を誤訳したものに過ぎず、国際標準より厳しい規制を意図したものではない。

すなわち、本件通達解釈は、平成14年のAGにおいてクロスフロー過装置の規制要件に関して本件テクニカルノートが定められたことを受け、その後経産省が運用通達に定めたものであるところ、本件テクニカルノートにおける Disinfected は sterilized 滅菌と区別して定義されていて「殺菌効果のある化学薬品を使用することにより」(through the use of chemical agents with a germicidal effect) と手法が限定されているのに対し、本件通達解釈では滅菌と殺菌が一緒に定義されているため、手法の限定が文言上表現されていない（■調書11頁）。本件通達解釈を文言通りに運用すれば、殺菌の手法が薬液消毒に限定されないという点において国際水準より厳しい規制を日本独自に行う、すなわち上乗せ規制を行うこととなる。

しかし、国際標準よりも厳しい規制を国内において設けるのであれば、国民、とりわけ規制の影響を受ける事業者に対してその旨の説明が当然なされるべきところ、本件通達解釈が定められた当時のプレスリリース、パブリックコメントその他の手続きにおいて上乗せ規制を行うものである旨の説明が経産省からなされた旨の主張、立証は一切されていない。

この点、■は、両者に文言上の差異がある理由について、「通常、考えれば、誤訳ということはないと思うので、何らかの意図をもってやるということだと思いますけれども。」（■調書11頁）、「普通に考えられるならば、それが日本においては何らか規制を逃れるすべになるというふうに判断をする具体的な何かがあるとか、懸念があるとか、そういう場合にはあり得るんじゃないでしょうか。」（■調書37頁）、「もし訳が違って、それがクリティカルなミスであれば、おかしいですねと、パブリックコメントも含めて誰か言ってくるでしょうし、そもそもそういう

ミスは基本的にはしないようとしているので、意図なくミスをするというのはちょっとプロセス的にも想定してない。」(■調書36頁)などと述べるが、現に経産省に在職する■が議論の経過等をできる限り調査・確認したものの(■調書49頁)、何らかの意図をもって本件テクニカルノートと異なる定めをしたことを示す議事録その他の客観的資料を確認できていない(■調書11頁~12頁)。

これら■の証言からして、本件通達解釈が国際標準に対する上乗せ規制であることを示す資料は、経産省内部においても存在しないというほかない。

従って、本件通達解釈は、本件テクニカルノートと異なる内容を定めたものではなく、これを日本語にする過程において意図せず異なる意味と捉えられる文言に誤訳されたものというほかない。

#### オ 経産省内部においても明確な解釈がなかった

システムの職員でありガイダンスの執筆にも関与している■は、令和5年3月16日、原告ら代理人からの照会に対し、本件要件ハの「殺菌」が乾熱殺菌を含み、いずれか1種類以上の細菌の感染能力を破壊できれば殺菌できると言えるとする現在の経産省が述べる解釈について「存じ上げません。」と回答し、貨物等省令の制定後平成30年2月ころまでの間の「殺菌」の解釈について、「殺菌に関しては、省令制定当時から明確な解釈は示されておらず、あいまいな概念のままであった」と回答している(甲160)。

■は、噴霧乾燥器の規制導入に関与し、規制導入後の平成28年に経産省がデンマーク国から運用状況の照会を受けた際にも原告会社のヒアリングを行うなど、経産省とともに我が国における噴霧乾燥器の輸出規制の運用にも関与していた立場にある者であるから(丙A18)、その回答内容の信用性は極めて高く、また、経産省においてもこれと同様の認識であったことが強く推認される。

これに対し、経産省職員の■は、警視庁公安部との打合せを行っていた当時、本件通達解釈の存在は知っており、初期の段階でこれを警視庁公安部に示していたと証言する(■調書3頁、27頁)。また、同様に■は、証人尋問において、本件要件ハの滅菌又は殺菌の解釈は本件通達解釈に記載のとおりであり、殺菌の手法は限定されておらず、乾熱殺菌も含まれると考えていると証言する(■調書4

頁)。

しかし、平成29年12月当時において経産省の関係者間で共有されていたメールチェーンにおいて、[REDACTED]は、「殺菌・殺菌方法については、日本において殺菌について、一般的／標準的な定義や解釈がないようで、この部分については、現状、悩んでいる状況です。殺菌の定義がない場合は、やはり滅菌かと考えつつ、警視庁も殺菌方法等更に大学の先生などに聞いているところです。」と述べており、他のAG参加国に対する照会事項案の一つとして、「乾熱により殺菌できる機材」がAG規制要件 iii に合致すると扱われているかを上げている（甲164・平成29年1月14日午後2時56分の[REDACTED]メール）。このメールチェーンは、[REDACTED]のほか、経産省の幹部職員が複数含まれている（[REDACTED]調書21頁～24頁）。

従って、上記[REDACTED]及び[REDACTED]の証言は、少なくとも平成29年12月当時の[REDACTED]及び[REDACTED]の考え方を示すものとしては、信用に足りないと言わざるを得ない。

#### 力 小括

以上のとおり、もとより通達は国民に対する関係について裁判上の解釈基準、規範として通用するものではないし、とりわけ本件通達解釈は、原告会社をはじめとする噴霧乾燥器の輸出者に対して周知されておらず、噴霧乾燥器の輸出者において全く採用されていなかったばかりか、経産省においても明確な乾熱殺菌をもって「殺菌」といえるかについて明確な解釈を有していなかったのであるから、本件通達解釈を基礎とした秩序ないし社会通念は形成されておらず、本件要件ハの解釈基準として採用することはできない。また、仮にこの点を置くとしても、本件通達解釈は本件テクニカルノートを日本語にする過程において誤訳が生じたものに過ぎず、AGで合意された国際標準に対して上乗せ規制をするものではない。

#### (5) 小括

本件要件ハはAG規制要件 iii を国内法化したものであるところ、AG規制要件 iii の「disinfected」は殺菌効果のある化学物質の使用を通じて微生物の感染能力を除去（＝薬液消毒）された状態を意味するものであり、本件要件ハの「内部の殺菌をする」はこれと同義と解するのが自然かつ合理的である。他方、経産省が運用

通達に定める本件通達解釈は、噴霧乾燥器の規制要件の解釈としては国民にまったく周知されておらず、本件通達解釈を基礎とした秩序ないし社会通念は形成されていない。また、本件通達解釈の内容がA Gにおける国際合意よりも厳しい規制を日本独自に定めたものであることを示す資料が一切ないことからすると、本件通達解釈はA Gにおける定義規定を意図せず誤訳したものというほかない。

従って、本件要件ハの「殺菌」とは、本件テクニカルノートの定める「disinfected」と同義、すなわち殺菌効果のある化学物質の使用を通じて微生物の感染能力を除去（＝薬液消毒）することを指すものであり、「乾熱殺菌」はこれに含まれないと解するのが相当である。

2 貨物等省令2条の2第1項該当性が認められるためには、同項2号に規定された細菌の一種類を殺菌することでは足りないこと

(1) 本件テクニカルノートの定義では、対象菌はそもそも問題とならない

1において述べたとおり、本件要件ハの「殺菌」とは、本件テクニカルノートの定義における「disinfected」と同義、すなわち殺菌効果のある化学物質の使用を通じて微生物の感染能力を除去することを指すものであり、「乾熱殺菌」はこれに含まれないと解するのが相当である。

そして、かかる殺菌の解釈の下では「殺菌の対象菌」はそもそも問題とならない。

なぜなら、定置した状態で装置内部を薬液消毒できる装置、すなわちC I P機能を備えた装置では、殺滅できる細菌は装置の性能とは無関係に、もっぱら使用する消毒薬に依存するからである。例えば、過酢酸、フタラール、グルタラールといった高水準消毒薬を使用すれば、芽胞形成菌を含むあらゆる微生物を殺菌でき、滅菌と同様の効果を得ることができる（甲8・17頁～18頁）。

従って、「殺菌」の対象菌は何かという議論は、噴霧乾燥器の性能とはそもそも無関係であり、問題とならないのである。

(2) 本件要件ハの「殺菌」に「乾熱殺菌」が含まれる場合、一種類を殺菌できるこ

とでは足りない

### ア 有識者の見解

#### (ア) 警視庁が聴取した有識者

仮に本件要件ハの「殺菌」に乾熱殺菌なる概念が含まれるとした場合、いかなる細菌を殺滅できる性能を要するかという困難な問題が生じる。この点、警視庁公安部は、■■■教授、■■■准教授、■■■教授及び■■■教授からの聴取した結果、人体に害を及ぼす危険性のある「有害な菌」という意味で貨物等省令2条の2第1項2号に記載されている菌のいずれか一種類を死滅させることをもって、殺菌と捉えているようである（丙A126）。

しかし、これらの有識者はいずれも法律の専門家でもなければ、機械装置の専門家でもなく、いずれも微生物学の専門家であって、法解釈として本件要件ハの「殺菌」がどのような意味を有するかについて知見を有するものではない。

この点を置くとしても、警視庁が依拠した有識者のうち■■■教授及び■■■准教授の見解は、いずれも■■■が聴取したものであるところ、実際に聴取された内容であるかは極めて疑わしい。また、警視庁は、複数の有識者から芽胞形成菌を死滅できることを要するとの見解を聴取していたが、これらについては黙殺している。以下順に詳述する。

#### (イ) ■■■教授

■■■教授は、平成29年5月、9月、11月、12月に■■■の訪問を受け、相談を受けたほか、平成30年3月にはこれらの聴取結果について供述調書の作成に応じている。

そして、■■■教授からの平成29年11月15日の聴取結果を■■■がまとめたとされる同月16日付け聴取結果報告書には、聴取結果として、「以上のことから、ハの解釈は「機器を分解しないで、製造した省令第2条の2第1項第二号に記載されている病原性微生物を殺して、その感染能力を失わせること」という結論に至ります」、「以上が省令第2条の2第2項第5号の2についての説明ですが、私の意見としては、イ・口に該当する噴霧乾燥器であれば、すべて輸出規制貨物に該当すると思っています。」と記載されている（丙A127）。

これに対応する検査メモ（乙8の33）の記載は、「殺菌の対象とすべき細菌は、法令上明記されておらず、省令に記載されている細菌は病原性・毒性が非常に強いことから、これらの細菌は全て生物兵器に該当する。」、「ハの規制の解釈は、「定置した状態で、製造したある特定の病原性微生物をすべて殺して、その感染能力を失わせること」という結論に至る」である。

しかし、[ ]教授は、上記検査メモの記載について、「「殺菌の対象とすべき細菌」についても、私はこのようない説明はしていません。微生物学上の消毒の意味でいうと、噴霧乾燥器の内部が消毒された状態であるといえるためには、噴霧乾燥器内に存在する可能性のあるすべての病原性微生物の感染性を失わせる必要があります。その意味では、対象菌はすべての病原性微生物ということです。そして、「ハの規制の解釈は・・・」という結論部分についても、私は法律の専門家でもなければ、機械の専門家でもありませんので、規制の解釈はこうあるべきだという意見は述べていません。私は、微生物学の専門家としてAG原文の意味を説明し、これに對応して作られた和訳がAG原文を忠実に反映したものでないことを指摘したまでです。」と述べており、上記聴取結果報告書の記載については、「[ ]刑事は、あたかも私が噴霧乾燥器の規制要件について一定の解釈を示したかのように報告書を作成していますが、私は話したのは、AG原文の意味や、微生物学の専門家としての細菌に関する知識だけです。どのような機械が規制の対象になるのかという点にポイントが当てられているという認識がなく、私が細菌に関して述べた内容が都合よく拾われて、噴霧乾燥器の規制に関する意見に仕立てられてしまった印象です。」、「法律の専門家でもなければ、機械の専門家でもなく、噴霧乾燥器を扱ったこともない私がそのようない説明をするはずがありません。」と述べている（甲159・5頁～7頁）。

また、[ ]教授からの平成29年12月8日の聴取に関する検査メモには、「経済産業省が芽胞形成菌のみを規制対象とすることについて、私は合理的な理由にはならないと思う。」との聴取結果（乙8の38）が記載されているが、これについても、[ ]教授は、「輸出につき許可が必要な細菌の種類は、貨物等省令2条の2第1項に具体的に列挙されています。列挙されている中には、芽胞形成菌だ

けでなく、芽胞を形成しない菌もあります。私は、[ ] 刑事から、「規制対象となる菌は、芽胞形成菌と芽胞を形成しない菌の双方を含みますよね？」と聞かれ、「はい」とお答えしたことはあったと思います。しかし、その文脈は、「規制対象となる微生物は」が主語であって、「噴霧乾燥器にかかる規制で」ではありません。私が申し上げたのは、芽胞を形成しない菌にも輸出規制の対象であるものが存在するという点であって、それと噴霧乾燥器の規制要件の解釈とは無関係なのです。」と述べており、[ ] のメモの記載からは、芽胞を形成しない細菌にも生物兵器として用いられる危険性の高いものがあるという [ ] 教授の話を、無理やり噴霧乾燥器の規制要件に結びつけようという意図が伺われる（甲 1 5 9 ・ 9 頁）。

これらの [ ] 教授の説明は自然かつ論理的、合理的であるし、[ ] 教授は本訴訟の帰趨に利害関係を有しない第三者であるから、その信用性は極めて高い。

加えて、平成 29 年 1 月当時、警視庁公安部は、経産省の滅菌殺菌の解釈と証明方法について相談をし、芽胞形成菌を指標菌とする実験でないと意味がないと指摘を受けており、芽胞形成菌を死滅できる温度を目指すもそれが無理であることが分かり、[ ] 及び [ ] の指示で、有識者見解を集めて経産省を説得しようとしていたところであった（[ ] 調書 5 ~ 6 頁、[ ] 調書 6 ~ 7 頁）。[ ] 教授からの聴取がまさにこの当時に行われたものであることからすると、上記の捜査メモの記載、及び聴取結果報告書の記載は、芽胞形成菌を指標菌とすべきとの経産省の指摘を抑えるため、捜査幹部の考えた殺菌理論に理解を示した [ ] 教授の反応を意図的に歪めて、あたかも [ ] 教授自身の見解であるかのように記述したものであつて、現に [ ] 教授から聴取されたものとは認められない。

#### （ウ）[ ] 准教授

[ ] 准教授からの平成 29 年 1 月 2 日及び同月 22 日の聴取結果を [ ] が記載した同月 24 日付け聴取結果報告書には、聴取結果として、「よって、ハの解釈は「機器を分解しないで、製造した省令第 2 条の 2 第 1 項第二号に記載されている細菌を死滅させて、その感染能力を失わせること」という結論に至ると思います」、「以上が病原性細菌の性質・危険性や省令第 2 条の 2 第 2 項第 5 号の 2 についての説明ですが、結論としまして、生物兵器となり得る大腸菌やペスト菌を生きたまま

粉体化することが可能な噴霧乾燥器であれば、装置内部を100度の高温状態にすることをもって定置した状態でそれらの細菌を死滅させることができるため、輸出規制貨物に該当すると判断します。」と、上記 [ ] 教授の聴取結果報告書（丙A 127）とほぼ同一の記載がなされている（丙A 128・7頁）。

しかし、平成29年11月2日及び同月22日の聴取結果を聴取当日に [ ] 及び [ ] 巡査部長が記録した捜査メモ（乙8の32、8の34）には、上記の記述は存在しない。

この点、[ ] は、「[ ] 教授と同見解であったためメモへの記載を省略したに過ぎず、実際にはこのような内容を聴取していた」と述べる（[ ] 調書26～27頁）。しかし、（イ）で述べたとおり、同時期である平成29年11月15日の[ ] 教授からの聴取結果を[ ] が記録した捜査メモ（乙8の33）には、上記の記述は存在しない。

同捜査メモには、「(2) 殺菌の定義」の欄に、「この(2)の内容は、[ ] 大の教授も同じ見解である」との記載がなされているが、同欄記載の内容は、細菌ごとに人体に害を与えるのに要する個数が異なることから一律に定量的な定義をすることは無理がある、というものであり、いずれか1種類の細菌を死滅できれば殺菌に該当するという供述は存在しない。この点について、[ ] は、「捜査メモには記載していないが自分用のノートに記載していた。ノートに従って記載した。」「メモには要点のみを書いていた。」と弁解するが、芽胞形成菌を死滅できることを要するか否かは殺菌の実証実験を行う上で極めて重要な事項であるところ、そのような重要な事項に関する供述を、自分用のノートに記載しておきながら捜査メモに残さないというのは捜査にあたる警察官としておよそ合理的な行動ではない。捜査メモは、捜査幹部の確認を経て捜査員間で共有される資料であって（[ ] 調書5頁、[ ] 調書22頁）、捜査幹部が捜査方針を決定する材料にもなるのであるから、捜査の結果を得た重要な事項は当然記載されるはずである。従って、自分用のノートに記載していたが捜査メモには記載していない、との[ ] の証言は到底信用できない。

以上のとおりであるから、[ ] 准教授の平成29年11月24日付け聴取結果報告書における上記記述は、現に[ ] 准教授から聴取されたものとは認められない。

### (工) 芽胞形成菌を死滅できることを要するとの複数の見解

■教授は、平成29年9月25日、■に対し、「噴霧乾燥器が、生物兵器を製造しうるという理由で規制の対象になっているのであれば、炭疽菌等の殺傷能力が高い菌を人体に実害を与えない程度、滅菌レベルまで殺すことを要するのではないか。」と述べ（乙8の31）、■取締役は、同年11月17日、■に対し、「省令ハの解釈は「作業員の曝露防止のために滅菌又は殺菌が可能な器械が該当」と説明していることは明らかで、生物兵器製造という観点から判断すれば、芽胞菌を殺滅したという結果を出さないと該当とはいえないと思う。」と述べ（乙8の35）、■名誉教授は、平成29年11月29日、■に対し、「殺菌できるもの」の証明について、「乾熱の場合は160℃～180℃の温度にならないと滅菌も消毒もできるとは言えない。湿熱でもガスでも指標菌は芽胞菌を使用する。」と述べている（乙8の36）。

このように、このころ警視庁が聴取を行った複数の有識者が、貨物等省令2条の2第1項2号に記載されている細菌のいずれか1種類を死滅させることができれば殺菌できる装置と言えるとの捜査幹部の考えを否定し、芽胞形成菌を死滅できることを証明できなければ殺菌できるとはいえないとの見解を示していた。なお、これらの有識者からの供述について、捜査幹部は聴取結果報告書の作成を行わず、捜査メモのまま公安部内に情報を留めていた。

### (オ) 小括

以上のとおりであるから、仮に本件要件ハの「殺菌」に乾熱殺菌なる概念が含まれるとしても、いかなる細菌を殺滅できる性能を要するかについては、少なくとも有識者間において定まった見解は存在していなかった。

## イ 経済産業省の見解

### (ア) 経産省が警視庁公安部に示していた見解

■によれば、経産省は、平成29年10月から平成30年2月にかけて行われていた警視庁公安部との打合せにおいて、芽胞形成菌を指標菌とする実験でなければ意味がない、より具体的は、殺菌には定義や解釈がなく、判定基準が不明であるから、日本薬局方に基準が明記されている滅菌と同様の方法、すなわち芽胞形成菌

を指標菌とする乾熱滅菌法でないと判断できないと指摘をしており、その旨は捜査メモに記載されているとのことである（[調書 6 頁]）。

[ ]は、一連の打合せに参加していないものの、当時、及び出廷前において捜査メモを読んでいたこと（[調書 4 頁]）、実際に経産省との打合せに複数回参加していた [ ]においてもこれと同様の証言を行っていること（[調書 6 頁]）、[ ]

[ ]教授からの平成 29 年 12 月 8 日の聴取に関する捜査メモにおいて。「経済産業省が芽胞形成菌のみを規制対象とすることについて、私は合理的な理由にはならないと思う。」との聴取結果が記載されていること（乙 8 の 38）に加え、警視庁が現に、平成 30 年 1 月 16 日に [ ] 大学教授に炭疽菌の耐熱試験を依頼している客観的事実にも符合する（乙 8 の 49、[調書 15 頁]）ことから、その信用性は極めて高い。

特に、「捜査メモに記載されていた」旨の [ ] の証言は、これが虚偽である場合には被告らから弾劾証拠として捜査メモが提出されれば簡単に崩されてしまうものであって、かかる観点からも現職の警察官が虚偽の証言をすることは考えられない（実際、本日現在、被告らから弾劾証拠は提出されていない。）。

また、当時警視庁との打合せに参加していた経産省職員の [ ] は、当時経産省内において芽胞形成菌を指標菌とすべきだという意見があったこと、及び [ ] 自身が打合せにおいて「芽胞菌が殺菌できる方がいいんじゃないですか」と発言したと証言している（[調書 9 頁、19 頁]）。

この点、[ ] は、被告東京都の再主尋問に対し、「芽胞菌が必要とまで言っていない。」、「(大腸菌だと) ちょっと弱いんじゃないかとしか言わなかつた」（[調書 30 頁]）と弁解しているが、「大腸菌では弱い」という発言自体、細菌をいずれか 1 種類以上死滅できれば殺菌に該当するとの考え方と矛盾するものである。

なお、[ ] は、警視庁との打合せにおける経産省職員の発言について、「それぞれ個人的な意見等を述べた程度」であったと弁解し（乙 14・3 頁）、証人尋問においても同様の証言を行っている（[調書 5 頁]）。しかし、[ ] は、警視庁との打合せを踏まえ、本件要件ハの解釈に関し、経産省の複数の幹部職員を交えたメールチェーンで審査課との間で協議し、諸外国に対する照会を行おうとしており（甲

164、[調書22頁]、警視庁に対する発言が個人的な意見であったとする[の供述は信用に足りない。

以上により、経産省は警視庁に対し、平成29年10月から平成30年2月にかけて行われた打合せにおいて、本件要件ハの「殺菌」に「乾熱殺菌」が含まれるとしても、一種類を殺菌できることでは足りず、芽胞形成菌を死滅できることを要するとの見解を示していたことが認められる。

#### (イ) 現在の経産省の説明

経産省は、令和4年4月18日付東京法務局訟務部長からの依頼に対する同日付回答書において、殺菌の対象は微生物であり、この微生物とは貨物等省令第2条の2第1項に規定している細菌等の微生物のうち一種類以上のものを指しており、この解釈は令和2年3月12日時点でも同様であるとの見解を示す(丙25)。しかし、この回答は、本件噴霧乾燥器の輸出当時の経産省の解釈を示すものではない。

また、経産省は、上記回答を踏まえて裁判所が行った調査嘱託に対する令和4年9月14日付け回答において、「平成28年6月2日及び平成30年2月21日時点において、・・・と同様の照会を輸出者や行政機関から受けたと仮定した場合には、別紙記載の1~3の各解釈・・・と同様の回答を示したものと考えられます。」との見解を示している。しかし、この回答は、巧妙なレトリックを用いた詭弁であり悪質極まりない。

すなわち、調査嘱託事項は、経産省が令和4年4月18日付け東京法務局訟務部長宛回答書にて回答した殺菌解釈が、「平成28年6月2日及び平成30年2月21日時点においても同様であったか」、すなわち、本件噴霧乾燥器の輸出時において経済産業省が現に有していた殺菌解釈であったか否かを尋ねるものであった。

これに対し、経産省の令和4年9月14日付け回答は、当時経産省が現に有していた殺菌解釈に関する回答を巧妙に避け、「仮に当時同様の照会を受けたと仮定した場合にいかなる回答をしたか」との命題にすり替えて回答を行ったものである。要すれば、「当時は明確な殺菌解釈を有していなかったが、事業者から照会を受ければ、しかるべき検討を行い、現在の解釈を導き出したと考えられる」ということである。

もっとも、経産省が裁判所からの調査嘱託に対して正面からの回答を避けたこと自体、当時は同様の解釈を現に有していなかった事実を経産省自ら認めたものというべきである。

証人尋問においても、[■]は、大腸菌等の菌のうち1つでも殺菌出来ればいいとの解釈を警視庁公安部に示した時期について、警視庁公安部との一連の打合せ後の平成30年2月か3月ころであったと述べ、それ以前の時期にそのような考え方を有していたかとの質問に対しては「最初のうち、私、知見が足りなくて、殺菌とはどういったものかと思った可能性はあると思います」と述べている（[■]調書6頁、17頁～18頁）。

同様に、[■]は、平成29年11月の警視庁との打合せで、ハの要件の殺菌概念について、省令の規定が曖昧だといったことを述べていないかとの問い合わせに対し、「最初の時点では、これはどういうものなのかなっていうことについては私自身知識が十分じゃなかったので、そういうようなことを言った可能性は否定はしません。」と述べ（[■]調書20頁）、丙25号証記載の解釈を経産省において採用したのはいつのことかとの問い合わせに対し、「明確に議論して、やったのは、この事件のときだと思いますよ」、「どうですかと、解釈はどうですかと聞かれて、それを明確化していくところということになったということだと思います」、「省令の条文としては確定しています。該非判定の解釈についてはおっしゃるとおりだと思います。」と、当時において貨物等省令の法文以上の解釈を有していなかったことを認めている（[■]調書27頁、[■]調書25頁～26頁）。

以上によれば、経産省は、現在は、「殺菌の対象は微生物であり、この微生物とは貨物等省令2条の2第1項に規定している細菌等の微生物のうち一種類以上のものを指す」との解釈を有しているようであるが、本件噴霧乾燥器の各輸出時に同解釈を有していたものではなく、警視庁との打合せ後に同解釈を採用したことが認められる。

#### （ウ）システックの見解

システックの職員でありガイダンスの執筆にも関与している[■]は、令和5年3月16日、原告ら代理人からの照会に対し、本件要件ハの「殺菌」に乾熱殺菌を含

まれ、いずれか 1 種類以上の細菌の感染能力を破壊できれば殺菌できると言えるとする現在の経産省が述べる解釈について「存じ上げません。」と回答し、貨物等省令の制定後平成 30 年 2 月ころまでの間の「殺菌」の解釈について、「殺菌に関しては、省令制定当時から明確な解釈は示されておらず、あいまいな概念のままであった」と回答している（甲 160）。

■は、経産省の非常職職員である安全保障貿易管理調査員と務めるとともに、システィックの職員として、噴霧乾燥器の規制導入に関与し、規制導入後の平成 28 年に経産省がデンマーク国から運用状況の照会を受けた際にも原告会社のヒアリングを行うなど、経産省とともに日本における噴霧乾燥器の輸出規制の運用にも関与していた立場にある者であるから（丙 A 18）、経産省においてもこれと同様の認識であったことが強く推認される。

ウ いずれか 1 種類の細菌を死滅できれば該当との基準は非現実的であること

貨物等省令 2 条の 2 第 1 項 2 号には、「アルゲンチネンス菌（ボツリヌス神経毒素產生株に限る。）、ウェルシュ菌（イプシロン毒素產生型のものに限る。）、ウシ流産菌、オウム病クラミジア、牛肺疫菌（小コロニー型）、コクシエラ属バーネッティ、コレラ菌、志賀赤痢菌、炭疽菌、チフス菌、腸管出血性大腸菌（血清型 O26、O45、O103、O104、O111、O121、O145 及び O157）、発疹しんチフスリケッチャ、バラチ菌（ボツリヌス神経毒素產生株に限る。）、鼻疽菌、ブタ流産菌、ブチリカム菌（ボツリヌス神経毒素產生株に限る。）、ペスト菌、ボツリヌス菌、マルタ熱菌、山羊伝染性胸膜肺炎菌 F38 株、野兎と病菌又は類鼻疽菌」と、多数の細菌が列挙されている。これらの細菌は、生物兵器に使用されるおそれのある細菌であり、一般の民間企業が入手することは困難であるばかりか、その取扱いは非常に危険である（大川原本人調書 11 頁）。

仮に省令に規定されたいずれか 1 種類の細菌を死滅できれば本件要件ハに該当するとの基準を採用した場合、事業者は、本件要件ハの該当性を確認するには、上記の細菌入手し、当該噴霧乾燥器を用いて粉体化した上で、付属ヒーターで噴霧乾燥器の内部を温めて、内部に残置した粉体の細菌をすべて死滅させることができるかを実験するという、およそ非現実的な試験を強いられることとなる。また、殺菌

できていない細菌がある場合には、作業者への曝露が生じるおそれがあり、大変危険である。さらに、曝露防止性能を有しているかを問わないという現在の経産省の考えの下では、曝露防止性能を有していない噴霧乾燥器についても上記実験を行つて殺菌性能を確認する必要があるから、粉体製造過程や、製品回収過程において作業者に曝露が生じるおそれもある。

このように、いずれか1種類の細菌を死滅できれば該当との基準は、輸出者に無理を強いることとなり、非現実的である。

## エ 法令の趣旨

平成25年10月の本件改正による噴霧乾燥器の規制対象貨物への追加は、前年のAGにおける合意内容を国内法に反映させたものであり（甲4）、本件要件ハは、AG規制要件iiiに対応するものである（甲127の1、2）。

しかるに、AGにおいて規制対象が蒸気滅菌に限定されなかった理由は、他の参加国の説明によれば、「産業界によると乾燥滅菌（蒸気滅菌の反対）は微生物を最低限10g6の滅菌を誘発する類似の信頼できる滅菌方法であるため」（甲128・デンマークの意見）、「蒸気滅菌できる噴霧乾燥器は、高圧に対応するため特別に開発されたものに限られ、産業界でも過去20年間で1つしか販売実績がなかったのに対し、産業界では内部の薬液消毒するスプレーシステムが使用されており、この方式は1990年代のイラクで生物兵器製造に用いられたことがあること」（甲129の1、2・米国の意見）である。

これらの説明からすると、AGにおいて規制対象とされるのは、仮に乾熱殺菌なる概念を認めるとしても、いずれか1種類の細菌を死滅できるといった程度のものではなく、蒸気滅菌と同様の殺滅効果を有するものであると解するのが相当である。

従って、仮に乾熱殺菌が本件要件ハの「殺菌をすることができるもの」に該当しうるとしても、その程度は、蒸気滅菌と同様の殺滅効果を有するものと解するのが相当であり、いずれか1種類の細菌を死滅できるといった程度では足りず、少なくとも芽胞形成菌を死滅させることができることを要するものと解するのが相当である。

## 才 小括

以上のとおりであるから、（本来、「殺菌をすることができます」とは薬液による自動洗浄機能（CIP）を有する装置を意味するのであり殺滅の対象菌は噴霧乾燥器の性能とは無関係であるが、）仮に乾熱殺菌が規制対象であるとして対象菌の議論をする場合であっても、蒸気滅菌と同様の微生物殺滅性能、具体的は、少なくとも芽胞形成菌を死滅できる性能を有することを要すると解するのが相当であり、いずれか1種類の細菌を死滅できるといった程度では足りない。

### 3 曝露防止のための構造を備えていることが規制要件となること

#### (1) 法の趣旨からの解釈

本件要件ハは、定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができる噴霧乾燥器のみを規制対象とするものであるが、その趣旨は、製造前後における作業者の安全の確保である。

すなわち、貿易輸出管理令別表第1の3の2の項(2)は、噴霧乾燥器など9種類の貨物について「軍用の細菌製剤の開発、 製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの」を輸出規制の対象とする。そして、これらの規制対象貨物に全般的に「共通する仕様」として、「研究や製造・保存過程において病原性微生物、ウイルス、毒素等の感染を防止するための洩れ・拡散を防止対策された機構・構造を具備していること」があると説明されており（甲5・19頁）、かかる観点から、噴霧乾燥器について本件要件ハが設けられているものである。

ここで、「定置した状態で」とは、分解せずにそのままの状態で、という意味である。分解しないと細菌を殺滅できないとなれば、分解の際に作業者が細菌に被曝するおそれがあり、安全が確保されない。

かかる法の趣旨からすると、滅菌殺菌の過程のみならず、粉体の製造、製品回収の各過程において、作業者が粉体の曝露が生じないものでなければ、「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができる」といえないと解するのが相当である。例えば、粉体製造後に、強い風を装置内部に流し、内部の粉体を全て外部に掃

き出すことのできる装置があったとしても、この装置は「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」とはいえない。結果的に内部に細菌が残らなかつたとしても、感染力を有する粉体を外に出してしまっては作業者に曝露し安全が確保されないからである。製造された粉体は、外部に掃き出させることなくすべて殺滅されなければならない。

同様に、粉体の製造過程において、製造された粉体の一部が外部に掃き出されてしまう装置は、製造された粉体がすべて殺滅されることにならないから、本件要件ハに該当しない。製品の回収過程において製造された粉体の一部が外部に曝露してしまうものもまた、製造された粉体がすべて殺滅されることにならないから、本件要件ハに該当しないと解するのが相当である。

## (2) 経済産業省においても曝露防止構造を要するものと考えられていたこと

■は、経産省から警視庁公安部に対し、平成29年10月から平成30年2月にかけての打合せにおいて、規制該当というには粉体の曝露を防止できる必要があり、排風機からの曝露に関してはHEPAフィルタで菌が漏れないようにする必要があるとの指摘がなされており、そのことは警視庁作成の捜査メモに記載されていると証言する(■調書19頁)。■は、一連の打合せに参加していないものの、当時、及び出廷前において捜査メモを読んでいたこと(■調書4頁)、実際に経産省との打合せに複数回参加していた■においてもこれと同様の証言を行っていること(■調書15頁)から、その証言の信用性は極めて高い。特に、「捜査メモに記載されていた」旨の■の証言は、これが虚偽である場合には被告から弾劾証拠として捜査メモが提出されれば簡単に崩されてしまうものであって、かかる観点からも現職の警察官が虚偽の証言をすることは考えられない。なお、経産省との打合せにおいて曝露防止の話が出ていたこと自体は、■においても認めているほか(■調書37頁)、経産省職員の■は、経産省内部では曝露防止ができるものに限定したらどうかという意見があったことを認めている(■調書6頁、37頁)。

また、経産省は、平成30年8月10日、本件噴霧乾燥器1の規制要件該当性に

関する警視庁の照会書（丙2）に対し、「同照会における添付資料の内容を前提とすれば」と留保の上、規制に「該当すると思われる」旨の回答を行っているところ（丙3）、その回答の前提となる添付資料には、「HEPAフィルタの設置により、粉体を漏れない状態を保つことが可能」とする資料が含まれている（丙2・要旨(5)）。そして、[ ]によれば、①照会にあたり何を添付書類とするかについて経産省と警視庁とですり合わせが行われ、経産省から「該当すると思われる」との判断を得るのに必要と経産省に言わされた資料が添付されており、②経産省が公安部に対して曝露防止性能に関する資料の添付が求められたことから、平成30年2月22日付け「電話聴取結果報告書（[ ]株式会社 フィルタによる漏洩防止）」が添付された、とのことである（[ ]調書20頁）。

以上のとおり、経産省は、平成29年10月から平成30年2月までの警視庁との打合せにおいて曝露防止性能を要する旨を述べており、平成30年8月3日に警視庁から本件噴霧乾燥器1の規制要件該当性に関する照会を受けるにあたっても曝露防止性能に関する資料の添付を求め、その内容を前提として該当性の判断を行っているのであって、少なくともこの当時においては、経済産業省においても曝露防止構造を要するものと考えられていたことが認められる。

### (3) ガイダンスの記載

噴霧乾燥器の輸出規制が導入された直後である平成25年12月にシステックが発行したガイダンス改訂第6版において、規制対象の噴霧乾燥器の特徴として、「装置を分解せず組み立てた状態で、乾燥粉体が漏れない状態にして、又は製造作業者が粉体を吸入したり、粉体に接触したりすることなく内部を滅菌・殺菌ができる構造を示している」旨が明記された（甲5・44頁）。

そして、上記記述は、経産省が本件に関して警視庁と一連の打合せを経て、本件噴霧乾燥器1の規制要件該当性に関する照会に対して回答（丙3）を行った平成30年8月10日より後に発行された改訂第11版においても維持されている（甲6・54頁）。

#### (4) 検察官の認識

■は、証人尋問において、原告会社製の噴霧乾燥器L-8 iの製品回収容器が噴霧乾燥器の内部に該当しないと判断した理由について、「ダンパーが付いていると、回収容器に蓋が付いた状態で安全に回収できるから、曝露しないから大丈夫」と問われ、「曝露防止のためにはそれで大丈夫だと思います、はい。」と回答し、曝露が生じないことが必要との見解を示している(■調書37頁)。

また、■は、「噴霧乾燥器を使う人がこの細菌兵器とか粉体に曝露することを防ぐためということですか」と問われ、「最終的にはそういうことになるのかなと思います。」と、「運転中とか製品を回収するときに、操作すべき人が粉体に曝露しないような構造が必要っていうことになりますか。」と問われ、「法令において定置した状態でという要件があるのは、殺菌、滅菌に際して大きな曝露が生じるような事態は想定していないからという趣旨だというふうに理解しておりました」と証言し、程度の問題こそあれ、曝露が生じてしまうものは問題があるとの見解を示している(■調書14頁)。

#### (5) 小括

以上のことからすると、粉体の製造、製品回収、滅菌殺菌の各過程において作業者が粉体の曝露が生じないものでなければ、「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができる」といえないと解するのが相当である。

### 第3 法解釈に関する注意義務違反

#### 1 総論

##### (1) 本件捜査の背景

前記第1・4(1)のとおり、原告会社は、捜査の端緒の段階から噴霧乾燥器メーカーとしては国内トップと認知され、同様に前記第1・1(1)のとおり、本件で問題となる輸出管理規制を国内法として整備する前のAG会合の段階から、政省令の改正時に至るまで、経産省から直に意見を聴取されていた(丙A17)(なお、前記第1・1(4)のとおり、原告会社は、規制の運用開始後の平成28年に

も、経産省から、国内メーカーの該非判定に係る調査を受けていた。）。本件は、上記のように、業界の事情や法規制の内容につき相応の理解があったと考えられる原告会社及びその役員らが、輸出規制対象品である自社の噴霧乾燥器を無許可で輸出したとの嫌疑にかかるものである。また、原告らに対する嫌疑の中で問題となった噴霧乾燥器に係る輸出管理規制は、これに対応する許可実績が1件しかなく、当該1件を除いて、原告会社を含む他の国内噴霧乾燥器メーカーは全て自社製品を非該当として輸出していた（前記第1・3(2)）。また、経産省としても、まさに本件の捜査の開始を契機として、貨物等省令（就中本件要件ハ）及びこれを受けた本件通達解釈の意味する内容ないしその判断基準を検討する（少なくとも、省内で「明確に議論」する）こととなった（前記第2・2(2)イ(イ)）。すなわち、噴霧乾燥器にかかる輸出管理規制が正面から問題となって立てられた国内最初の事件であったということである。

上記のような背景を有する本件の捜査に当たる以上、輸出管理規制の要件が法的にいかなる意義を有し、どのような判断基準に則って判定されるべきかは、立法の趣旨や経緯を踏まえて慎重に判断するべきであったことは当然というべきである。

ことに本件では、共犯関係にあることになる原告ら各々につき規制要件該当性の認識が故意として問題となる。したがって、関与の度合いも異なる複雑な事実関係から被疑者各々がいかなる認識を有していたがゆえに故意が認められるのか立証する責任を負う訴追者としては、その大前提として、そもそも規制要件の意味するところがまず法的・客観的には何であるかを十分に固める必要性が高かった。

他方、警視庁が採用し、検察官に捜査結果として報告された解釈は、後述する3点において、噴霧乾燥器にかかる輸出管理規制策定の元となったAGでの合意と異なる内容を示すものとなっていた。

警視庁においては、自らが当時収集していた捜査資料をもってすれば、自らが採用した解釈が法解釈として不合理なものであったことを当然認識し得た。また、検察においても、警視庁が報告した解釈がAGの合意と異なる内容となって

いることを認識し、かつ、そのことに合理的な根拠がない（少なくとも、要件ハの意義について、警視庁の解釈と異なる解釈が不合理ではない）ことを優に認識し得たものである。

以下、本件においては、構成要件該当性としては、本件各噴霧乾燥器が貨物等省令に定められた3要件のうち本件要件ハに該当するかが最大の焦点であったという大前提を簡単に確認した後、警視庁及び検事の貨物等省令（就中本件要件ハ）の解釈に係る注意義務違反につき、各点に分けて詳述する。

## (2) 本件捜査の焦点

貨物等省令は、噴霧乾燥器に関して、水分蒸発量（要件イ）、平均粒子径（要件ロ）及び定置した状態で内部の滅菌又は殺菌が可能であること（要件ハ）の3要件を規定している。このうち、水分蒸発量及び平均粒子径は、いずれも、原告会社発行の本件各噴霧乾燥器のカタログスペックや試験報告書からも充足されていることが明らかであり（丙4・7～9頁、丙10・7～13頁、丙A39等）、実際にはこれらカタログ記載のスペックを充足していないといった事実関係に関する弁明もなく、原告大川原らも積極的には争っていなかった（丙A96・15頁、丙A103・2～3頁等）。

これに対して、本件要件ハは、原告会社は、貨物等省令の改正時から本件各噴霧乾燥器の輸出時点まで一貫して非該当と判定しており（丙A92、丙A96・15頁等）、原告らは逮捕後も該当性を否定していた（丙A74・3頁）。なお、一部調書には要件ハの該当性を認めたかのように読める記載もあるが、要件イやロとは明らかに異なり、該当の可能性の認識を述べていたに留まる（丙A73、78、80等）。

他方、本件各噴霧乾燥器の輸出行為は客観的証拠から明らかであり（丙A13ないし16、丙A28ないし30）、これにまつわる否認（輸出していない、品違いである等）は本件の経過で一回もなされていない（丙A102等）。無許可輸出であったことも同様である（丙A9ないし12）。

したがって、本件においては、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハ、すなわち「定置した状態で内部の滅菌または殺菌をすることができるもの」に該当するか否か

が捜査上の殆ど専らの問題であった。

## 2 「殺菌」に乾熱殺菌が含まれるとの判断が不合理であること

### (1) 警視庁の判断

#### ア 警視庁の解釈とAGの規制要件の相違点及びその認識

実際に警視庁が採用した貨物等省令の解釈（丙A126）のうち、AGの規制要件と異なっていた第1の点は、AGの規制要件における「消毒」（being disinfected）が、本件テクニカルノートにおいて「殺菌効果のある化学物質」を使用する薬液消毒に限定されていたのに対して、当該文言に対応して貨物等省令に規定された文言である「殺菌」は方法が限定されておらず、乾熱による「殺菌」も含むというものである。

上記の点について、警視庁は、貨物等省令の条文、本件運用通達、経産省が公表しているマトリクス表やシステック発行のガイダンス、AGの規制リストやハンドブック（いずれも■■■に検事相談で共有されている（■■■調書15頁）。）といった基礎的な資料のほか、経産省による照会回答や経産省職員の供述調書、「殺菌」に関する諸学者・実務家の見解、国内噴霧乾燥器メーカー及びユーザーにかかる供述調書及び捜査メモ等の資料を収集していた。

すなわち最初に、警視庁は、AGの規制要件、具体的にいえば本件テクニカルノートに示された「消毒」の定義と、当該文言に対応して定められた貨物等省令にいう「殺菌」の定義として自己が採用した解釈の間には、相違があることを認識していた。ここでいう相違とは、前者は薬液消毒に限定されているのに対して、後者は手法が限定されていないという点である。

#### イ 自身の解釈の根拠となった専門家の見解がその裏付けとならないこと及び当該専門家の見解が統一的な見解ではないことを認識していたこと

「殺菌」の定義に関する警視庁の解釈は、■■■教授及び■■■准教授らの聴取結果を主な根拠としている（丙A126）。

しかし、これらの聴取に際しては、■■■教授や■■■准教授が述べていない「殺菌」の定義を聴取結果報告書に記載していた（上記第1・4(5)）。したがつ

て、自己の解釈の裏付けとして聴取結果報告書に記載された各専門家の見解が自らの「殺菌」の解釈の裏付けとならないことも当然認識していた。

上記の [ ] 教授及び [ ] 準教授の聴取結果報告書の問題はさておくとしても、警視庁は、貨物等省令にいう「殺菌」の定義について、同じく学者ないし実務家として意見を聴取した複数の専門家から、（規制要件において並列される「滅菌」には日本薬局方に定める定義や基準がある一方で）「殺菌」には明確な定義や基準がないといった趣旨の意見を聴取していた（上記第1・4(5)）。なお、警視庁は、捜査の端緒として平成29年4月頃にシステムを訪問した際にも、「殺菌」には明確な解釈がない曖昧な概念であると説明を受けていた（上記第1・4(1)）。

つまり、警視庁は、[ ] 教授らのようにある程度確定的な意見を述べた（とされる）学者とは異なる専門家は、定義の中身の見解以前の問題として、そもそも定義は不明と理解していたこと、ひいては、「殺菌」の定義には専門家間の統一的な見解がないという実態を認識していた。

ウ 経産省との打ち合わせを介して、経産省においても、「殺菌」の手法に乾熱殺菌が含まれるとする点に懐疑的であったこと及び貨物等省令がAGの合意に対する上乗せ規制を行う趣旨で定められたことを示す事実がないことを認識していたこと

警視庁は、自己の解釈の定立に至るまで及びその後も経産省と打合せを行っていた。この打ち合わせは経産省の本館で行われ（[ ] 調書11頁）、その内容は経産省内部において課長ら幹部に報告され（[ ] 調書12頁）、外為法に基づく輸出管理規制に関する複数の部署に共有されていた（[ ] 調書17頁）ものであることから、当該打合せにおける経産省のコメントは、噴霧乾燥器の輸出管理規制の解釈及び適用に関する組織としての見解であったことは疑いない。

上記の打ち合わせに際して、経産省内部では、「殺菌」の要件解釈について、噴霧乾燥器につき乾熱殺菌をもってAGの規制に該当としているか否か等を他国へ照会することを検討したり（甲164、[ ] 調書22頁、[ ] 調書22頁）、システムに対して経産省本館の会議室でヒアリングを行っていた（丙A10

5、[調書14頁]、[調書21頁]こと等の事実関係にみられるとおり、「殺菌」の解釈や判定基準を有しておらず、経産省側においても「殺菌」に乾熱殺菌が含まれるか懐疑的な状態であった。このような状態を背景に、機器内のデッドスペースの問題から殺菌性能をメーカーが保証することは困難ではないかといった審査課の意見が噴出するなど（上記第1・5(1)工（ウ）、第2・1(4)才）、本件各噴霧乾燥機の規制要件該当性に否定的な意見も存在した。

そして、経産省は、上記のような内部の議論をもとに、警視庁に対して、打合せにおいて、「殺菌」の解釈、芽胞形成菌の殺滅の要否、曝露防止構造の要否、「あらかじめ滅菌、殺菌できるように設計された」（すなわちCIP機能付きの）機材に限定して立件すべきではないか等、複数の根拠をもって規制非該当となる可能性（ないし立件不相当ではないかとの意見）を告げていた（[調書37頁]）。そうすると、警視庁としては、上記のような経産省内部の議論そのものを証拠ないし資料として見ていなかったとしても、打合せにおける経産省の説明を通じて、自身が採用した解釈の中でも「殺菌」の手法として乾熱殺菌が含まれるとしている点について、規制当局である経産省でさえ（少なくとも当初は）懐疑的であったことを当然認識していたといえる。

また、警視庁は、経産省との打合せのなかで、薬液消毒に限定されたAGの「消毒」要件と異なり、日本独自に、貨物等省令の「殺菌」は手法を限定しないという上乗せ規制を設けたとの趣旨の説明を受けておらず、かえって経産省は、日本だけ突出した規制を行うべきではないと指摘していた（[調書19頁]、[調書7頁]）。「殺菌」の解釈や判定基準についての打ち合わせは何度も（上記第1・5(1)ア）行われているのであるから、仮に貨物等省令（及び本件運用通達）が上乗せ規制を設ける趣旨で定められたというのであれば、当然上乗せ規制の趣旨・目的についての説明がなされるはずであるが、そのような説明がないということは、上乗せ規制の趣旨で貨物等省令（及び本件運用通達）が定められていないことを端的に示している。つまり、警視庁は、経産省から上乗せ規制の趣旨・目的の説明がないことを認識していたのであるから、貨物等省令（及び本件運用通達）が上乗せ規制をする趣旨で定められたことを示す事実がないことも認識し

ていた。

なお、警視庁は、最終的に経産省から捜査関係事項照会の回答を得ているが、経産省との上記の折衝の状況のほか、当該照会には上記で述べた有識者の見解が「殺菌」の解釈に関する根拠資料として挙げられており、警視庁は当該見解が有識者から実際に聴取されたものではないことや、少なくとも当該見解が有識者の統一的な見解ではないことを認識していた。したがって、捜査関係事項照会を通じて回答を得ていたとしても、貨物等省令（及び本件運用通達）が上乗せ規制を行う趣旨で定められたことを示す事実があることを窺わせる合理的な根拠を得ていたとは言えない。

エ 国内業界において、警視庁自身の解釈はおろか本件通達解釈すら認知されていない実情及び乾熱殺菌が「殺菌」の一手法であるとは全く捉えられていなかったことを認識していたこと

警視庁は、国内の噴霧乾燥器メーカーから得られた証拠資料ないし事実として、[REDACTED] や [REDACTED] (いずれも A G 参加国に属する国際企業の子会社である。) が「殺菌」に係る要件について C I P 機能が付属しているか否かによる（すなわち、乾熱殺菌は含まない。）と理解していたことや、平成 29 年 6 月の段階で聴取を行った国内唯一の許可実績がある [REDACTED] においても「殺菌」の概念は曖昧で、警視庁の解釈はおろか本件通達解釈によつてすら該非判定を行つておらず、自らの解釈が国内噴霧乾燥器メーカーに全く認知ないし理解されていない実情を把握していた（上記第 1 ・ 4(3)、第 2 ・ 1(4)ウ（オ）、乙 8 の 1 9 、[REDACTED] 調書 2 6 頁）。

同時に、噴霧乾燥器ユーザーにおいても、貨物等省令の「殺菌」の定義はおろか本件通達解釈さえ認知されていないことに加え、少なくとも商業ベースの工程において乾熱殺菌を行つている噴霧乾燥器ユーザーはいない実情も把握していた（上記第 1 ・ 4(4)、[REDACTED] 調書 2 6 頁）。

このように、警視庁は、噴霧乾燥器に関わるメーカーとユーザーにおいて、乾熱殺菌が貨物等省令にいう「殺菌」の一手法であるとは全く捉えられていなかつたことを認識していた。同時に、本件通達解釈が噴霧乾燥器に適用されることす

ら周知されていなかったことも認識していた（少なくとも、認識し得た。なお、警視庁が収集していた本件運用通達の公表状況（第2・1(4)ウ（イ））、システム発行のガイダンス（同（ウ））、マトリクス表（第1・1(3)ア）の内容及び周知状況はそれぞれ上記のとおりであり、一般に事業者が活用するこれらの媒体において乾熱殺菌が含まれるかのような周知が国内の事業者になされていないことは警視庁も当然認識していたと考えられるし、少なくとも認識し得たものである。）。

#### オ 警視庁内部でもAGの規制要件に沿った解釈が合理的であると考える捜査員がいたこと

このように、警視庁は、自己の解釈の根拠となる聴取結果報告書上の「殺菌」に関する学者の見解が当該学者の実際の見解ではなく、少なくとも専門家間の統一的な見解ではないことを認識していた。また、規制当局である経産省においても、乾熱殺菌が貨物等省令にいう「殺菌」の一手法であるという認識がなく、国内の噴霧乾燥器メーカーやユーザーにおいてもそのような認識がなかったことを認識していた。

こうした事情に加え、上記第2・1(1)及び同(3)のとおり、そもそも噴霧乾燥器を対象貨物とする平成25年10月の貨物等省令の改正は、前年のAGでの合意内容を国内法令として適用するべく、貨物等省令にその内容を反映するために行われたものであったという制定の経緯、AGでの合意内容は忠実に国内法に反映されるべきであるとの「原則」（乙8の27）も踏まえれば、貨物等省令の要件ハ（「殺菌」）は、AGで合意された規制要件において対応する部分（AG規制要件ⅲ及び本件テクニカルノート）と同一の意義を有すると解釈するのが合理的である。

実際、警視庁内部では、細かなやり取りの内容はさておくとしても、AGの合意において「消毒」が薬液消毒に限定されている点と、これに対応して規定されたはずの貨物等省令の「殺菌」についての警視庁の解釈では手法が限定されないとする点で相違があることを正しく認識し、そのことに懐疑的な意見が出ていたことは捜査幹部である[■■■]ですら認めるところであり（[■■■]調書2頁）、法曹の

資格などなくとも、一般的な検査官であれば自然と上記のような判断に至ることができたはずである（こうした検査官の意見の背景には、原液を熱風によって粉体化させる噴霧乾燥器の構造上、乾熱殺菌を内部の「殺菌」手法に含めれば自ずとほとんどの機器が該当になりかねないのではないかとの疑義もあったと思われる。被告東京都は乾熱殺菌不可能な設計も可能である等と反論しているが（被告東京都準備書面(2)16頁）、証拠資料を見る限り、当時の実情として、メーカーが内部の乾熱殺菌ができないように意識して噴霧乾燥器を設計していることは明らかではなく、むしろこの点は全く検査していない。）。

#### 力 小括

以上のように、警視庁は、自己の解釈の根拠となる聴取結果報告書上の「殺菌」に関する学者の見解が当該学者の実際の見解ではなく、少なくとも専門家間の統一的な見解ではないことを認識していた。また、規制当局である経産省においても、乾熱殺菌が貨物等省令にいう「殺菌」の一手法であるという認識がなく、国内の噴霧乾燥器メーカーとユーザーにおいてもそのような認識がなかったことを認識していた。

それにもかかわらず、「殺菌」に乾熱殺菌が含まれるとの解釈を採用した警視庁の判断は不合理であったと言わざるを得ない。

### (2) 検察官の判断

#### ア 警視庁の解釈とAGの規制要件の相違点及びその認識

本件の起訴を決定した[■]は、令和元年6月に東京地検に着任した直後から検事相談を受け始め（[■]調書1頁）、その中で、警視庁から、マトリクス表、システィック発行のガイダンス、AGの規制リスト、ハンドブック等の基礎的な資料の提供を受けて、公安部に任意調べの方針等の指示を出していた（[■]調書14頁～15頁、37頁～38頁）。これらの資料を見れば、貨物等省令の要件ハ「殺菌」が being disinfected に対応すること、及び、本件テクニカルノート上 disinfected は薬液消毒に限定されていることは一見して判明する。

実際、[■]は、検事相談の段階で、本件テクニカルノートの「消毒」の定義

と、本件通達解釈及び本件通達解釈と同じ「殺菌」の定義が記載されたマトリクス表上のクロスフロー過装置の記載の意味が異なること、具体的には前者が薬液消毒に限定されている一方で、後者はそのような限定がないという相違があることを認識していた（[調書38頁]）。

イ 警視庁の解釈とAGの規制要件の相違に理由があるとの判断の根拠として挙げられた点は、いずれも当該判断の合理性を基礎づけるものではなく、その余の根拠がないこと

AGの規制要件に基づいて定められた（甲4）貨物等省令について、敢えてAGの規制要件と異なる定義を持つと解釈する場合には、日本がAGの規制要件と異なる定義で規制を設けた趣旨（言い換えれば意図や目的）が何であるかが別途問題となり、その趣旨から貨物等省令の文言が具体的にいかなる意味を有するか、その妥当性を含めて裏付けられるか検討する必要が生じる。

しかし、AGと貨物等省令の規制の相違に理由があるとの判断の根拠として[■]が供述した内容は、以下のとおり全く不十分である。

[■]は、本件テクニカルノートと貨物等省令（及び本件運用通達）における定めに相違がある理由の理解について、①「AGの規定に基づいて国内法化をするときに、それを日本国の法律にどう反映させるかというのは、日本の主管省庁である経産省が判断して決めることで、それを反していると私は認識してませんでした」（[調書18頁]）、②「経産省がAGの合意に至るまでのヒアリングの中での被疑者への説明とか、あと国内法がする中で、パブリックコメントを求める中で、なぜそういうことになったかの説明をしていたので、それで私は合理的な説明だと納得していました。」（[調書17頁～18頁]）、③「何で違いがあるのかが改正経緯の資料を見れば理解できるから、確認する必要がないと思ったということですね。」という問い合わせに対して、「はい。その問題がありつつも、そういう条文にしたという経緯が分かりましたので。」（[調書38頁]）と述べている。①は、AGの合意を国内で法制化するにあたって、法制化する内容は日本独自に決定できるから、貨物等省令がAGの規制要件と異なる要件を定めても問題がないこと、②は、法制化の過程において、経産省と原告会社のやり取りやパブ

リックコメントに異なる規制を設けたことに関する合理的な説明があったこと、  
③改正経緯の資料にも、異なる規制を設けた経緯が記されていたこと、と纏め  
ことができる。

最初に、①は、AGの合意はそれ自体では国内法としての効力を持たず、合意  
内容を国内法として整備して初めて国内における輸出管理規制としての効力を有  
するものであるところ、国内法としての整備にあたって合意内容と異なる規制を  
定めることは許容されている、という国際合意の効力に関する一般論に過ぎな  
い。より具体的に、貨物等省令が「殺菌」の定義に関してAGの規制要件と異  
なる定義を定めた趣旨をいうものではない（そのような一般論からは、AGの規制  
要件と異なるという貨物等省令の「殺菌」がどのような意義を有するかは全く導  
出されない。）。

次に、②は、貨物等省令の改正過程及び立法後に、噴霧乾燥器の規制がAGの  
合意と異なる規制を独自に行うものとの説明を対外的に行ったという認識は経産  
省でさえ有しておらず（上記第2・1(4)ウ(エ)）、パブリックコメントで規制の  
相違がある理由の説明がなされたとする点は本訴の記録上も全く明らかではない  
(なお、原告会社がパブリックコメントに関して要件ハの文言に関して意見を述  
べていないことは上記第1・1(2)ウ、丙A19等参照。)。

また、■が言う経産省と原告会社の間のやり取りとは、主に丙A17（や丙  
A106、甲128及び甲129等）に対応する■と原告らの間のメールを指  
すと解されるところ、同メール中で■から解説されたAG参加国の意見の趣旨  
は、上記第2・1(2)イで述べたとおり、「滅菌」の方法を蒸気滅菌に限定するか  
否かに関するものであって、「消毒」の方法について述べたものではない。

たしかに、■の供述調書上は、あたかも、AG参加国の意見が「滅菌」と  
「消毒」を一括りにして方法は無限定とすべきものであったかのように紹介され  
ているため、■が調書上から上記の点を正解できなかった可能性は一応ある。  
しかし、■の供述に従うならば、AGの規制要件である「消毒」と貨物等省令  
にいう「滅菌」には、手法の限定がない点では共通の意味であることになってしま  
う。したがって、手法の限定の有無の点で両者が相違していると認識していた

【】としては、少なくとも、【】のメールで紹介された他国の意見は、AG規制要件の「消毒」と貨物等省令の「殺菌」の定義の違いに関して合理的な説明になつてないことは理解し得た。

さらに、③については、改正経緯に関する資料に規制の相違に関する理由を述べたものがあれば当然被告らから提示されるべきものであるところ、本訴にそのような証拠資料はなく、現に【】はそのような客観的資料が確認できていないと述べている（上記第2・1(4)工）。したがって、この点は明白な事実誤認である。

以上のように、【】が述べた規制の相違に合理的な理由があると判断した根拠は、①は実質的な理由ではなく一般的な制度論をいうものに過ぎず、②貨物等省令の改正経緯において、経産省と原告会社のやり取り又はパブリックコメントの中で合理的理由が説明された形跡はなく、③は事実誤認である。したがって、上記の判断の根拠は不十分であったが、【】は、その他に警視庁又は経産省に対して規制の相違の合理的な理由を確認していない（【】調書17頁～18頁）。

そうすると、【】においても、AGの規制要件の「消毒」と異なり、貨物等省令の「殺菌」は乾熱殺菌も含む上乗せ規制の趣旨で定められたことを示す事実がないことを認識し、少なくとも認識し得た。

ウ 検事相談時に輸出許可実績（及び経産省が「殺菌」に関する解釈や基準を当初持っていたいなかったという事実）を把握したにもかかわらず、確認すべき事実関係を確認していなかったこと

上記のように、貨物等省令の「殺菌」が乾熱殺菌をも含む上乗せ規制の趣旨で定められたことを示す事実がないことを知り得たことに加え、【】は、以下の各観点からも、貨物等省令の「殺菌」に乾熱殺菌が含まれるとの判断は不合理であると気づき得た。

まず、【】は、遅くとも起訴前には、警視庁の検事相談を通じて、本件の規制に基づく輸出許可実績が【】の1件しかなく、他のメーカーが自社の機器を全て規制非該当としていることを把握した（上記第1・8(3)、【】調書18頁～19頁）。このとき、【】は、輸出許可実績のみならず、経産省が輸出行為時に

「殺菌」に関する解釈や基準を持っていなかったことも共有を受けていたと解される（[調書23頁]、[調書25頁]）。

当初経産省が「殺菌」に関する解釈や基準を持っていなかったとの事実は、本件各噴霧乾燥器を規制該当とした経産省による照会に対する回答（丙3、丙9）の信頼性、その前提となる「殺菌」の解釈の合理性に疑義を生じさせるものである。そうすると、[ ]が、警視庁から、警視庁と経産省の打合せの経過を報告されておらず、これに関する検査メモの共有を受けていなかったとしても、起訴前に上記の事実を共有された段階で、改めて、警視庁と経産省の打合せの内容の詳細や（実際に検査メモは残されており、確認しようと思えば容易に確認可能であった。）、自身が認識していた規制の相違につき合理的な理由があるか、警視庁や経産省に対して確認すべきであったと言える。こうした確認をしていれば、貨物等省令（及び本件運用通達）が上乗せ規制を行う趣旨で定められたことを示す事実はないことは一層容易に把握できたが、そのような確認はなされなかった。

また、警視庁からの報告に経産省との打合せの経過が含まれていたかはともかくとしても、国内のメーカーが1件を除いて規制非該当としていたことを知ったことには争いがない。したがって、[ ]としてはその根拠を確認すべきであった。

すなわち、国内の事業者が警視庁の提示した解釈、特に乾熱殺菌が可能な機器は規制に該当するとの見解に沿って該非判定を行っていないならば、それは、警視庁の提示した解釈が国内において通用していないことを示すから、その合理性に重大な疑義が生じる（結果として国内で通用していない解釈が妥当という結論に至るにしても、国内メーカーが当該解釈の無理解に起因して軒並み違反している状態ならば、原告ら（のみ）を起訴するべきかという観点で起訴の判断に影響し得る。一般に改正後の法令への違反には、警告後も違反が繰り返される悪質な事例になってから立件を検討する慣行もあることは[調書34頁参照。]）。上記のように、警視庁は、[ ]や[ ]が「殺菌」に係る要件についてCIP機能が付属しているか否かによると理解していたことを検査メモに記録していたし、国内唯一の許可実績がある[ ]において

も「殺菌」の概念は曖昧で、警視庁の解釈はおろか本件通達解釈によってすら該非判定を行っておらず、警視庁の解釈が国内噴霧乾燥器メーカーに全く認知ないし理解されていない実情を把握していたが、結果として検事に共有されなかつたにせよこうした捜査が行われていたのは、貨物等省令にいう「殺菌」の解釈にあたって国内のメーカーがどのように「殺菌」の概念を理解しているかが解釈の合理性に影響したからである。また、[■]の従業員にかかる供述調書（丙A8）は、本件刑事事件の検察官請求証拠として提出される予定であったところ、これは国内のメーカーの認識が規制要件の解釈の合理性に影響すると検事自身も考えていたことを示している。

ゆえに、[■]においても、起訴判断にあたってこうした実情を把握すべきであったし、これらを把握していれば、業界において乾熱殺菌が貨物等省令にいう「殺菌」の手法に含まれるとは考えられていなかったことを認識し得たが、[■]はこれも確認していなかった（[■]調書19頁）。

このように、[■]は、起訴前の検事相談に際して警視庁から報告を受けた事実から確認すべきと考えられた事実関係を一切確認していなかった。そして、そのような事実関係を確認していれば、貨物等省令にいう「殺菌」に乾熱殺菌が含まれるとの判断に合理性がないことに容易に気付き得た。

エ 警視庁の解釈の基礎となった本件通達解釈が噴霧乾燥器にも適用されることが事業者に周知されていないことを認識し、又は認識し得たこと

「殺菌」の手法に限定がなく乾熱殺菌も含まれるとする警視庁の解釈は、本件通達解釈を基礎としているところ、[■]が検事相談で警視庁から入手した経産省発行のマトリクス表（甲11）及びシステックの輸出管理品目ガイドンス（甲5、6）には、クロスフロー過装置に関して本件運用通達内の本件通達解釈が記載される一方、噴霧乾燥器の項目にはその記載がない。したがって、警視庁と同じく、本件通達解釈が噴霧乾燥器にも適用されることが事業者に周知されていないことも[■]は認識し、少なくとも認識し得た。

オ 小括

以上のように、AG規制要件の「消毒」と貨物等省令の「殺菌」の定義に違い

があることには合理的な理由があり、後者には乾熱殺菌も含まれると判断した■■■の判断は事実誤認を含む根拠不十分なものであった。また、■■■自身が警視庁から共有を受けたことを認めている資料や報告の内容から認識し、又は認識し得た事情からも、貨物等省令にいう「殺菌」に乾熱殺菌が含まれるとの判断に合理性がないことに気づき得た。そうすると、■■■のもとに警視庁の解釈に係る証拠資料や、経産省の照会に対する回答等が寄せられる一方、警視庁と経産省との打合せ、国内の噴霧乾燥機メーカーへの聴取結果に関する検査メモの共有や報告を受けていなかった事實を考慮しても、貨物等省令にいう「殺菌」に乾熱殺菌が含まれるとの判断は不合理であったと言わざるを得ない。

### 3. 貨物等省令第2条の2第1項2号に規定された細菌の一種類でも殺菌することができれば足りると判断したことが不合理であること

#### (1) 警視庁の判断

##### ア 警視庁の解釈とAGの規制要件の相違点及びその認識

実際に警視庁公安部が採用した貨物等省令の解釈（丙A126）のうち、AGの規制要件と異なっていた第2の点は、AGの規制要件における「滅菌」や「消毒」が、本件テクニカルノート上、殺滅を要する菌の種類を限定していないのに対して（上記第1・1(1)才）、当該文言に対応して貨物等省令に規定された文言である「滅菌」や「殺菌」は、貨物等省令第2条の2第1項2号に規定された細菌の一種類でも「滅菌」又は「殺菌」できれば足りるとする点である。

この点、AGの規制要件において、「滅菌」の対象となる菌が「全ての生きた微生物を除去すること」を意味するとされており、「消毒」は、「全ての微生物の感染能力及び生命力の除去を達成することを必要と」しない「sanitization」とは区別されている（上記第1・1(1)才）ことから、「消毒」の対象となる菌も限定されていないと考えられる。その実質的な根拠は、AGの規制要件に規定された薬液消毒の機能が備わった機器であれば、消毒薬の選択次第で芽胞形成菌を含むあらゆる微生物を殺滅可能であり、「滅菌」と同様の効果を得ることができるからであると解されること等は、上記第2・2(1)、同(2)工でも述べたとおりであ

る。

そして、貨物等省令における「殺菌」の規定（及び本件通達解釈）では、対象となる菌は文言上限定されていない。したがって、殺滅を要する菌の点では、貨物等省令における「殺菌」の文言は、AGの規制要件における「消毒」と異なる解釈を有する根拠は条文上も存在しない。

したがって、警視庁は、自身の解釈とAGの規制要件に上記の点の相違があることは認識していた。

イ　自身の解釈の根拠となった専門家の見解がその裏付けとならないこと及び当該専門家の見解が統一的な見解ではないことを認識していたこと

警視庁が、貨物等省令に規定された菌のうち一種類でも「殺菌」できれば貨物等省令にいう「殺菌」に該当すると判断した根拠は、丙A126に挙げられた有識者の見解であるところ、その有識者はいずれも法律の専門家でもなければ、噴霧乾燥機の専門家でもなく、いずれも微生物学の専門家であった。したがって、貨物等省令に規定された「殺菌」において殺滅を要する菌につき法解釈としての知見を有する者ではないから、当該有識者が述べる意見には法解釈としての合理性があることの裏付けはなかった（上記第2・2(2)ア（ア））。そして、有識者が法律学の専門家ではなく微生物学の専門家であること（及び噴霧乾燥器を扱うことすらないこと）は、警視庁は当然認識していたから、有識者が述べた意見に法解釈としての合理性があることの裏付けはないことも認識していた。

また、丙A126に挙げられた有識者の見解について、そもそもこれら有識者から実際に聴取されたものではないことは、上記第2・2(2)ア（イ）及び（ウ）で述べたとおりである。そして、警視庁は当然そのことを認識していた。

したがって、警視庁は、殺滅を要する菌に関して有識者が述べた（とされる）意見が、貨物等省令にいう「殺菌」において殺滅を要する菌の法解釈としての合理性の裏付けにならないことを認識し、少なくとも認識し得た。

さらに、警視庁は、丙A126に挙げられた有識者とは別の複数の有識者から、貨物等省令の「殺菌」について、生物兵器製造への転用防止の趣旨に鑑みて芽胞形成菌（又はその一種である炭疽菌等）を殺滅できる必要がある（教授

及び [ ] 取締役)、「殺菌」の証明の指標菌は芽胞形成菌を使用する ([ ] 名誉教授) といった意見を聴取していた (上記第 2・2(2)ア (工))。つまり、貨物等省令の「殺菌」を充足するためには芽胞形成菌の殺滅を要すると考える有識者もあり、丙 A 1 2 6 に挙げられた有識者の見解は統一的な見解ではないことを警視庁は認識していた。

ウ 経産省との打ち合わせを介して、経産省においても、殺滅を要する菌は貨物等省令に規定された菌のいずれか一種類であるとは考えていなかったことを認識していたこと

前記第 1・5(1)イで述べたとおり、警視庁が打合せを行っていた経産省は、本件各噴霧乾燥器の輸出行為の当時、「殺菌」には定義や解釈がなく、判定基準が不明であることから、日本薬局方に基準が明記された滅菌と同様の方法、すなわち芽胞形成菌を指標菌とする滅菌法でなければ判断できない等と指摘していた。したがって、警視庁は、規制当局である経産省においても、殺滅を要する菌は貨物等省令に規定された菌のいずれか一種類であるとは考えていなかったことを認識し、少なくとも認識し得た。

この点、[ ] は、打合せにおいて芽胞形成菌の殺滅が必要とまでは述べなかつた、警視庁との打合せの際の発言は「個人的な意見等」であった等と述べるが、[ ] が警視庁との打合せに関して経産省の幹部職員を交えてメールで協議していたことから、打合せで述べた意見が [ ] 個人の意見であるとは到底考えられないこと、芽胞形成菌が殺菌できた方がよい ([ ] 調書 9 頁、 19 頁。この指摘は後述する他の有識者の見解とも合致しており、これを否定する以上は相応の根拠が必要であるところ、その点に重きを置いた検査は行われた形跡がない。なお、警視庁に述べたかはともかく、経産省内部で同旨の意見があったこと自体は [ ] も認めている ([ ] 調書 35 頁。)、又は、大腸菌では弱い ([ ] 調書 28 頁、 30 頁) といった発言を行っていたこと自体、経産省が当時警視庁と同様の解釈を行っていないことを示していることは、上記第 2・2(2)イ (ア) で指摘したことおりであるから、警視庁が上記の認識を有していた (又は有し得た) ことを否定する根拠にはならない。また、経産省は、裁判所の調査嘱託に対して、本件各

輸出行為の時点から警視庁と同様の解釈を有していた旨回答するものの、経産省は裁判所の調査嘱託事項に対して正面からの回答を避けていること、警視庁との打合せに出席していた[ ]も、本件各輸出行為の当時に貨物等省令（及び本件通達解釈）以上の解釈を有していなかったことを認めていること等から（上記第2・2(2)イ(イ)）、同様に警視庁の認識を否定する根拠にはならない。

そして、経産省から得た捜査関係事項照会に対する回答についても、当該照会の根拠資料に添付された有識者の見解が実際に聴取されたものではないことを警視庁が認識していたことや、少なくとも有識者の統一的な見解ではないことを認識していたことは上記で述べたとおりであるから、当該回答を得ていたからといって、殺滅を要する菌に関する警視庁自身の解釈についての合理的な根拠を得ていたとは言えない。

なお、付言すれば、AGの規制要件では「消毒」により殺滅を要する菌が限定されていないのに対して、警視庁の解釈によれば、貨物等省令にいう「殺菌」において殺滅を要する菌は貨物等省令に規定された菌のいずれか一種類でよいから、殺滅可能な菌が少なくても規制要件に該当することとなり、より広範な機器が（言い換えば殺菌性能の低い機器でも）規制要件該当となる。しかし、経産省が貨物等省令の改正当時に上記の点でAGの規制よりも広範な規制を敷こうとした実質的な理由は何ら明らかではなく、この点を捜査した形跡も全くない。

このように、警視庁は、経産省が本件輸出行為の当時に殺滅を要する菌に関して自らと同様の解釈を有していなかったことを認識していた。

エ 殺滅すべき菌が貨物等省令に規定された菌のいずれか一種類で足りるという認識を国内メーカーも有していないことを認識し、少なくとも認識し得たこと

殺滅を要する菌は国内事業者の機器の設計や該非判定にも影響するところ、第2・1(4)ウ(オ)でも述べたとおり、警視庁は、国内の他の噴霧乾燥機メーカーはCIP機能付きの機器を規制該当と考えていたことや、国内唯一の輸出許可実績を持つ[ ]も「熱風が出るから熱殺菌できる」といった程度の認識しかなかったことを聴取していた。つまり、国内事業者が、貨物等省令に定められた菌

が一種類であっても全て死滅する条件（非該当として設計するからには、当然、貨物等省令に規定された1つ1つの菌が死滅する条件を全種類確かめたうえで、その最低値を考慮することになる。）が何かを意識して国内メーカーが機器を設計したり該非判定を行っていないことを認識し、少なくとも認識し得た。

したがって、殺滅すべき菌が貨物等省令に規定された菌のいずれか一種類で足りるという認識を国内メーカーも有していないことを認識し、少なくとも認識し得たといえる。

#### オ 小括

以上のとおり、警視庁は、貨物等省令にいう「殺菌」において殺滅を要する菌について、貨物等省令に規定された菌のいずれか一種類で足りるとする自らの解釈の根拠となった有識者の見解が自らの解釈の合理性を裏付けるものではないことや、規制当局である経産省においても自らの解釈と同様の認識を有していなかったことを認識し、少なくとも認識し得た。また、他の有識者の見解や経産省の指摘から、貨物等省令にいう「殺菌」において殺滅を要する菌について、AGの合意と同様に無限定か、少なくとも芽胞形成菌を含むと考えるべき事情を把握していた。

それにもかかわらず、「殺菌」において殺滅すべき菌は貨物等省令に規定された菌のいずれか一種類で足りるとの解釈を採用した警視庁の判断は不合理であると言わざるを得ない。

### (2) 檢察官の判断

#### ア 警視庁の解釈とAGの規制要件の相違点及びその認識

上記第3・2(2)でも述べたとおり、■は、逮捕前の検事相談の段階で、AGの規制リストを渡され、本件テクニカルノートの文言を認識していた。したがって、本件テクニカルノート上「消毒」(disinfected)において殺滅を要する菌が限定されていない（甲3・2頁）一方、警視庁の解釈によれば、「殺菌」において殺滅を要する菌が貨物等省令に規定された菌のいずれか一種類で足りるとする相違があること、及びそのことに貨物等省令の条文（及び本件通達解釈）上の根拠がないことを認識し、少なくとも認識し得た。

イ 検事相談時に輸出許可実績（及び経産省が「殺菌」に関する解釈や基準を当初持っていたいなかったという事実）を把握したにもかかわらず、確認すべき事実関係を確認していなかったこと

〔 〕は、遅くとも起訴前には、警視庁の検事相談を通じて、本件の規制に基づく輸出許可実績が〔 〕の1件しかなく、他のメーカーが自社の機器を全て規制非該当としていることを把握した（上記第1・8(3)、〔 〕調書18頁～19頁）。このとき、〔 〕は、輸出許可実績のみならず、経産省が輸出行為時に「殺菌」に関する解釈や基準を持っていなかったことも共有を受けていたと解される（〔 〕調書23頁、〔 〕調書25頁）。

当初経産省が「殺菌」に関する解釈や基準を持っていなかったとの事実は、本件各噴霧乾燥機を規制該当とした経産省による照会に対する回答（丙3、丙9）の信頼性、その前提となる貨物等省令の解釈の合理性に疑義を生じさせるものである。そうすると、〔 〕が、警視庁から、警視庁と経産省の打合せの経過を報告されておらず、これに関する検査メモの共有を受けていなかったとしても、起訴前に上記の事実を共有された段階で、改めて、警視庁と経産省の打合せの内容の詳細や、殺滅すべき菌は貨物等省令に規定された菌のいずれか一種で足りるとする点について、いかなる根拠で経産省が警視庁と同様の解釈を採用したのか確認すべきであったと言える。そして、これを実際に確認していれば、検査メモに残された芽胞形成菌に関する経産省の指摘等を把握し、経産省においても、本件の輸出行為の時点で、殺滅を要する菌の点で警視庁の解釈と同様の認識を有していなかったことを認識し得た（付言すれば、殺滅を要する菌の点でAGの合意と異なる規制要件を規定した理由に関する検査が行われていなかったことは上記(1)でも指摘したとおりであり、〔 〕はこの点も確認した形跡がない。）。しかし、〔 〕はこうした確認を一切しなかった。

また、警視庁からの報告に経産省との打合せの経過が含まれていたかはともかくとしても、殺滅を要する菌は国内事業者の機器の設計や該非判定にも影響するから、国内のメーカーが警視庁と同様の解釈を有していなければ、解釈としての合理性に疑義が生じることになる。そうすると、国内のメーカーが1件を除いて

規制非該当としていたことを認識したからには、その根拠を確認したうえで、殺滅をする菌について国内のメーカーが警視庁と同様の解釈に依っていたか（少なくともこれと異なる解釈をもとに該非判定を行っているメーカーが存在するのか）確認すべきであったと解される。そして、第2・1(4)ウ（オ）でも述べたとおり、警視庁は、国内の他の噴霧乾燥機メーカーはCIP機能付きの機器を規制該当と考えていたことや、国内唯一の輸出許可実績を持つ■も「熱風が出るから熱殺菌できる」といった程度の認識しかなかったことを聴取していた。したがって、■がこれらの事実を確認していれば、殺滅すべき菌が貨物等省令に規定された菌のいずれか一種類で足りるという認識を国内メーカーも有していないことを認識し得た。

#### ウ 小括

以上のように、■自身が警視庁から共有を受けたことを認めている資料や報告の内容から認識した事情から、貨物等省令にいう「殺菌」において殺滅すべき菌は貨物等省令に規定された菌のうち一種類で足りるとする警視庁の解釈の合理性に疑義があることに気づき得た。そして、認識した事情をもとに確認すべき事情を確認していれば、当該解釈に合理的な根拠がないことも認識し得たが、■はその確認しないまま当該解釈に依拠した。

そうすると、■のもとに警視庁の解釈に係る証拠資料や、経産省の照会に対する回答等が寄せられる一方、警視庁と経産省との打合せ、国内の噴霧乾燥器メーカーへの聴取結果に関する検査メモの共有や報告を受けていなかった事實を考慮しても、貨物等省令にいう「殺菌」において殺滅をする菌は貨物等省令に規定された菌のいずれか一種類で足りるとする判断は不合理であったと言わざるを得ない。

#### 4. 曝露防止の構造を備えていることが規制要件でないと判断したことが不合理で

あること

(1) 警視庁の判断

ア 警視庁の解釈とAGの規制要件の相違点及びその認識

実際に警視庁公安部が採用した貨物等省令の解釈のうち、AGの規制要件と異なっていた第3の点は、AGの合意におけるAG規制要件並びに曝露防止構造を要求していると解されるのに対して、貨物等省令の要件ハはこれを有しなくとも足りりるとする点である。

粉体の製造前後の曝露防止を必要とする理由は上記第2・3(1)のとおりである。システィックのガイドラインにも、噴霧乾燥器の規制が導入された当時から本件輸出行為の時点まで一貫して、曝露防止構造を有することが必要である旨が明記されている（上記第2・3(3)）。

実際、貨物等省令の要件ハの趣旨が曝露防止にあることは[調書]（[36頁]）も理解しており、その他の捜査関係者も誰も否定していない。したがって、警視庁は、本件要件ハの趣旨が曝露防止にあることは認識していた。

イ 曝露防止構造を不要とする判断に具体的な根拠がないこと

他方、警視庁は、本件において結果として曝露防止構造は規制要件ではないと解釈した。その解釈の根拠は必ずしも明確ではないが、本件訴訟に現れた主張等を見る限り、根拠は①条文上明記されていないことと、②経産省の捜査関係事項照会に対する回答においてその点が問題とされなかった（曝露防止構造の不存在を理由に非該当と判断されなかった）ことの2点しか見当たらない。

しかし、①は条文の形式論である。システィック[も関与しているガイドライン]に上記のとおり明記され、また、規制要件の趣旨から素直に考えれば当然要求されるであろう構造を、具体的な理由もなく不要と判断する根拠としては到底不十分である。

また、②についても、警視庁は経産省が曝露防止構造も必要であると考えていたことを認識していたから、捜査関係事項照会においてその点が問題とされなかったとの一点で曝露防止構造を不要と判断する十分な根拠にはなりえなかった。

すなわち、上記第2・3(2)でも述べたとおり、警視庁は、経産省との打合せに

おいて、本件要件ハに該当するためには曝露防止構造が必要であり、その構造の一環として排風機からの曝露を防止するためのHEPAフィルタが必要であるとの指摘を受けていた（[調書19頁]）。また、本件噴霧乾燥器1の規制要件該当性に関する照会に際しても、経産省とのすり合わせを踏まえ、該当の判断に必要な資料としてHEPAフィルタに関する資料を添付していた（[調書20頁]）。

そして、警視庁は、[調書]において具体的な根拠を供述できないことからもわかるとおり（[調書37頁]）、経産省から曝露防止構造を不要とする具体的な根拠の説明を受けておらず、その根拠がないことを認識していた。

この点に関連して、[調書]は曝露防止構造を不要と理解していた旨を供述し、その（条文上明記がないこと以外の具体的な）理由として、要旨、曝露防止構造がない機器であっても「バイオハザードレベルの高い部屋」の中で運転することによって、粉体の製造から回収に際して曝露が生じても部屋の中で殺菌が可能である（したがって、メンテナンス時に機器を開ける前に内部が滅殺菌できれば足りる）ことを挙げる（[調書40頁]）。

しかし、経産省が噴霧乾燥器に係る規制要件の制定当時に当該事項を考慮して規制要件を定めていたことを窺わせる資料は何ら存在しない。

また、そもそも、AGにおける規制要件は、[調書]のいう「バイオハザードレベルの高い部屋」の中で使用される噴霧乾燥器のみを想定して規定されたものではない。このことは、丙A18添付の資料5の[調書]のメールにおいて、水分蒸発量に関する規制要件iについて、「また、確かに生物兵器製造に関しては物理的封じ込め施設の中で作業するのが一般的だと思われますが、他方で、封じ込め施設の外で機器を使用して製造することも完全には否定は出来ない状況です。」（傍点原告代理人）と解説していることからも明らかである。

上記の点につき付言すれば、封じ込め施設（[調書]のいう「バイオハザードレベルの高い部屋」）の中で使用されることだけを想定し、当該施設自体の封じ込めがなされている限り施設内での曝露を問題としない場合には、当該施設の中で機器を分解して滅殺菌を行ってもよいことになるから、噴霧乾燥器自体に「定置し

た状態」での「内部」の滅殺菌性能を求める意味がなくなる。そのため、その性能を噴霧乾燥器に要求することは全く無意味であるばかりか、かえって当該規制要件があることによって、封じ込め施設内であれば兵器製造に使用可能な機器まで規制から外れ、想定した場面での転用防止の実効性まで削ぐ。もちろんAGがそのような意味不明な規制要件を設けるはずがない。

むしろ、上記のような場面で対象とすべきは封じ込め施設に用いられる装置の方であって、これは別途規制が課されている（甲5・10頁「物理的封じ込めに用いられる装置」が規制対象となっている旨の説明参照。）。したがって、AGが噴霧乾燥器に係る規制要件を定めたのは、封じ込め施設外であっても兵器製造に転用可能な機器、言い換れば噴霧乾燥器単体で製造から回収（ひいてはメンテナンス）の時点までの曝露防止を完結できる機器を規制対象として捕捉するためであったと考えるのが自然である。このように、■が尋問で述べた一応の理由もAGの規制の趣旨に全く沿わなかったため、そのような資料が存在しないのも当然というわけである。

以上のように、経産省でさえ曝露防止構造を不要とする具体的な根拠はなかつたのであるから、当然警視庁もその根拠の説明は受けておらず、その根拠がないことを認識していた（仮に経産省から■の述べたような根拠の説明を受けていたとしても、これに合理性がなく、その裏付けとなる資料もないことは上記に示したとおりである。）。

#### ウ 小括

以上のとおり、曝露防止構造を不要とした警視庁の判断には何ら具体的な根拠がなく、不合理であったというほかない。

### (2) 検察官の判断

#### ア 警視庁の解釈とAGの規制要件の相違点及びその認識

上記第3・2(2)でも述べたとおり、■は、逮捕前の検事相談の段階でシステムのガイダンスを確認していた。したがって、本件要件ハの規制に該当するために曝露防止構造が必要であるとの解釈も存在することを認識していた。

また、■は、本件要件ハの趣旨が作業員の曝露防止にあることも認識してい

た（[調書 16 頁]）。

イ 曝露防止構造を不要とする判断に具体的な根拠がないこと

他方、[調書]は、曝露防止構造を不要と判断した根拠について条文に規定がないことしか挙げず（[調書 6 頁]）、何ら追加の検査をしていない（[調書 16 頁]）。

しかし、条文上の根拠がないことが上記判断の根拠として不十分であることは、上記(1)において警視庁について述べたのと同様である。そして、警視庁ですら経産省から曝露防止構造が不要と考えられる合理的根拠の説明を受けていなかったことは既に述べたとおりであるから、[調書]においてもそのような根拠は何ら把握していなかった。

ウ 小括

以上のとおり、曝露防止構造を不要とした[調書]

の判断には何ら具体的な根拠がなく、不合理であったというほかない。

#### 第4 あてはめに関する争点

本項では、警視庁の本件要件ハの解釈を前提としても、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当すると判断した警視庁及び検察官の判断が不合理であったことを述べる。

1 本件各噴霧乾燥器の温度が上がらない箇所を「バグフィルターの下部」（RL-5）、「排風機後のダクト内」（L-8 i）と判断し、本件要件ハに該当すると判断したことは不合理であること

本件において、警視庁及び検察官が本件各噴霧乾燥器の最低温箇所をバグフィルターの下部（RL-5）や「排風機後のダクト内」（L-8 i）と判断していた一方（丙6、14）、実際にはこれらの部位よりも乾燥室測定口の温度が上がりづらかったことは争いがない。

また、本件噴霧乾燥機2の製品回収容器については、具体的な温度は記録上明らかではないが、「排風機後のダクト内」よりは低温であったとする点では関係

者の供述は一致している（[調書29頁]、[調書11頁]、[調書23頁]）。

### (1) 警視庁の判断

#### ア 測定口について

##### (ア) 本件噴霧乾燥機1（RL-5）について

###### a 特定の根拠となった証拠の証拠価値が相当限定向であったこと

警視庁が本件噴霧乾燥機1（RL-5）の最低温箇所をバグフィルターの下部と特定した主な根拠は、平成30年3月14日作成の[の聴取結果（丙A132。なお、当該聴取結果は平成29年12月の聴取も踏まえている。）及びこれに基づいて行われた平成30年3月22日の温度測定の結果（丙6）にある。しかし、以下に指摘するとおり、これらはいずれも最低温箇所の特定の根拠としては不十分であり、その証拠価値は相当限定向であったと言わざるを得ない。

最初に、上記第1・6(1)アで述べたとおり、[からの上記聴取に際して、警視庁は、一般的な噴霧乾燥器に関する資料を示していたにとどまり、本件噴霧乾燥機1の実機はもちろん写真、図面すら提示していなかった。また、[が述べた見解を裏付ける他のメーカー及びユーザーに対する聴取等の検査も行われていなかった（[は[からも聴取した旨供述するが（[調書8頁]）、[はわからないと述べていた旨を供述しており（[調書2頁]）、[の供述を裏付ける客観的資料はない。なお、[と同じく平成30年3月までに聴取を受けていた他のメーカーから最低温箇所の聴取が行われていないことは乙8の17ないし25の各検査メモも参照。）。したがって、[が述べた理論及びこれに基づく最低温箇所に関する結論が原告会社製の噴霧乾燥器にどの程度妥当するかは、他の事業者（特にメーカー）の見解を交えて検証されておらず、ゆえにその聴取結果は証拠としての価値が相当限定向であったと評価せざるを得ない。

実際、乾燥室測定口は試験研究用の小型の噴霧乾燥器に特徴的な構造であるところ（大川原本人調書7頁～8頁）、本件噴霧乾燥器1の写真や図面も示さ

れない状況で、主に生産機を取扱っている（同2頁）[REDACTED]において乾燥室測定口の存在を意識して警視庁の聴取に応じることができたかは極めて疑問である。反対に、[REDACTED]に写真や図面を提示したり、他のメーカーに対しても最低温箇所に関する聴取を行っていれば、その存在に気づくメーカーがいた可能性は十分にある。

また、上記第1・6(1)アで述べたとおり、[REDACTED]からの聴取結果を基に警視庁が行った温度測定は、警視庁の捜査員と噴霧乾燥器所有者のみが立ち会っており、原告会社の役職員はおろか、噴霧乾燥器の専門家、聴取に応じた[REDACTED]できえ立ち会っていなかった。

したがって、[REDACTED]からの聴取結果に基づく温度測定も、他の事業者や専門家はもちろん、測定の前提となる聴取に応じた[REDACTED]の監督さえ受けていなかったのであるから、やはり証拠としての価値は相当限定的であったと評価せざるを得ない。

b 原告会社の役職員らから乾燥室測定口等のコールドスポットの指摘を受けていたこと

他方、上記第1・6(2)イで述べたとおり、警視庁は、平成30年12月から平成31年1月頃までに原告会社役職員らの取調べを行っていた。そしてその際、複数の原告会社役職員らから、乾燥室測定口を指す箇所が最低温箇所となる可能性がある旨の供述を得ていた。すなわち、部位の特定という観点から相対的に具体的なものだけでも、①「計測器を設置する箇所」である「袋小路」（従業員[REDACTED]）、②「乾燥室内及びサイクロン付近にあるセンサー部分」の「袋小路」（従業員[REDACTED]）、③「測定口」（従業員[REDACTED]）、④「マンホール、覗き窓、温度計座、差圧計座及び導圧管等」（亡相嶋）といったように、温度が上がりにくい箇所として温度や圧力の計測器にかかる部位があるとの内容で相応に特定され、これが乾燥室に存在することまで原告会社役職員の供述には表れていた。

こうした原告会社役職員の取調べでの指摘は警視庁内部で共有されていた。本件噴霧乾燥器1の温度実験の際にも測定口の存在を知る捜査員はいたとさえ

言われている（調書30頁）し、時期はともかく原告会社役職員らの供述を踏まえて再度実験を行うべきと進言する捜査員もいた（上記第1・6(2)ウ）。なお、後述するように、L-8.iの実験では所有者からも乾燥室測定口の温度が上がりにくい可能性の指摘を受けている。

したがって、警視庁は、本件噴霧乾燥器1の乾燥室測定口が最低温箇所となる可能性を認識していた（少なくとも認識し得た）し、からの聴取結果や当該聴取結果を基にした温度実験の結果のみから原告会社役職員らの合理性を否定しきるだけの根拠はなかった。そして、本件噴霧乾燥器1を使用した実験は7～8回は行われていたとされるから（上記第1・6(2)ウ）、所有者の協力を仰ぐことにも目立った支障はなかった。ゆえに、警視庁は、弁護側からの主張に備えた通常求められるべき捜査として、原告会社役職員らが供述した箇所、つまり乾燥室測定口の温度測定実験を行うべきであったが、これを行わなかった（それだけでは不十分とはいえ、に対して原告会社役職員の指摘を示して意見を聴取するといったごく簡単な確認さえもしていない。）。

また、警視庁の捜査員が乾燥室測定口の存在を把握していたことは上記のとおりであるが、仮に部位が特定できていなかったとしても、原告役職員に対して写真や図面を提示して聴取したり、実機を見せた引き当たり捜査を行うことは可能であるから、こうした捜査によってその特定を試みるべきであった。しかし、警視庁はこれも行っていない。なお、温度測定結果に係る報告書（丙6）には資料2として本件噴霧乾燥器1の図面が添付されているところ、当該図面にはJIS規格にも定義された用語（甲137、138。具体的には「JIS Z 8204 計装記号」の規格である。）で圧力計や温度計を示す表記がなされていたから、原告会社役職員らの供述と照合することでその部位を特定することも可能であった（この点、被告東京都は甲138を入手していなかった旨主張する（被告東京都準備書面(3)20頁）が、圧力計や温度計を表す表記は上記の規格のとおり、その記号の意味を設計図面から読み取れるものであるし、証拠となる報告書に添付された設計図面に記載された用語の意義をJIS

規格から特定することは極めて容易でもあるから、通常求められるべき検査の範囲内と考えられる。図面のどこを指すかどうしてもわからなければ原告会社役職員に聞けば済む話である。)。

### c 小括

以上のように、警視庁は、本件噴霧乾燥器1の乾燥室測定口について、上記のように通常求められるべき検査を行わないまま最低温箇所を特定したものと言わざるを得ない。

#### (イ) 本件噴霧乾燥器2(L-8 i)について

##### a 特定の根拠となった証拠の証拠価値が相当限定的であったこと

警視庁が本件噴霧乾燥器2(L-8 i)の最低温箇所を「排風機後のダクト内」と特定した主な根拠は、令和元年5月9日の温度測定の結果(丙14)及び令和元年7月5日付の[ ]からの聴取結果(丙10資料9)にある。しかし、これらはいずれも最低温箇所の特定の根拠としては不十分であり、その証拠価値は相当限定的であったことは、本件噴霧乾燥器1にかかる根拠と同様である。

最初に、令和元年5月9日の温度測定については、本件噴霧乾燥器1のように、最低温箇所の特定を目的とした多数の部位の温度計測は事前に行われなかった。令和元年5月9日の温度測定が「排風機後のダクト内」、「サイクロンの下部」の2か所に限定されたのは、[ ]からの聴取結果のほか、本件噴霧乾燥器1の温度実験(丙6)をもとに、同実験では最低温箇所となったバグフィルターが存在しない同機の構造を踏まえ、当該実験に際して低温となった2か所に着目して行われた(被告東京都準備書面(3)15頁~16頁。なお、実際には製品回収容器下部の温度も計測されたが、この点はイにおいて述べる。)。

しかし、本件噴霧乾燥器1の実験前に得られた[ ]の聴取結果及び本件噴霧乾燥器1に関する温度実験の結果の証拠価値が相当限定的であったことは、(ア)でも指摘したとおりである。まして、本件噴霧乾燥器2は本件噴霧乾燥器1とは異なる機器であり、構造上もバグフィルターが存在しない、

サイクロンと製品回収容器との間にダンパーがないといった相違があるところ、このような設計の相違が各部位の温度上昇にいかなる影響を与えるかは検査資料上も明らかではなく、本件噴霧乾燥器1の温度計測結果をもとに最低温箇所をいわば推定して実験を行うことに合理的な根拠があったとは言えない。

次に、本件噴霧乾燥器2の温度実験に際しては、実験後に作成された[REDACTED]からの最低温箇所に関する聴取結果（丙10資料9）が存在する。しかし、上記第1・6(3)ア(ア)及び同(ウ)で述べたとおり、これは作成日付からみて実験後の聴取結果であって当該聴取結果を踏まえて実験を行った関係にはないと考えられること（及び、同ウで述べたように、丙10の記載内容そのものに虚偽の形跡があることから、その添付資料となつた[REDACTED]からの聴取結果も、これに対応する聴取に際して警視庁サイドから実験結果に沿う供述を得られるように誘導があった可能性が強く窺われること）から、やはり実験にあたって温度測定の部位を限定する根拠にはならない。

また、上記の本件噴霧乾燥器2の最低温箇所に関する[REDACTED]からの聴取時期の点はさておくとしても、当該聴取について、本件噴霧乾燥器2の実機写真が[REDACTED]に示されていないこと、[REDACTED]の見解を裏付ける他のメーカーとユーザーの見解の聴取等の検査も行われていないことは、本件噴霧乾燥器1に関する聴取と同様である。また、聴取にあたって当時既に存在していた原告会社役職員の乾燥室測定口に関する指摘も伝えられていなかつた（上記第1・6(3)ア(イ)）。したがって、本件噴霧乾燥器2の最低温箇所に関する[REDACTED]からの聴取結果も、やはり証拠としての価値は相当限定期であった。

さらに、実験に立ち会ったのは警視庁の検査員と所有者である[REDACTED]社のみであり、原告会社の役職員はおろか、噴霧乾燥器の専門家、聴取に応じた[REDACTED]でさえ立ち会つていなかつたことは本件噴霧乾燥器1に関する温度測定実験と同様である。したがって、本件噴霧乾燥器2の実験結果（丙14）も、本件噴霧乾燥器1の実験結果同様、やはり証拠としての価値は相当限定期であった。

b　原告会社の役職員らから乾燥室測定口等のコールドスポットの指摘を受け  
ていたこと

加えて、警視庁は、本件噴霧乾燥器2の実験の時点では、既に、原告会社の複数の役職員から乾燥室測定口にかかる指摘を受けていたことは（ア）で述べたとおりである。まして、L-8 i の実験に際しては、[REDACTED]社側からも、乾燥室測定口に当たる箇所は温度が上がりづらいことの指摘を受けていた（甲165。手で触れるといった温度感まで指摘されている。）。

したがって、警視庁は、本件噴霧乾燥器2についても、乾燥室測定口が最低温箇所となる可能性を認識していた（少なくとも認識し得た）し、[REDACTED]  
[REDACTED]からの聴取結果や当該聴取結果を基にした温度実験の結果のみから原告役職員らの合理性を否定しきるだけの根拠はなかった。そして、本件噴霧乾燥機2を使用した実験も複数回行われていたとされるから（上記第1・6(2)ウ）、所有者の協力を仰ぐことにも目立った支障はなかった。ゆえに、警視庁は、弁護側からの主張に備えた通常求められるべき検査として、原告役職員らが供述した箇所、つまり乾燥室測定口の温度測定実験を行うべきであったが、これを行わなかった。

c　小括

以上のように、警視庁は、本件噴霧乾燥器2の乾燥室測定口について、上記のように通常求められるべき検査を何ら行わないまま最低温箇所を特定したものと言わざるを得ない。

イ　製品回収容器について

(ア)　ダンパーの装着が可能であることを理由として「内部」に当たらないとする合理的な根拠はなく、その取付けの可否等に関する検査も不十分であったこと

本件噴霧乾燥器2のサイクロン下部と製品回収容器の蓋の部分は接合されて一体の構造になっており（[REDACTED]調書29頁、大川原本人調書10頁）、両者を遮るダンパーが存在しない（丙14、島田本人調書7頁）から、本件噴霧乾燥器2については、製品回収容器は噴霧乾燥器の「内部」であると解するのが相

当である。警視庁も、捜査幹部の指示のもと、製品回収容器の底部の温度を測定していた（[調書13頁]、[調書17頁]等）。

実際、本件噴霧乾燥器2にダンパーを取り付けるには、サイクロン自体を専用設計する必要があり、サイクロンの下部を作り直さなければならないなど容易に取り付けることができるものではない（大川原本人調書27頁、島田本人調書8頁、[調書39頁]）。したがって、ダンパーを「改造して簡単に付けられる」（[調書34頁]）又はダンパーの取り付けを「普通の技術を持った方が普通に努力すればできてしまう」（同50頁）ものとはいえない（少なくとも、そのように判断するだけの合理的根拠があるとはいえない）から、ダンパーが取り付けられることを理由に製品回収容器が本件噴霧乾燥器2の「内部」にあたらないとは言えない（なお、ダンパーが付いていたとしても、容器の蓋がないので製品回収時の粉体の曝露を防止できるものでもない（島田本人調書8頁）。）。

この点、[ ]はダンパーを取り付けることが可能であることを理由に「内部」にあたらないと判断したと述べるが、ダンパーを取り付けた噴霧乾燥器での実験を行っていないばかりか、取り付けに必要な作業の確認すら捜査上行われていない（[調書25頁]、44頁～45頁）。そうすると、警視庁は、（当然ながら原告会社の噴霧乾燥器を扱っていない）[ ]が本件噴霧乾燥器2にダンパーの装着は可能であると述べた聴取結果（丙10資料9）のみからダンパーの装着の可否を判断したものと言わざるを得ず、その根拠は到底十分とはいえない。したがって、警視庁において、製品回収容器が「内部」に当たらないと判断するための根拠として、ダンパー装着の可否や装着に要する作業内容について通常求められるべき捜査を尽くしていたとはいえない。

(イ) 温度実験において製品回収容器下部の温度測定が行われていたこと及び同実験に関する虚偽の内容を含む報告書の作成経緯から、警視庁自身、製品回収容器が「内部」に当たると捉えていたことが窺われることそして、捜査幹部は、温度実験を行う前は製品回収容器が本件噴霧乾燥器2の「内部」に当たると捉えていたにもかかわらず、温度実験において製品回収

容器の底部の温度が当時期待していた100度ないし110度に達しなかったことから、製品回収容器は本件噴霧乾燥器2の「内部」に当たらないとの考えに修正するとともに、製品回収容器の底部の温度を測定した事実そのものを隠蔽した。

すなわち、製品回収容器の底部の温度を測ったにもかかわらずその事実を報告書に記載しなかったことについて、[REDACTED]は「参考で測ったに過ぎないから」と述べ、[REDACTED]もこれに沿った証言をする。しかし、何の目的で測定したのか、なぜ製品回収容器の底部のみを参考で測定したのか、参考で測定した事実すら報告書に記載していないのはなぜかといった問い合わせに対して、[REDACTED]や[REDACTED]は何ら合理的な説明ができない（[REDACTED]調書22～23頁、[REDACTED]調書42頁～43頁等）ばかりか、[REDACTED]の陳述書でもこの点は一切触れられていない。

そもそも製品回収容器の底部の温度を測定していた事実は、[REDACTED]、[REDACTED]の証人尋問の同日午前に実施された[REDACTED]の証人尋問において初めて顕出されたものであることからすると、[REDACTED]・[REDACTED]の「参考で測った」旨の発言は、[REDACTED]の証言を受けて、咄嗟に口裏を合わせたものであることが強く伺われる。[REDACTED]作成の温度測定報告書には、後述のとおり、極細熱電対の設置経緯に関する事実についても虚偽の記載がなされており、これと合わせて見れば、立件に不利な事情を排除するため製品回収容器の底部を測定した事実自体を揉み消した捜査幹部の強い意向が透けると言わざるを得ない。

また、[REDACTED]作成の温度測定結果報告書には、実験開始後、操作者である[REDACTED]・[REDACTED]社の[REDACTED]代表が独自に温度を測定したいと申し出たため、製品回収容器の底部に同社所有の極細熱電対を設置したと記載されている。しかし、かかる記載は虚偽である。実際には、製品回収容器の底部の温度が上がらないのではないかと考えていた捜査員が、リアルタイムにその温度を把握するため、[REDACTED]・[REDACTED]社の[REDACTED]代表から同社所有の極細熱電対を借り、製品回収容器の底部に設置していた。[REDACTED]は、立件に不利な事情を排除しようとする捜査幹部の強い意向を受け、極細熱電対による製品回収容器の底部の温度測定を、警視庁として行ったものではなく[REDACTED]・[REDACTED]社が独自に行ったものであった

と捻じ曲げて、虚偽の事実を報告書に記載したものである。

このように、警視庁は、当初「殺菌」を要する「内部」に当たると捉えていた製品回収容器が期待した温度に達しなかったため、計測の事実すら隠蔽し、製品回収容器を当初から「内部」ではないと考えていたかのように仮装した（そして、その考えに沿うように、[REDACTED]からの聴取内容にダンパーの点をいわばねじ込んだ。）。警視庁がかのような小細工を弄したことは、ほかでもない警視庁自身が、製品回収容器も「殺菌」を要する「内部」に当たると考えていたことを如実に示している。

#### ウ 小括

以上のように、警視庁は、本件各噴霧乾燥器について、乾燥室測定口が最低温箇所となる可能性を認識していたか、少なくとも認識し得たにもかかわらず、この点につき通常求められるべき検査を怠って、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所を「バグフィルターの下部」（RL-5）、「排風機後のダクト内」（L-8 i）と特定した。

さらに、本件噴霧乾燥器2（L-8 i）については、製品回収容器底部の温度が「排風機後のダクト内」よりも低くなることを実験により認識した。それにもかかわらず、立件に不利な事情を排除するため、同箇所の温度を測定した事実自体を検査記録上なかったことにした挙句、ダンパーの装着の可否や作業内容について通常求められるべき検査を怠ったまま、ダンパーの装着が可能であることを理由に、製品回収容器は本件噴霧乾燥器2の「内部」にはあたらぬいとする形で、実験前の解釈を捻じ曲げた判断に踏み切った。そして、かかる判断を前提に、本件噴霧乾燥器2については製品回収容器の下部ではなく「排風機後のダクト内」が最低温箇所であると判断した。

以上のとおりであるから、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所は上記各部位であるとした警視庁の判断は、到底合理的とはいえない。

#### (2) 検察官の判断

##### ア 測定口について

(ア) 逮捕前の任意取調べの指揮に際して、原告役職員らのコールドスポット

## トの指摘を認識し得たこと

上記(1)アで述べたとおり、警視庁は、平成30年12月時点において、原告会社の複数の従業員及び亡相嶋から、乾燥室測定口を指す箇所が最低温箇所となる可能性がある旨の供述を聴取しており、これに関する複数の検査メモが残されていた。■は、着任後、原告会社の役職員に対する任意調べの方針についても指示を行っていた（■調書14頁）のであるから、その指示や報告の機会において、原告会社の複数の従業員及び亡相嶋の指摘についても認識したか、少なくとも容易に認識し得た。

### (イ) 逮捕後の原告役職員らに対する検事調べの内容から、原告役職員らのコールドスポットの指摘を認識したこと

逮捕前の段階の認識はさておくとしても、■は、本件の主任検事として、参考人に対する取調べや証拠の検討を行う応援検事を指揮しており、特に取調べを担当する検事に対しては、取り調べにおける聴取事項のほか、証拠関係を担当検事が把握しているか確認し、取調べの途中・終了後を問わず報告すべき事項を報告させ、終了後にはどのような内容を聴取したかの報告も受けていた（■調書40頁）。

そして、逮捕後起訴前に行われた応援検事らによる聴取においては、原告従業員のうち■、■及び■の少なくとも3名が、本件噴霧乾燥器の内部に温度が上がりにくいコールドスポットが存在する可能性を指摘している（甲150、153、155）。また、供述調書から判明するものでも原告会社の役員1名及び従業員1名が温度の上がりにくい箇所がある可能性を指摘している（丙19、20）。■も、■を含む3名程度の従業員、これを含めた5名程度の役職員が温度の上がりにくい箇所に関する指摘を行っていたという限りでは、当時から把握していたことを認めている（■調書9、22、25頁）。

他方、■は、こうした指摘を踏まえても、①■らの指摘に応じた追加検査を含め補充検査は一切不要と判断し（■調書26頁）、②逮捕された被疑者の1人であり、本件各噴霧乾燥器の構造を最も詳細に理解していたとされる亡相嶋が任意検査の段階でコールドスポットに関する供述を行っていたかも確

認しなかった（[調書25頁～26頁]）。

しかし、この[ ]の判断は明らかに不合理であり、通常求められるべき検査を怠ったものと言わざるを得ない。

a 原告会社の役職員らからの指摘に応じた追加検査を行わなかったことについて

最初に、①[ ]らの指摘に応じた追加検査を含め補充検査は一切不要と判断した点である。[ ]は、この点の判断の理由として、応援検事（[ ]）からの報告によれば、原告会社の従業員の主張が「抽象的」ないし「具体的な根拠も示していない」ものであったことを挙げる（[調書23頁]）。

しかし、実際に原告会社の従業員が供述していた内容は、[ ]のいう「抽象的」ないし「具体的な根拠も示していない」ものであったとは到底いえない。

すなわち、[ ]は、乾燥室測定口は小さいパイプ状になっていて風が通らない、手で触れるぐらいの温度までしか上がらない等と、乾燥室測定口の温度が上がりにくくこと及びその根拠を具体的に指摘している（上記第1・8(2)イ）。[ ]

[ ]が指摘した理由は、熱風が通りにくいことを原理として挙げている点では[ ]  
[ ]が述べた最低温箇所に関する意見の根拠と同じであり、少なくとも図面等で乾燥室測定口も特定しないまま（[調書41頁]）その合理性を一蹴できるような内容のものではない。

また、[ ]においても、「内部」ではないと言えるか疑義がある回収容器を指し、部位は違えど熱風が流れない「角のところ」は温度が上がりにくく[ ]と同じ原理を供述しているし、[ ]においても、乾燥室のガラス窓にはおでこをくっつけて中を見たことがあるという自己の経験（科学的な原理ではなくとも1つの根拠である。）に基づいて、熱風の上流である乾燥室にも温度が上がりにくい箇所が存在している可能性を指摘している。

実際、これらの供述と[ ]の聴取結果を比較しても、温度が上がりにくいとする根拠の具体性にさして違いはない。[ ]は「理論上の考え方」と留保する一方、原告会社従業員は自社製品について述べていることか

らしても、原告会社従業員の指摘を具体性や合理性がないものとして軽視すべきではなかった（そもそも、本件は輸出許可実績が1件しかない規制が問題となつたものであるうえ、本件以前に噴霧乾燥機内部を乾熱殺菌するという発想を持っていたメーカーとユーザーはおらず、実際にコールドスポットの温度を計測したことのある事業者はいなかったのであるから、そのような発想で立件しようとする場合に、原告会社サイドに温度が上昇しにくい部位や理論を学者のように解説せよということの方が無理を強いるものである。）。

したがって、原告会社従業員らの供述は■の「抽象的」ないし「具体的な根拠も示していない」ものであったとはいえないから、その指摘の当否に関する補充捜査を行わなかつたことは通常求められるべき捜査を怠つたものと言わざるを得ない（仮に■において現に■らの供述内容の詳細を認識していなかつたとしても、その場合は応援検事の報告に問題があるから、いずれにせよ被告国責任は免れない。）。

また、■は、■らの指摘を踏まえた追加捜査を行わなかつたことの理由として、他の役職員らが規制要件該当性を認める趣旨の供述をしていたことや、■らの供述が変遷していると認識しており、その変遷に合理的な理由がないと判断していたことも述べている（■調書10頁）。同旨の主張は被告東京都の主張にも見られるため、この際纏めて反論しておく。

そもそも、■らが当時噴霧乾燥器のどの部位が、どの程度の温度にしかならず、その根拠について何と述べていたかどころか、それらを応援検事に問い合わせたかの記憶すらないことからみて（■調書23頁）、■が、検事調べにおける■らの供述について、従前の供述から変遷していたと合理的に判断し得る情報を得ていたとは考えられない。

また、■らのコールドスポットに関する供述は故意のみならず噴霧乾燥器の客観的な規制要件該当性にかかる部分であつて、この点を供述の変遷という理由で追加捜査不要とするのは軽率に過ぎると言わざるを得ない。そして、既に述べたように、噴霧乾燥器を用いた温度実験につき所有者からの抵抗を受けた事実

はなく、[REDACTED] らの指摘を踏まえた実験は捜査として容易なものであったから、[REDACTED] らの供述が変遷していると認識していたとしても、追加捜査を不要とする判断の合理性を積極的に裏付ける事情にはならない。

上記の点は措くとしても、逮捕前の任意調べの段階において、原告の役職員らは、逮捕された原告らでさえ、警視庁が採用している「殺菌」の解釈の説明を受けておらず、これを直接当てられた質問に対する回答や、その解釈を前提として供述していたことが見て取れる供述調書（や捜査メモ）は存在しない。したがって、原告の役職員らが警視庁のいう「殺菌」の概念を正しく理解した上で任意取調べに応じていたかは調書上明らかではなく、これとは異なる素人的な考へで「殺菌」の可否を供述している可能性は優に想定できた。ゆえに、[REDACTED] らやそれ以外の役職員らが規制要件該当性を認める趣旨の供述をしているとか、従前の供述を変遷させていると認識していたとしても、検事調べ段階での供述の信用性を否定することは相当ではなかったと言わざるを得ない。

なお、被告東京都にあっては、警視庁は当時噴霧乾燥器のメーカーやユーザーにおいて、内部を乾熱殺菌する発想を有していなかったこと（上記第1・4(3)及び(4)、第2・1(4)ウ（オ）、乙8の19、[ ]調書26頁等）を把握しながら上記のような取調べを行っていた。また、警視庁は、任意取調べの段階で、亡相嶋や、検事相談の段階で指摘を行った[ ]ら以外の役職員からコールドスポットの指摘を受けていたことは上記(ア)bで述べたとおりであり、規制要件該当性の点で役職員の供述の一致を見ていない。したがって、追加の実験を不要とする根拠はなおさらない。

以上のとおり、[REDACTED] らの指摘に応じた追加捜査を含め補充捜査は一切不要と判断したことは不合理であったと言わざるを得ない。

b 亡相嶋が任意捜査の段階でコールドスポットについていかなる供述を行つていたか確認しなかったことについて

次に、②亡相嶋のコールドスポットに関する任意捜査段階の供述を確認しなかったという点である。[REDACTED]は、これを確認していなかった理由として、亡相嶋が

自白していたと認識していたことを挙げる（[ ]調書25頁）。

しかし当然のことながら、自白のみでは有罪とすることはできないから、被疑者が自白していたと認識していたか否かにかかわらず、本件各噴霧乾燥器が規制要件に客観的に該当することの証拠は収集しなければならない。そして、本件各噴霧乾燥器の構造に最も詳しい亡相嶋が最低温箇所についてどのように認識していたかは、本件各噴霧乾燥器の客観的な規制要件該当性を裏付ける証拠（警視庁による最低温箇所の特定やその実験結果）の信用性判断にも相応の影響を与える事情であった。したがって、原告会社の役職員からコールドスポットの指摘があることを認識した[ ]として、本件各噴霧乾燥器に最も詳しい亡相嶋が最低温箇所についてどのように認識していたかは当然注意を払って然るべきであった。

また、本件では、本件各噴霧乾燥器のコールドスポットに関する認識が本件各噴霧乾燥器の本件要件ハの該当性の認識、すなわち故意にもかかわるものであった。よりかみ砕いていえば、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所においても、警視庁の行った乾熱滅菌器による実験の結果大腸菌が死滅するとされた温度が確保されるということを認識していたと認定できなければ、故意があったとは認定できない。ゆえに、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所がどこであると認識していたのかや、その根拠は、故意の有無の判断やその立証の観点でも確認を要する事情であった（なお、[ ]は、原告島田の故意についてであるが、供述調書のみならず捜査メモレベルの内容も報告していた可能性があり、故意否認の趣旨の供述をしていることの報告を「それはしてると思います。」と述べる（[ ]調書48頁）。）。

さらに、亡相嶋を含む被疑者3名は逮捕後に黙秘していたのであるから、任意捜査段階で自白していたと検事としては認識していたとしても、公判において被疑者らが犯罪の成立を争う可能性は現実的にも想定できた。

これらの事情からすれば、[ ]としては、亡相嶋が自白していたと本当に認識していたとしても、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所につき亡相嶋がいかなる認識を有していたか、逮捕前の自白が翻される可能性を想定して捜査することが当然求められていたといえる。より具体的には、本件各噴霧乾燥器のコールドスポットがどこであると認識していたかについて、逮捕前の段階でどのように供述し、

その内容が客観的証拠（最も重要な証拠としては警視庁の最低温箇所の特定やこれにかかる実験結果が挙げられるであろう。）と整合しているのか、客観的証拠と整合していない場合にはその供述に一応の根拠があるのかないのか、変遷の有無等を確認する必要がある。

それにもかかわらず、[■]は、供述内容の当否以前の問題として、本件各噴霧乾燥器の構造に最も詳しい亡相嶋が任意取調べにおいて何を供述していたかすら全く把握していない（なお、[■]は、亡相嶋の逮捕時の弁録においてもコールドスポットに関する供述はなかった旨述べているが（[■]調書26頁）、仮にそうであったとしても、自白に過ぎない点では逮捕前の供述と同じであり、その確認を行わないだけの積極的な根拠であるとはいえない。）。したがって、亡相嶋の供述の確認の点を取り上げても、起訴の判断において通常求められるべき検査を尽くしていたとは到底言い難い。

#### イ 製品回収容器（本件噴霧乾燥器2（L-8i））について

[■]は、製品回収容器が「殺菌」を要する噴霧乾燥器の「内部」に当たらないと判断した根拠について、回収の際に取り外せるから（[■]調書28頁）、ないしはダンパーが設置可能だから（[■]調書34頁）と述べる。

最初に、回収の際に取り外せるという点は、それだけでは「殺菌」を要する部位にあたらないという根拠にならない。曝露防止の趣旨からいえば、回収の時点において、噴霧乾燥器本体であるサイクロン下部の側からの曝露（及び製造した粉体が入っている製品回収容器下部からの曝露）を防止できる必要があるが、本件噴霧乾燥器2の場合、ダンパーのない状態では「内部」であることに異論のないサイクロン下部からの曝露を防止できないからである。

また、ダンパーの設置の可否については、警視庁の検査において、ダンパーを取り付けた噴霧乾燥器での実験、取り付けに必要な作業の確認等の検査は行われておらず、警視庁は[■]が本件噴霧乾燥器2にダンパーの設置は可能であると述べた聴取結果（丙10資料9）のみからダンパーの装着の可否を判断していたことは、上記(1)イで述べたとおりである。[■]においても特段検査は行ってい

ない（[調書40頁]）。

そもそも、本件噴霧乾燥器2の構造や、その「内部」がどこまでかについて[■]が接していたと考えられる証拠資料は、上記の[■]からの聴取結果のほかには、本件噴霧乾燥器2の製品カタログ（丙17）、警視庁の最低温箇所の温度実験に添付された全体配置図（丙14・資料1）や写真（同資料2）、[■]教授の電話聴取結果報告（丙A131。「原液を粉体化する微粒化装置の先から排気口に設置されたフィルタまでであり、原液を当該装置に送り込む箇所等は含まない」との聴取内容。）程度しか見当たらない。

しかし、製品回収容器は製品カタログや全体配置図ではあたかも機械の一部のように記載され、写真でも付属した状態（しかも対象器ではダンパーはついていない（[調書32頁]）。）であるし、[■]教授の電話聴取結果報告にも製品回収容器が「内部」ではないことを窺わせる記述はない。

このような状態で、噴霧乾燥器の実機も見たことがなく、ダンパーの使い方や設置の方法さえわからない[■]が（[調書40頁]）、ダンパーがそもそも何であるかやその形状・機能を正しく理解していたかは甚だ疑問である。少なくとも、[■]において、設置方法や設置に要する作業等を確認していないのであるから、製品回収容器を「内部」ではないとする合理的根拠を把握していたとはいえない、ダンパーの設置の可否や作業内容に関する通常求められるべき検査を怠ったものと言わざるを得ない。

#### ウ 小括

以上のとおり、[■]において、少なくとも逮捕後起訴前の取調べにおいて、原告会社の従業員らからの指摘を踏まえて、最低温箇所に関する補充検査を行わなかったことは通常求められるべき検査を怠ったものである。

また、製品回収容器に関しても、ダンパーの設置の可否や作業内容に関して通常求められるべき検査を怠ったものである。

以上のとおりであるから、[■]がこれらの検査を行わないまま最低温箇所の特定につき警視庁の実験結果に依拠したことは不合理であったと言わざるを得ない。

## 2 噴霧乾燥器により粉体化された細菌を用いた実験を実施しなかったことが不合理であること

### (1) 前提

本件要件ハの趣旨は曝露防止にあるところ、細菌を粉体化した際に噴霧乾燥器内部に残留する細菌は粉体の状態となっている。したがって、警視庁が試みたように、付属のヒーターから熱風を送り込むことで内部の「殺菌」（乾熱殺菌）が可能であることを証明するためには、噴霧乾燥器により粉体を製造した後に内部に熱風を送り込み、機器内の各部位に粉体状態で残留している細菌を死滅させることができることを要することは当然である。

この点、警視庁及び検察官は起訴前に粉体を用いた実験を行わなかった。そして、空焚き状態での温度計測実験と、乾燥滅菌器によって菌が死滅する条件を把握する実験を併用して、乾熱殺菌が可能であることの証明を試みた。

この警視庁らが試みた実験の環境は、実際の噴霧乾燥器内の環境と次の2点において相違している。すなわち、①空焚き状態での温度計測実験は、内部に粉体が存在しない状況下での温度測定となっていることと、②乾熱滅菌器によって死滅させる菌は粉体化されていないという2点である。

①については、実際のところ、粉体が残留している状態では空焚きの状態と比べて内部の熱風の通りが悪くなるため、空焚き状態よりも温度が低くなる箇所が生じる（甲17、18）。

また、②については、粉体として堆積している菌は、「付着する粉体が何層にもなっている可能性があり、この場合、乾熱が奥の層には伝わらないおそれがある」（乙8の6）ため、単純に乾燥しているだけの菌と比べても乾熱への耐熱性が高いと考えられる（甲19ないし21）。粉体化された細菌の乾熱への耐熱性が、粉体化されていない細菌と同等以下であることが証明されている場合には、粉体化された細菌を用いた実験を実施することを要しないとも考えられる。しかし、本件においてそのような証明はなされていないばかりか、令和3年6月に検察官の指示で行われた実験では、粉体化された乳酸菌が50度の乾熱で死滅しな

かったとの結果が出ていることからすると、実際に粉体化された細菌の方が乾熱への耐熱性が高いことが伺われる。

## (2) 警視庁の判断

ア 実際の環境と異なり粉体を用いないことが、「殺菌」の実験結果に影響しないことについて、合理的な根拠を得ていなかったこと

警視庁は平成29年12月に [ ] 研究所（乙8の15）、[ ]  
[ ]、[ ]（乙8の6）など聴取先から、粉体の下の菌は生き残っている可能性を指摘された（[ ]調書23、24頁）。また、噴霧乾燥器と乾熱滅菌器では構造が違うとの主張が考えられるため、可能であれば対象器で実験を行った方がいいのは間違いないとの指摘（乙8の44）もなされた。原告大川原も取調べにおいて、粉体になった菌（乾燥させた菌）を死滅させることは困難であり、いったんウェットダウンさせなければならない、といった指摘をしていた（訴状100頁、被告東京都準備書面(1)52頁）。それにもかかわらず、警視庁は、逮捕前において粉体化された細菌を用いた実験を実施していない。

この点、[ ]は、[ ]准教授、[ ]教授及び[ ]名誉教授らの意見をもとに、乾熱滅菌器での実験を行えば粉体を用いた実験は行う必要がないと判断した旨供述する（[ ]調書4頁ないし6頁）。

しかし、まず、これらの教授はいずれも医学や微生物学の専門家であり、噴霧乾燥器や粉体に関する学術分野の専門家ではなく（実際、これらの専門家は捜査員から噴霧乾燥器の構造等の説明を受けていたとされる（乙8の41、43。）、粉体化された細菌の実験結果に基づく意見でもない。また、これらの証拠を見る限り、噴霧乾燥器で製造された粉体や、機械内部の堆積状況に関する写真等、噴霧乾燥器内部で粉体化した菌と乾燥状態の菌の耐熱性の差異に関する見解の聴取にあたって有用な資料は全く提示されていない。さらにいえば、これらの専門家も、焦げた粉体の下の菌に熱が行き渡らない（「熱の浸透がやや遅く」なる）問題自体は指摘しており（丙A139）、「最も省令の趣旨に沿った方法は

粉体の菌を使用した実験」であり、「乳酸菌等の安全な菌」であれば実験できるし、「実験菌自体も噴霧乾燥器で製造する必要がある」（乙8の41）と指摘する等、粉体を使用した実験が不要という趣旨で一貫した見解とは必ずしも言い難い。これらの事情からすれば、[REDACTED]が挙げる有識者らからの見解は、いずれも、乾燥させたに過ぎない菌と粉体化させた細菌の耐熱性に相違がないと判断することの十分な根拠ではなかった。

また、上記で指摘した有識者らの見解の証拠価値の問題はさておくとしても、乾燥させたに過ぎない菌と粉体化させた細菌の耐熱性の関係は、上記のようなメーカーら有識者の異なる見解もあり、統一されていない状況であったから、いずれにせよ、乾燥させたに過ぎない菌と粉体化させた細菌の耐熱性に相違がないと判断することの十分な根拠ではなかった。

さらに、[REDACTED]が挙げた学者らの見解は、いずれも乾熱滅菌器で菌が死滅する温度条件を噴霧乾燥器内で確保することが可能であることが前提となっている（丙A139では、[REDACTED]准教授は「噴霧乾燥器の装置内部を100度以上状態にすれば」と述べている。）。しかし、粉体が残留している状態と空焚きの状態の温度上昇の相違、ないし空焚きの状態で温度計測を行うことの当否に関しては、これらの有識者も何ら聴取を受けていないうえ、むしろこの点により知見を有すると考えられるメーカーやユーザーにも確認がなされた形跡はない。したがって、上記(1)で述べた実際に「殺菌」が求められる環境と実験環境の相違のうち、①の点が結果に影響しないことに関してはおよそ何らの検査も行っていない。

このような背景から、警視庁内部では、噴霧乾燥器によって乳酸菌などを粉体にし、堆積具合等を確認すべきという指摘もあった（[REDACTED]調書38頁～39頁）。

以上のように、警視庁は、「殺菌」が必要となる噴霧乾燥器内の実際の環境と異なり粉体を用いないことが、自らの「殺菌」の実験結果に影響しないことについて、合理的な根拠を得ていなかった。

イ 無害な菌の粉体を用いて実験を行うことに何らの支障もなかったこと

他方、本件各噴霧乾燥器を使用した温度実験は、2機合計で少なくとも10回

程度にわたるが、警視庁が所有者からの抵抗や反対を受けたことはない（上記第1・6(2)ウ）。したがって、無害な菌を利用して粉体を製造し、粉体が残留した状態での温度計測実験を行ったり、粉体化された菌と乾燥した菌の間に乾熱に対する耐熱性の相違があるか実験することに何ら支障はなかった。

この点、[ ]は、粉体化された細菌を用いた実験を実施しなかった理由について「食品等の粉末を製造する噴霧乾燥器に大腸菌等の細菌を入れて実験を行うことについて噴霧乾燥器所有者の実験協力を得られないことを考慮し」たと述べる（乙9）。しかし、実際に起訴後に行っているように、逮捕前においても、大腸菌と耐熱性が近似する乳酸菌を用いて耐熱実験を行うことはできたのであるから、粉体を用いた実験を行わなかったことを正当化することはできない。なお、大腸菌であってもK12株のように安全性の高い菌株は存在するのであって、この点からも粉体を用いた実験を行わないことを正当化することはできない。

#### ウ 小括

このように、警視庁は、粉体化された菌の耐熱性が粉体でない細菌と同等以下であることが確認できていない（少なくとも有識者間で一致した見解がない）ことを認識していた。また、実際に「殺菌」が求められる粉体が残留した環境と空焚きの状態には差異があることを認識していたが、その相違が内部の温度上昇にいかなる影響を与えるか全く考慮せず、その相違が自らの実験結果にいかなる影響を及ぼすかも全く検討しなかった。したがって、空焚きの状態の温度計測と乾熱滅菌器による菌の死滅条件の併用では内部の「殺菌」性能の立証には到底不十分であることも認識し、少なくとも認識し得た。

そして、乳酸菌や安全性の高い菌株の大腸菌を用いることで、粉体が残留する環境下の内部の温度上昇の状況や、粉体化された菌と乾燥した菌の耐熱性の相違を検証することは可能であったから、これらを通常求められるべき検査として行うべきであったにもかかわらず、これを実施していなかった。

以上のとおりであるから、警視庁が噴霧乾燥器により粉体化された菌を用いた実験を行わなかった判断は不合理であった。

### (3) 検察官の判断

ア 実際の環境と異なり粉体を用いないことが、「殺菌」の実験結果に影響しないことについて、合理的な根拠を得ていなかったこと

■は、警視庁の温度実験及び乾熱滅菌器の実験が行われていたことから、粉体を用いた実験は不要であると判断した旨を述べる（■調書13頁～14頁）。したがって、これらの実験の環境が、実際に「殺菌」の求められる噴霧乾燥器内の環境と比べて、①空焚きの状態の温度状況を測定したものであること、及び②乾熱滅菌器により死滅させる菌は粉体化されていないとの相違があることは■も当然認識し、少なくとも認識し得た。

しかし、まず、①空焚きの状態の温度状況を測定していることについて、この点の相違が結果に影響しないことの検査は何ら行われていないことは警視庁で述べたのと同様である。したがって、上記2つの実験では内部の乾熱殺菌性能の証明にならないことに気づき得た。

また、②乾熱滅菌器により死滅させる菌が粉体化されていないことについては、■は、■准教授の供述調書（丙11）を通じて、噴霧乾燥器により粉体化された細菌を製造する工程の中で熱に対する抵抗力が強くなる菌が生じることが想定されることについて共有を受けていた（丙36・4頁）というのであるから、乾燥したに過ぎない細菌が粉体化された細菌と同等以上の耐熱性を有する旨の論証がない限り、粉体化した細菌の耐熱性の実証が必要であることを容易に認識し得た。この点、■准教授の供述調書では、熱の浸透が遅くなったとしても、最終的には死滅すると考えられる旨が述べられているとはいえ、■准教授が噴霧乾燥器や粉体に関する学術分野の専門家ではなく、その意見も実際に実験を行った結果に基づくものでもなければ、噴霧乾燥器で製造された粉体そのものを見たうえでの意見でもないことは■においても認識していた（少なくとも認識し得た。この点は他の有識者の見解（丙A134、丙A135）も同様である。）。ゆえに、その意見のみでは、乾燥させたに過ぎない菌と粉体化させた細菌の耐熱性に相違がないと判断することの十分な根拠とはいえないことに気づき得た（より厳密にいえば、この点を問題とする弁護側は、両者に相違があるから粉

体化させた菌は「殺菌」できないはずであると主張することになるから、検事が行う証明のためには両者に相違があるという主張を合理的な疑いなく排斥できなければならぬが、そのレベルには到底至っていない。)。

実際、■■■の供述によれば(■■■調書11頁～12頁、29頁～30頁)、■■■は、■■■准教授らの意見に関連する補充捜査として、温度と湿度の関係に関する■■■の電話聴取結果(丙39)を収集させている(ただし、これが作成されたのは本件噴霧乾燥器1に係る事件の起訴後である)。これは、■■■自身が、起訴の段階で、■■■准教授らの意見のみでは粉体化された菌の「殺菌」が可能であることの裏付けに不足があると考えていたことの証左である。

以上のように、■■■は、「殺菌」が必要となる噴霧乾燥器内の実際の環境と異なり粉体を用いないことが、自らの「殺菌」の実験結果に影響しないことについて、合理的な根拠を得ていなかった。

#### イ 無害な菌の粉体を用いて実験を行うことに何らの支障もなかったこと

■■■においても、噴霧乾燥器の所有者から実験にあたって反対が予期される事情を把握していなかった(実際そのような証言はない)。したがって、無害な菌を利用して粉体を製造し、粉体が残留した状態での温度計測実験を行ったり、粉体化された菌と乾燥した菌の間に乾熱に対する耐熱性の相違があるか実験することに何ら支障はなかった。

他方、■■■は、噴霧乾燥器を用いた実験を行わなかった理由について、「実際に貨物等省令2条の2第1項各号に規定されている細菌等を噴霧乾燥器に入れて殺菌実験を行い、仮に、実験の結果噴霧乾燥器内に細菌等が残ってしまった場合、実験終了後にこれらを完全に除去して原状回復することが極めて難しい」(丙36)、製造した粉体を回収のうえ処理しきることに危険性が高い、ないし問題がある(■■■調書27頁～28頁)と述べる。しかし、逮捕前においても、大腸菌と耐熱性が近似する乳酸菌を用いて耐熱実験を行うことはできたのであるから、粉体を用いた実験を行わなかったことを正当化することはできない。なお、大腸菌であってもK12株のように安全性の高い菌株は存在するのであって、この点からも粉体を用いた実験を行わないことを正当化することはできな

い。

#### ウ 小括

このように、[REDACTED]もまた、粉体化された菌の耐熱性が粉体でない細菌と同等以下であることが確認できていない（少なくとも、乾燥させたに過ぎない菌と粉体化させた細菌の耐熱性に相違がないと判断することの十分な根拠がない）ことを認識していた。また、実際に「殺菌」が求められる粉体が残留した環境と空焚きの状態には差異があることを認識していたが、その相違が内部の温度上昇にいかなる影響を与えるか全く考慮せず、その相違が自らの実験結果にいかなる影響を及ぼすかも全く検討しなかった。したがって、空焚きの状態の温度計測と乾熱滅菌器による菌の死滅条件の併用では内部の「殺菌」性能の立証には到底不十分であることも認識し、少なくとも認識し得た。

そして、乳酸菌や安全性の高い菌株の大腸菌を用いることで、粉体が残留する環境下の内部の温度上昇の状況や、粉体化された菌と乾燥した菌の耐熱性の相違を検証することは可能であったから、これらを通常求められるべき検査として行うべきであったにもかかわらず、これを実施していなかった。

以上のとおりであるから、[REDACTED]が噴霧乾燥器により粉体化された菌を用いた実験を行わなかった判断は不合理であった。

### 第5 原告島田に対する取り調べの違法性

#### 1. 事前の恣意的な調書の作成及びこれに署名を求めた行為

本件任意取調べにおける原告島田の供述調書は、本件公判前整理手続の中で開示を受けたものだけで少なくとも合計14通存在する。

しかし、これらは全て、[REDACTED]が各任意取調べ開始前にあらかじめ作成したものであった。[REDACTED]の原告島田に対する取調べでは、供述調書が取調べ開始前に下書きの形ではなく、原告島田が署名指印するだけで完成する供述調書のフォーマットで作成・印刷されていたものであり、[REDACTED]は、更なる取調べを行うことなく、原告島田に対して署名指印を要求したのである。

また、供述調書の内容も、取調べにおける原告島田の供述を反映したものではな

く、「不正に」輸出した、「定型器の噴霧乾燥器も該当となる。」、「これは単に、規制逃れのための要望に過ぎないと思った」など、原告島田が供述していない事項をあたかも原告島田が供述したかのように記載したり（島田本人調書14頁、丙A90）、後述のとおり、「菌が少しでも死ねば殺菌に該当する」「ハの要件は、熱風を入ればすべて該当なんだ」などと不当に誘導するとともに、「噴霧乾燥器に熱風を送り込めば、菌が死ぬか」との■の質問に対し、原告島田が「熱風を入れる限り、いくらかの菌は死ぬだろう」と回答したものを探査機関側に有利に歪曲し、原告島田には「殺菌」ができるとの認識や規制要件該当性の認識があった旨を供述調書に記載するなど、■が恣意的に作成したものであった（島田本人調書16頁）。

この点、被告東京都は、原告島田が供述調書に誤りがないことを確認した上で署名及び指印をしているなどと主張する（被告東京都準備書面(3)・26頁、■調書10頁）。しかし、各供述調書末尾に記載のある「以上のとおり録取して読み聞かせた上閲覧させたところ、誤りのないことを申し立て、各葉の欄外に指印した上、末尾に署名指印した」との文言は、原告島田が署名指印をしたのちに、■が勝手に記載したものであり、本件任意取調べにおいては、供述調書の読み聞かせは一度もなされていない（島田本人調書13頁、15頁。なお、■も、読み聞かせは行っていなかったと聞いていたと証言している（■調書22頁）。また、後述のとおり、本件では、原告島田が供述調書の修正を申し立てたことや、ペンの借用を申し出したことには争いがないところ、仮に、供述調書の内容が原告島田の発言に沿ったものであれば、原告島田が修正を申立てることはおろか、修正箇所をまとめて指摘するためにペンの借用を申し出るはずがない。原告島田が供述調書の修正を申し立てたことや、ペンの借用を申し出したこと自体、調書の内容に誤りが含まれていたことの証左である。

刑事訴訟法198条3項は、取調査官が被疑者の供述を録取することができる旨を定めているが、供述調書を事前に作文することは認めておらず、ましてや、被疑者が供述していないことや被疑者の供述の趣旨とは異なることを供述調書に記載することが許されることは当然である（甲140）。

したがって、このような恣意的な供述調書を事前に作成する行為は、刑事訴訟法198条3項に違反する行為であるのみならず、実体的真実主義及び適正手続（同法1条）に反するものとして、国家賠償法上違法である。

## 2. 調書の内容の確認及び修正の妨害行為

上記のとおり、原告島田の供述調書は■があらかじめ作成していたものであり、その内容は恣意的であって捜査機関に有利な虚偽の事実の記載が随所に存在していたところ、■は、原告島田が調書の内容を十分に確認し誤りを指摘する機会を不当に妨害したうえ、原告島田からの増減変更申立（刑事訴訟法198条4項）に応じなかった。

すなわち、上述のとおり、供述調書の読み聞かせは全ての取調べにおいて一度もおこなわれず、原告島田が、供述調書の誤りを指摘する度に供述調書を取り上げられ、原告島田は手元に供述調書を置いた状態で一つ一つ誤りを指摘することができなかった。また、■は、原告島田が訂正してほしい部分に印を付けるためにペンを借りようとしたところ、ペンによる自傷行為や受傷事故が発生する具体的な危険性は皆無であったにもかかわらず、これを認めなかった。こうした■の行為より、原告島田は、調書全体を網羅的に確認することができず、供述調書の誤りを見落してしまうことが幾度となくあるなど（島田本人調書14頁～15頁）、供述調書の内容を十分に確認し誤りを指摘する機会を不当に妨害されたのである。

また、見落とさなかった供述調書の誤りについても、原告島田は自身の正しい認識に沿う記載に修正するように増減変更を申し立てたが、■は、「じゃあ、この部分は消してあげるけど…他のところに同じ文章を入れますから」あるいは、「この文章は入れるけど、その他の部分は残すから」などと述べて交換条件を提示し、これを原告島田が受け入れない限り、原告島田の修正依頼に応じなかった（島田本人調書15頁）。

さらに、原告島田が■に対して、原告島田が、本件要件ハに該当する噴霧乾燥器について、内部の粉体が外部に飛散しない構造で、かつCIP機能を備えた薬液消毒可能なものであると考えていたことを説明し、その旨を供述調書に記載するよ

う何度も要求したにもかかわらず、[ ]はこれに一切応じなかつた。同様に、空焚き（噴霧乾燥後の乾熱運転）による殺菌は、火災や粉じん爆破を起こす可能性のある極めて危険な操作方法であるため業界において非常識であり、原告島田自身も一切発想したことがなかつたことを何度も説明し、これをそのとおりに調書に記載することを何度も求めたが、[ ]はこれに一切応じなかつた（島田本人調書15頁～16頁）。

被疑者の供述を録取した調書については、被疑者が増減変更の申立てをしたときは、その供述を調書に記載しなければならず（刑事訴訟法198条4項）、取調官は、被疑者が申し立てた増減変更内容を調書に記載する義務を負っている（大阪地判平成28年3月25日判例タイムズ1425号265頁参照）。そうすると、上記のような[ ]の、原告島田が交換条件に応じない限り修正に応じず、あるいは同趣旨の文言を挿入することで実質的に修正に応じなかつた行為は、同条項に反するものである。

この点、被告東京都は、原告島田は増減変更申立てを行つたが、原告島田の過去の供述や客観的事実との間に齟齬があつたため増減変更申立てに応じられない旨を説明し、原告島田を説得したと反論する（[ ]調書11頁～12頁）。

しかし、そもそも、被疑者の供述が、過去の供述や客観的な事実と矛盾するからといって「調書にすることはできない」（[ ]調書12頁）などということではなく（したがつて、そのような[ ]の説明は、偽計による欺罔行為であり、原告島田の意思決定の自由を侵害する行為である。）、むしろ、矛盾があつたとしても増減変更申立てに応じる義務は免除されるわけではないから、増減変更申立てに応じないことは違法である。それを措くとしても、原告ら第6準備書面・27頁～29頁記載のとおり、そもそも、原告島田の主張は一貫しており、被告東京都の主張するような矛盾・齟齬はないのであるから、被告の主張は失当である。

したがつて、原告島田の増減変更申立てに応じなかつた[ ]の行為は、刑事訴訟法198条4項に反するものとして、国家賠償法上違法である。

### 3. 誘導・詐術的文言・恫喝等の有無

〔 〕は、原告島田に対する本件任意取調べにおいて、本件要件ハの解釈について、「菌が少しでも死ねば殺菌に該当する」「ハの要件は、熱風が入ればすべて該当なんだ」などと公安部解釈とも異なる独自の解釈を断定的に述べ、そのような解釈が正しいことは経産省にも確認したと虚偽の事実を述べ、原告島田を不当に誘導した。そして、原告島田が「私は、そのような解釈の認識は持っていない」と述べたにもかかわらず、〔 〕は原告島田に対し、「噴霧乾燥器に熱風を送り込めば、菌が死ぬか」と質問し、原告島田が「熱風を入れる限り、幾らかの菌は死ぬだろう」と回答したものをお尋ね機関側に有利に歪曲し、原告島田には「殺菌」ができるとの認識や規制要件該当性の認識があった旨を供述調書に記載した（島田本人調書16頁～17頁）。

この点、〔 〕は、菌が少しでも死ねば殺菌に該当するなどと述べたことはなく、むしろ「菌が生き残っているのであれば感染能力があるので、全て殺さないと殺菌にならない」旨を伝えたと述べる（〔 〕調書19頁）。しかし、警視庁の任意取調べの行い方について、当時原告会社の役職員から相談を受けた弁護士が警視庁公安部にクレームを入れていることに加え（甲141の2）、証人尋問において、〔 〕が、〔 〕に限らず他の捜査員も含め、捜査幹部からの指示で、正確でない殺菌の定義や概念で誘導して聴取を行う手法が行われていたと明確に証言していることから（〔 〕調書19頁～20頁）、〔 〕の供述は信用できない。

また、本件任意取調べにおいて、〔 〕は原告島田に対して、原告会社製の噴霧乾燥器が中華人民共和国の「あってはならない場所」に納入されていたことが発覚したためなどと虚偽の事実を告げた。

〔 〕は、実際に「あってはならない場所」に納入されていた事実はあったと述べるが（〔 〕調書12～13頁）、実際には、当該納入先そのものは、経済産業省の外国ユーザーリストに掲載されていない不適切ではない会社であったのであるから、原告会社製の噴霧乾燥器が「あってはならない場所」に納入されたという事実はない。〔 〕も、証人尋問において、大川原化工機の噴霧乾燥器があつてはならない場所で見つかったといった事実はなかった旨を証言している（〔 〕調書20

頁)。

上記のとおり、[■]は、捜査機関側に有利な供述を得るため、あえて不正確な殺菌の定義や概念で誘導して聴取を行い、あるいは、虚偽の事実を述べることで、原告島田に対し強い罪の意識や責任を感じさせ、弁解を妨げる不当な心理的影響を与える、原告島田の意思決定の自由を侵害したものである。このような捜査手法は社会通念上の相当性を逸脱した行為であり、国家賠償法上違法である。

また、[■]は、これまで調書の修正に応じてもらえたことから、原告島田が発言した内容を調書にしてもらえないならもう協力したくないと伝える原告島田に対し、供述調書は供述書ではなく調書なので、被疑者が言う内容をそのまま書類にする必要はない等と述べ、原告島田に対して不当な心理的影響を与えた。

さらに、[■]は、原告島田に対して、「そんなことを言っていると[■]企業の[■]さん（原告ら代理人注記：過去に無許可輸出による外為法違反事件で有罪判決を受けた企業の代表取締役）みたいになるぞ」、「過去の不正輸出の事例ではほとんど逮捕されてる、今回もそうなる。」と、類似案件において有罪判決を受けた被告人を具体的に指摘し、逮捕をほのめかしながら、規制該当性を認めないと不利になる旨を述べ、原告島田に対して不当な心理的影響を与えた（島田本人調書17頁～18頁、[■]調書13頁～14頁）。

加えて、原告島田が、[■]に対して、「ガイダンスにしたがって非該当と判断していた」、「空だき（噴霧乾燥後の乾熱運転）は殺菌方法に入らないと思っていた」等と説明した際、[■]は、「そんなことを言ってんのはおまえだけだ」「社長も相嶋さんも（該当すると）既に認めている」など虚偽の事実を述べるとともに、「そんなことを言つてるとあなただけが逮捕されるぞ」などと、逮捕をほのめかしながら規制該当性を認めるように迫り、原告島田に対して不当な心理的影響を与えた（島田本人調書18頁）。

この点、[■]は、上記発言を行ったこと自体は認めつつも、過去の事例を示しながら、輸出管理の責任者である原告島田の責任者としての見解を問いただしたものであり、また、[■]企業については、[■]の質問に正対しない、とぼけた態度であったために、しっかりと真実を話してもらいたいという気持ちで説得したもの

であるなどと述べる（[REDACTED]調書13頁～14頁）。

しかし、類似事件で有罪判決を受けた者の名前を具体的に指摘したうえで、その者になるという発言は、つまるところ、現在の供述を続けていれば逮捕・勾留、ひいては有罪判決を受けることになるという脅迫であり、このような捜査手法は社会通念上の相当性を逸脱した行為であり、国家賠償法上違法である。

## 第6 原告島田の弁解録取書作成上の違法

### 1. 事前の恣意的な弁解録取書の作成及びこれに署名指印を求めた行為

[REDACTED]は、令和2年3月11日に行われた本件弁解録取に先立ち、事前に、原告島田が供述してもいい、原告大川原らが共謀して本件各噴霧乾燥器を無許可で輸出したという内容を含む弁解録取書を作成していた。そして、[REDACTED]は、本件弁解録取手続の開始早々、原告島田から被疑事実に対する弁解を聞くことなく、原告島田に上記弁解録取書を手渡し、署名指印するよう求めた（島田本人調書18頁～19頁）。

このような行為は、被疑者に対して弁解の機会を与えなければならないとする刑事訴訟法203条の趣旨に反する違法行為である。また、刑訴法198条3項は供述を録取することができる旨を定めるものであり、調書を捜査官が事前に作文することは認めていないうえ、被疑者が供述していないことを供述調書に記載したり、原供述と趣旨を違えて録取することが許されないことも当然である。

### 2. 弁解録取書の修正拒絶

原告島田が、上記弁解録取書を確認したところ、原告大川原らが共謀して本件各噴霧乾燥器を無許可で輸出した事実がない（そのため原告島田も当然そのような供述をしたことがない）にもかかわらず、「私は、弊社の噴霧乾燥器『スプレードライヤーRL-5』が輸出規制に該当する不安を抱えながら、社長の大川原正明と現顧問の相嶋静雄から指示された『非該当で輸出する』との方針に基づき、経済産業省に該否の判定基準を確認せず、無許可で中国に輸出した」旨の記載がなされていた。そのため、原告島田は、[REDACTED]に対して、「社長の大川原正明と現顧問の相嶋静

夫から指示された『非該当で輸出する』との方針に基づき』の箇所（以下「本件箇所」という。）を削除し、「ガイダンスに従って、許可の申請のいらないものと考えて輸出した」という表現に修正するよう求めた（島田本人調書19頁～20頁）。

そうしたところ、[■]は、本件箇所を修正すると言ってパソコンのキーボードを叩き、これを修正したかのように振る舞い、再度、上記弁解録取書を原告島田に手渡し、署名指印するよう求めた。そのため、原告島田は本件箇所が修正されていると信じ込み、上記弁解録取書に署名指印を行った。しかし、実際には、上記弁解録取書は原告島田が指摘したように修正されていないばかりか、「社長らと共に謀して無許可で輸出した」という内容に書き換えられていた。そのため、原告島田は強く抗議をしたところ（島田本人調書21頁）、[■]は弁解録取書を作成しなおすと言ったため、原告島田は再度修正箇所を指示した。しかし、[■]は、「社長らと共に謀して無許可で輸出した」の文言は削除したもの、原告島田が記載するよう求めた「ガイダンスに従って、許可の申請のいらないものと考えて輸出した」という文言については、「ガイダンスなど関係ない」などと言い記載することを拒んだほか、削除を依頼した「輸出規制に該当する不安を抱えながら」の文言は、「経産省に確認に行っていないんだから不安はあるはずだ」などと述べて削除することを拒んだ（島田本人調書21頁～22頁）。

この点、[■]は、原告島田の修正依頼の内容は、原告島田の過去の供述と矛盾すると感じたため、問いただしたところ、原告島田は現状の表現に納得したように見えたため、修正することなく弁解録取書に転記したが、署名指印後、やはり内容が違うと言い出し、当該弁解録取書はなかったことにしてもらいたいと述べたため、上司である[■]の指示に従い再度弁解録取書を作成したなどと主張する（[■]調書15頁～17頁）。

しかし、[■]は、証人尋問において、「[■]警部補が、島田さんに弁録を取ったときに、その訂正を求められて、そこを直したふりをして署名させた。それを島田さんがたまたま見付けて、警察がこんなことするんだみたいなこと言われてたと[■]から聞きました」と証言している（[■]調書21頁）。また、[■]も、[■]から、「[■]警部補が弁録に言ってもいないことを書いて、それがばれて、島田さん

が激高した」という相談を受けた旨、及び、原告島田が修正を求めたら、修正をしたふりをして、それがばれたという話も聞いた旨を証言している（■調書22頁）。■と■のこれらの証言は極めて具体的であるうえ、原告島田の主張にも沿うものである。

他方、■の上記反論は、■と■の証言とは全く異なるうえ、過去の供述と異なると説明しただけで修正を諦めるなど、その経緯も不自然であり、信用できない。また、■も自身の陳述書（乙10）において、原告島田が「納得いかないが、確かにそれはそうです。」と述べた旨を認めており、原告島田が明示的に「納得いかない」旨の発言をしている以上、「納得したとものと認識」すること自体が不合理である。

上記のとおり、■は、原告島田が供述していない事項を記載し、これに対する原告島田の増減変更申立てを、詐術を用いて拒絶したのである。■の行為は、原告島田を錯誤に陥れ、積極的に虚偽の証拠を作出しようと画策したものであり、明らかな違法行為である。また、詐術が原告島田に明らかになり、原告島田が再度増減変更を申し立てた後も、不合理な理由で申立てを拒否したものであり、刑訴法198条4項に違反する違法な行為である。したって、国家賠償法上違法といわざるを得ない。

### 3. 弁解録取書の意図的な裁断

■は、原告島田の弁解録取手続終了後、同日中に修正前の弁解録取書を意図的に裁断機にて裁断して破棄した。そして、その後、■は、本件弁解録取の状況について、被疑者取調状況報告書（丙A125）を作成している。当該報告書によれば、■は、修正前の弁解録取書を「不要文書用の茶箱に入れていることを失念し」「過失により裁断機してしまった」と報告されている。

しかし、■が、「弁解録取書というのは非常な重要な書類ですから、それを邪険に扱うようなことは捜査員としては考えられない」と述べるように（■調書32頁）、弁解録取書は被疑者の逮捕直後に作成される被疑者の弁解を記載する極めて重要な書類であり、その取扱いは慎重に行われるべきものであることは、捜査機

関内においても周知の事実であるはずであり、「頭から抜け落ち」、過失で破棄してしまうことなど到底考え難い。

他方、■は、陳述書（乙10）において、「送致不要であるとの誤った認識で弁解録取書①をシュレッダーで裁断」したと、過失ではなく故意に裁断したと説明を変遷させている。しかし、弁解録取書が公用文書に該当することを現職の警部補であり取調官でもある■が知らないはずではなく、送致不要であれば破棄してよいなどと判断するはずがない。

したがって、被疑者弁解録取状況報告書又は■の陳述書の記載の弁解録取書破棄の経緯はいずれも不自然かつ不合理なものであり、信用できない。

この点、■は、証人尋問において、被疑者弁解録取状況報告書について、過失で裁断したというのは事実ではない旨を述べ、虚偽の公文書を作成したということがという質問には、「そうですね。」と回答している。そして、当該報告書が現状のように作成されたのは、■から「組織としてこういう結論になりました」と報告を受けたことからも、幹部からの指示であると考えられると証言している（■調書21頁～22頁）。■の証言は、その内容が具体的であるうえ、被疑者弁解録取状況報告書が弁解録取書の破棄から14日も経ってから作成されたという本件の不自然な時系列についても説明がつくものであり、信用できる。

上記のとおり、■は、弁解録取書を意図的に裁断機で裁断して廃棄し、さらには、本件弁解録取及び裁断行為について虚偽の内容の被疑者取調状況報告書を作成したものであり、このような■の行為は、虚偽公文書作成罪（刑法156条）及び公用文書毀棄罪（刑法258条）に該当することすら疑われる明らかな違法行為である。

以上のとおり、原告島田にかかる弁解録取手続において、■が、原告島田から弁解を聴取することなく弁解録取書を作成し、詐術を用いてこれに署名指印させたこと、さらにその後、犯罪と疑われる行為を行ってまで本件弁解録取の実態の隠ぺいを図ったこと等に照らすと、本件弁解録取は、社会通念上相当と認められる方法ないし態様及び限度を超えた違法な取調べであったといわざるを得ない。

## 第7 損害

### 1. はじめに

前述のとおり、捜査機関による本件逮捕及び勾留請求、[ ]による原告島田に対する本件任意取調べ及び本件弁解録取、並びに[ ]による公訴提起は、いずれも国家賠償法1条1項の適用上、違法である。

そして、これらの違法行為に基づき、原告ら（及び亡相嶋）が被った損害額は合計5億5698万円を下らない。

以下、詳述する。

### 2. 原告大川原に生じた損害

#### (1) 精神的損害

ア 原告大川原は、本件逮捕及び勾留請求により、犯罪事実がないにもかかわらず、①令和2年3月11日（第一事件の逮捕）から令和3年2月5日（保釈）まで332日もの長期間、身柄拘束され、②同年3月11日（第一事件の逮捕）から同月31日（第一事件の起訴）まで及び同年5月26日（第二事件の逮捕）から同年6月15日（第二事件の起訴）までの計42日間、取調べ受忍義務を伴う取調べを受けた。

また、原告大川原は、③検察官の違法な本件公訴提起及びその後の訴訟追行により、令和2年3月31日（第一事件の起訴）から令和3年8月2日（公訴棄却）までの490日間（第二事件については、令和2年6月15日から令和3年8月2日までの414日間）、刑事事件の被告人として不安定な地位に置かれるなどを余儀なくされた。

このように、原告大川原は、捜査機関の各行為により、長期間にわたり極めて強い精神的苦痛を強いられた。

イ 令和2年3月11日の逮捕、及びその後の再逮捕及び起訴について、警視庁公安部から報道機関にリークされ、原告大川原の実名とともに複数の報道機関により原告大川原らの逮捕が大々的に報道されたことで、原告大川原の名誉は著しく棄損された（甲113の1～113の4、甲114の1～114の6）。さら

に、原告大川原に対する不当な逮捕・起訴等により、原告大川原の家族も犯罪者の家族というレッテルを貼られた状態で日常生活を送ることを余儀なくされた。

原告大川原自身の名誉毀損及びその家族に対するレッテルにより、原告大川原は多大な精神的苦痛を受けたものである。

ウ 以上のような過酷な精神的苦痛は、前述のとおり、警視庁公安部が原告大川原に犯罪の嫌疑がないことを知った上で、「捏造」とすら指摘される不当かつ恣意的な捜査を行った結果として生じたものである（本書面第3・2・(1)、第3・3・(1)、第3・4・(1)、第4・1・(1)、第4・2・(2)）。

また、検察官についても、通常要求される注意をもって証拠資料を精査すれば、犯罪の嫌疑がないことを容易に知り得たにもかかわらず、これを看過し漫然と起訴したものであって（本書面第3・2・(2)、第3・3・(2)、第3・4・(2)、第4・1・(2)、第4・2・(3)）、重大な過失により原告大川原の前記精神的苦痛を生じさせたものといわざるを得ない。

原告大川原は、本件各事件に関する犯罪の嫌疑に関して一切、何らの落ち度もなく、任意捜査に対しても全面的に協力していたことも併せ考慮すると、原告大川原が被った精神的苦痛は計りしれない。

エ 以上の各事実からすると、原告大川原が受けた精神的苦痛を慰謝するに足りる金額は500万円を下らない。

## (2) 財産上の損害

原告大川原は、令和2年3月11日に逮捕された当時、原告会社の代表取締役として月額205万円の報酬を受領していたが（甲115の1～115の13）、逮捕以降、不当な身体拘束及び保釈条件による制約により代表取締役としての業務を行うことが事実上できず、そのため原告会社は、令和3年4月1日以降の原告大川原の代表取締役報酬を月額145万円に減額した（甲115の14～甲115の17）。

このように原告大川原は、本来であれば、令和3年4月1日から令和3年8月2日（公訴棄却）までの間、報酬減額相当額合計240万円を得ることができたにも

かかわらず、違法な本件逮捕及び勾留請求等に伴う不当な身体拘束及び保釈条件による制約によりこれを得ることができず、合計240万円の財産的損害を被ったものである。

### (3) 訴訟代理人費用

本件国賠請求訴訟にかかる弁護士費用は、上記損害の合計額の10%に相当する500万円を下らない。

### (4) 小括

以上のとおり、原告大川原が違法な本件逮捕及び勾留請求等により被った精神的損害及び財産的損害の額は、少なくとも合計5740万円を下らず、同人が刑事補償法に基づき415万円の補償金を請求していることを踏まえたとしても、その損害額は合計5325万円を下らない。

## 3. 亡相嶋並びにその相続人原告[ ]、原告[ ]及び原告[ ]に生じた損害

### (1) 亡相嶋に生じた損害

#### ア 精神的損害

(ア) 亡相嶋は、本件逮捕及び勾留請求により、犯罪事実がないにもかかわらず、令和2年3月11日（第一事件での逮捕）から令和2年11月5日（勾留執行停止）まで240日もの長期間、身柄拘束されるとともに、同年3月11日（第一事件での逮捕）から同月31日（第一事件の起訴）まで及び同年5月26日（第一事件での逮捕）から同年6月15日（第二事件の起訴）までの合計41日間（同年5月31日の勾留執行停止の日を除く。）、取調べを受けた。

このように、亡相嶋は、捜査機関の各行為により、長期間にわたり極めて強い精神的苦痛を強いられた。

(イ) 令和2年3月11日の逮捕、及びその後の再逮捕及び起訴について、警視庁公安部から報道機関にリークされ、亡相嶋の実名とともに複数の報道機関に

より当該逮捕が大々的に報道されたことで、亡相嶋の名誉は著しく棄損された（甲113の1～113の4、甲114の1～114の6）。さらに、亡相嶋に対する不当な逮捕・起訴等により、亡相嶋の家族も犯罪者の家族というレッテルを貼られた状態で日常生活を送ることを余儀なくされた。

亡相嶋自身の名誉毀損及びその家族に対するレッテルにより、亡相嶋は多大な精神的苦痛を受けたものである。

(ウ) これらに加え、亡相嶋は、本件逮捕及び勾留請求、並びに、これらに続く検察官の違法な本件公訴提起及びその後の訴訟追行により、刑事事件の被告人として不安定な地位に置かれることを余儀なくされたところ、身体拘束中である令和2年9月23日に体調が急変し、同月25日に貧血症状を発症して輸血が必要な状態に至り、令和3年10月7日に亡相嶋が胃癌であることが判明した（甲48）。

治療のために弁護人が行った複数回の保釈請求は、いずれも検察官が反対したため棄却され（甲40、甲41）、最終的に、亡相嶋は、同年11月5日に勾留執行停止決定を得て入院したものの、令和3年2月7日に死亡した（甲56）。

仮に、亡相嶋について、本件逮捕及び勾留請求による不当な身体拘束がなく、通常の日常生活を送っていたとすれば、より早期に貧血症状等の異変に気づいて胃癌を発見して治療を開始することができたはずであり、また、貧血症状等の異変が生じてから直ちに受診してすぐさま胃癌の治療を開始することができたはずであって、令和3年2月7日よりも延命することが可能であったにもかかわらず、違法な本件逮捕及び勾留請求等による不当な身体拘束により、受診及び治療の開始が遅滞したために死期が早まったものである。

さらに、亡相嶋は、自身が誇りと愛着を持って心血を注いできた噴霧乾燥器に関して犯罪というレッテルを貼られた上、家族と過ごす最期の時間すら奪われ、一貫して無罪を主張し続けながら、無念にも、公訴取消申立及び公訴棄却による最低限の名誉回復すら見届けられなかった。

以上の各事実からして、亡相嶋が受けた精神的苦痛は計り知れるものではな

い。（以上について、訴状・第7・3及び原告[ ]本人尋問参照）。

(工) 以上のような過酷極まりない精神的苦痛は、前述のとおり、警視庁公安部が亡相嶋に犯罪の嫌疑がないことを知った上で、「捏造」とすら指摘される不当かつ恣意的な捜査を行った結果として生じたものである（本書面第3・2・(1)、第3・3・(1)、第3・4・(1)、第4・1・(1)、第4・2・(2))。

また、検察官についても、通常要求される注意をもって証拠資料を精査すれば、犯罪の嫌疑がないことを容易に知り得たにもかかわらず、これを看過し漫然と起訴したものであって（本書面第3・2・(2)、第3・3・(2)、第3・4・(2)、第4・1・(2)、第4・2・(3))、重大な過失により亡相嶋の前記精神的苦痛を生じさせたものといわざるを得ない。

亡相嶋は、本件各事件に関する犯罪の嫌疑に関して一切、何らの落ち度もなく、任意捜査に対しても全面的に協力していたことも併せ考慮すると、亡相嶋が被った精神的苦痛は計りしれない。

(才) 以上の各事実からすると、亡相嶋が受けた精神的苦痛を慰謝するに足りる金額は1億円を下らない。

#### イ 財産上の損害

亡相嶋は、平成26年6月11日より原告会社の顧問に就任しており、その後、継続的な顧問契約の更新により、最終の顧問契約の期間は令和2年3月31日まで、顧問報酬は月額30万円であったところ（甲116）、本件逮捕及び勾留請求等による不当な身体拘束がなければ、当該顧問契約を更新し、同年4月1日以降も同額の顧問報酬を得られたはずであった。

しかし、亡相嶋は、令和2年3月11日に逮捕されて以降、不当な身体拘束により原告会社に出勤できず、試験・研究の実施やこれらに関するアドバイス等、顧問としての業務を実施できなくなったことから、同年3月31日をもって原告会社との顧問契約は終了となり、本来得られたはずの1日当たり1万円（上記月額顧問報酬30万円÷30日）の顧問報酬を得られなかった。

したがって、亡相嶋は、違法な本件逮捕及び勾留請求等により、令和2年4月1日から令和3年2月7日の死亡時までの間の顧問報酬相当額合計313万

円の財産的損害を被ったものである。

#### ウ 亡相嶋の損害合計

以上のとおり、亡相嶋が違法な本件逮捕及び勾留請求等により被った精神的損害及び財産的損害の額は、少なくとも合計1億0313万円を下らず、同人が刑事補償法に基づき297万5000円の補償金を請求していることを踏まえたとしても、その損害額は1億円を下らない。

そして、上記損害にかかる損害賠償請求権のうち、亡相嶋の妻である原告■■■が5000万円を、亡相嶋の子である原告■■■及び原告■■■が各自2500万円ずつを、それぞれ相続により取得した。

#### (2) 原告■■■、原告■■■及び原告■■■に生じた固有の損害

原告■■■、原告■■■及び原告■■■は、亡相嶋に対する不当な逮捕・起訴等により、犯罪者の家族というレッテルを貼られた状態で日常生活を送ることを余儀なくされた上に、原告■■■にとっては最愛の夫であり、原告■■■及び原告■■■にとっては誰より敬愛する父である亡相嶋は、前述のとおり不当な身体拘束により受診及び治療の開始が遅滞したためにその死期が早められた。これにより、原告■■■、原告■■■及び原告■■■は、亡相嶋と過ごすかけがえのない時間が理不尽にも奪われてしまった。

また、原告■■■、原告■■■及び原告■■■は、亡相嶋の闘病生活を支える間も、勾留執行停止の終期が迫る度に心身の負担に晒され続けることとなった。

亡相嶋は、自身の技術に誇りを持ち、社会の役に立つ噴霧乾燥器に愛着を持って長年仕事に邁進していたものであり、噴霧乾燥器に関して犯罪者というレッテルを貼られたまま逝去した亡相嶋の無念を思うと、家族である原告■■■、原告■■■及び原告■■■にとって耐えがたい苦痛である。

以上の各事実から、亡相嶋のみならず、原告■■■、原告■■■及び原告■■■も計り知れない精神的苦痛を受けたものであって、同人らにも固有の慰謝料請求権が認められるべきであり、その金額は各自2000万円を下らない。(以上、原告■■■本人尋問参照)

### (3) 訴訟代理人費用

本件国賠請求訴訟にかかる弁護士費用は、上記損害の合計額の10%に相当する、原告[ ]につき700万円、原告[ ]及び原告[ ]につき各自450万円を下らない。

### (4) 小括

以上のとおり、原告[ ]には合計7700万円、原告[ ]及び原告[ ]には各自合計4950万円の損害賠償請求権が認められる。

## 4. 原告島田に生じた損害

### (1) 精神的損害

ア 原告島田は、本件逮捕及び勾留請求により、犯罪事実がないにもかかわらず、①令和2年3月11日（第一事件での逮捕）から令和3年2月5日（保釈）までの332日もの長期間、身柄拘束され、②同年3月11日（第一事件での逮捕）から同月31日（第一事件の起訴）まで及び同年5月26日（第二事件での逮捕）から同年6月15日（第二事件の起訴）までの計42日間、取調べ受忍義務を伴う取調べを受けた。

また、原告島田は、③検察官の違法な本件公訴提起及びその後の訴訟追行により、令和2年3月31日（第一事件の起訴）から令和3年8月2日（公訴棄却）までの490日間（第二事件については、令和2年6月15日から令和3年8月2日までの414日間）、刑事事件の被告人として不安定な地位に置かれることを余儀なくされた。

さらには、その間、[ ]による違法な本件弁解録取及び本件任意取調べが行われ、犯罪事実がない上に、その点を描いたとしても最低限被疑者に保証されるべき権利すら侵害された（本書面第5及び第6）。

このように、原告島田は、捜査機関の各行為により、長期間にわたり極めて強い精神的苦痛を強いられたものである。

イ 令和2年3月11日の逮捕、及びその後の再逮捕及び起訴について、警視庁公安部から報道機関にリークされ、原告島田の実名とともに複数の報道機関により当該逮捕が大々的に報道されたことで、原告島田の名誉は著しく棄損された（甲113の1～113の4、甲114の1～114の6）。さらに、原告島田に対する不当な逮捕・起訴等により、原告島田の家族も犯罪者の家族というレッテルを貼られた状態で日常生活を送ることを余儀なくされた。

原告島田自身の名誉毀損及びその家族に対するレッテルにより、原告島田は多大な精神的苦痛を受けたものである。

ウ 以上のような過酷な精神的苦痛は、前述のとおり、警視庁公安部が原告島田に犯罪の嫌疑がないことを知った上で、「捏造」とすら指摘される不当かつ恣意的な捜査を行ってこと、さらには違法な本件弁解録取・本件任意取調べを行ったことの結果として生じたものである（本書面第3・2・(1)、第3・3・(1)、第3・4・(1)、第4・1・(1)、第4・2・(2)）。

また、検察官についても、通常要求される注意をもって証拠資料を精査すれば、犯罪の嫌疑がないことを容易に知り得たにもかかわらず、これを看過し漫然と起訴したものであって（本書面第3・2・(2)、第3・3・(2)、第3・4・(2)、第4・1・(2)、第4・2・(3)）、重大な過失により原告島田の前記精神的苦痛を生じさせたものといわざるを得ない。

原告島田は、本件各事件に関する犯罪の嫌疑に関して一切、何らの落ち度もなく、任意捜査に対しても全面的に協力していたことも併せ考慮すると、原告島田が被った精神的苦痛は計りしえない。

エ 以上の各事実からすると、原告島田が受けた精神的苦痛を慰謝するに足りる金額は5000万円を下らない。

## (2) 財産上の損害

原告島田は、令和2年3月11日に逮捕された当時、原告会社の取締役として月額100万円の報酬を受領していたが（甲118の1～118の4）、逮捕以降、不当な身体拘束により取締役としての業務を実施することができなくなつたため、

原告会社は、原告島田の取締役報酬を同年7月以降、月額75万円に減額した（甲118の5～118の13）。そして原告島田は、保釀条件による制約により原告会社取締役としての業務を遂行することが事実上不可能であったことから、令和3年3月31日に原告会社取締役を辞任し、原告会社の嘱託従業員となり、そのため原告島田の報酬額は月額40万円に減額となった（甲118の14～118の17）。

原告島田は、本来であれば、令和2年7月1日から令和3年8月2日（公訴棄却）までの間、報酬減額相当額合計465万円を得ることができたにもかかわらず、違法な本件逮捕及び勾留請求等に伴う不当な身体拘束及び保釀条件による制約によりこれを得ることができなかつた。

以上のとおり、原告島田が、違法な本件逮捕及び勾留請求等により合計465万円の財産的損害を被ったといえる。

### (3) 訴訟代理人費用

本件国賠請求訴訟にかかる弁護士費用は、上記損害の合計額の10%に相当する546万5000円を下らない。

### (4) 小括

以上のとおり、原告島田が違法な本件逮捕及び勾留請求等により被った精神的損害及び財産的損害の額は、少なくとも合計6011万5000円を下らず、同人が刑事補償法に基づき415万円の補償金を請求していることを踏まえたとしても、その損害額は合計5596万5000円を下らない。

## 5. 原告会社に生じた損害

### (1) 報道による名誉及び信用棄損

ア 令和2年3月11日の原告大川原らの逮捕直後、かかる逮捕の事実について警視庁公安部から報道機関にリークされ、原告会社の名称とともに複数の報道機関により原告大川原らの逮捕が大々的に報道されたことで、原告会社の名誉及び

信用は著しく棄損された（甲113の1～113の4）。

その後、原告大川原らの再逮捕及び原告会社らについての本件公訴提起についても原告会社の名称とともに報道されており、これにより原告会社の名誉及び信用はさらに棄損された（甲114の1～114の6）。

逮捕、起訴といった社会的評価を著しく低下させる事実が、複数の報道機関により不特定多数者に向けて何度も報道され、これにより、原告会社に勤める役職員は、犯罪行為を行った企業の従業員というレッテルを貼られた状態で業務を行うことを余儀なくされたこと等を加味すれば、原告会社における名誉棄損及び信用棄損による被害の大きさは計り知れるものではない。

現に、取引先や銀行から取引を打ち切られたり、現金払いでの仕入のみとされてキャッシュフローに支障を来したりする等、名誉棄損及び信用棄損によって実害が生じるに至っていた（原告大川原本人尋問・12～13頁）。

イ 以上のような名誉棄損及び信用棄損は、前述のとおり、警視庁公安部が原告大川原らに犯罪の嫌疑がないことを知った上で、「捏造」とすら指摘される不当かつ恣意的な捜査を行った結果として生じたものである（本書面第3・2・(1)、第3・3・(1)、第3・4・(1)、第4・1・(1)、第4・2・(2)）。

また、検察官についても、通常要求される注意をもって証拠資料を精査すれば、犯罪の嫌疑がないことを容易に知り得たにもかかわらず、これを看過し漫然と起訴したものであって（本書面第3・2・(2)、第3・3・(2)、第3・4・(2)、第4・1・(2)、第4・2・(3)）、重大な過失により前記名誉棄損及び信用棄損を生じさせたものといわざるを得ない。

原告会社において、本件各事件に関する犯罪の嫌疑に関して一切、何らの落ち度もなく、任意捜査に対しても全面的に協力していたことも併せ考慮すると、原告会社が被った名誉棄損等の大きさは甚大なものといえる。

ウ 以上の事実からすると、原告会社が受けた名誉及び信用棄損にかかる損害は5000万円を下らない。

## (2) 原告大川原らに対する報酬支払

原告大川原らの本件逮捕及び勾留請求等に伴う不当な身体拘束により、同人らは原告会社の取締役又は顧問としての業務を実施することができず、その間、原告会社は同人らから報酬の対価としての役務提供を受けることができなくなった。

また、原告大川原及び原告島田は、保釈後も公訴棄却がなされるまでの間、保釈条件による制約により同人らが原告会社の取締役又は顧問としての業務を事実上実施することができず、原告会社は同人らから報酬の対価としての役務提供を受けることができなくなった。

このように原告会社が原告大川原らから役務提供を受けることができなくなった期間中に原告会社が原告大川原らに対して支払った報酬額は、原告大川原について 3245万円、亡相嶋について 30万円、原告島田について 1235万円（3名合計 4510万円）である（甲115の1～118の17）。

原告会社は、違法な本件逮捕及び勾留請求等がなければ同支払額相当額の役務提供を受けることができたのであるから、原告会社は同支払額相当額合計 4510万円の損害を被ったといえる。

## (3) 試験に要した費用

原告会社は、違法な本件逮捕及び勾留請求、及びその後の本件公訴提起と訴訟追行により、訴訟上の防御活動の一環として、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する性能を有しないことを立証するため、本件各噴霧乾燥器の同型機を用いた試験を実施することを余儀なくされた。

そして、複数回にわたってかかる試験を行った結果、下記ア～ウのとおり、原告会社において合計 2073万5843円の費用が発生した。

これらの費用は、捜査機関による上記違法行為がなければ発生しなかった費用であり、かつ、原告会社が無罪立証をするうえで必要不可欠な費用であるから、各違法行為と相当因果関係のある損害である。

### ① 各噴霧乾燥器の使用料相当損害金

原告会社は、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する性能を有しないこと

を立証するため、RL-5については26回、L-8 iについては46回（合計72回）の試験を実施した。

この点、原告会社は、同社製の各噴霧乾燥器について、ユーザーが試験を実施する場合の使用料を定めた規程を設け実際に運用している（甲119。以下「本件使用料規程」という。）。

本件使用料規程は、噴霧乾燥器の減価償却費及び運転に伴う光熱費等の実際に発生する客観的費用（人件費相当額は除く。）を基準に定められたものであり、原告会社の利益は一切加味されていないため、本件使用料規程は、原告会社が防御活動の一環としての試験を実施したために負担した費用相当額の算定に適している。

本件使用料規程において、RL-5及びL-8 iの試験にかかる費用は、1回目から4回目までは10万円、5回目以降は15万円と定められている（甲119）。

したがって、本件使用料規程に基づき、かかる試験に要した費用相当額を算定すれば、合計1040万円（RL-5：（10万円×4回）+（15万円×（26回-4回））=370万円、L-8 i：（10万円×4回）+（15万円×（46回-4回））=670万円、合計1040万円）となり、原告会社は、違法な本件逮捕及び勾留請求、及びその後の本件公訴提起と訴訟追行により、合計1040万円の損害を被ったものである。

## ② 試験機材等購入費

原告会社は、上記の合計72回の試験を実施するにあたり、試験に必要な試験機材を購入しているところ、これら試験機材等の購入費は、合計199万7964円である（甲120）。

したがって、原告会社は、違法な本件逮捕及び勾留請求、及びその後の本件公訴提起と訴訟追行により、合計199万7964円の損害を被ったといえる。

## ③ 人件費

上記の合計72回の試験には、原告会社従業員である[REDACTED]、[REDACTED]

■、及び■の3名が関わった。同3名は、上記試験の実施に関わっている間、原告会社の本来の業務に一切従事できないにもかかわらず、原告会社は、同人らに対して、通常どおり給与を支払っていた。そして、上記試験の実施期間にかかる上記3名の給与相当額は合計623万5169円である（甲121）。

さらに、原告会社は、上記試験実施のための交通費、宿泊費等も、上記3名に対して支払っており、その金額は合計210万2710万円である（甲122の1～甲124の7）。

したがって、原告会社は、違法な本件逮捕及び勾留請求、及びその後の本件公訴提起と訴訟追行により、合計833万7879円の損害を被ったといえる。

#### (4) 弁護人費用

原告会社は、本件各事件についての原告会社らの弁護人らに対して、令和2年3月11日から令和3年7月31日までの間に、弁護士報酬及び費用として、合計7565万8586円を支払っており（甲125の1～126の17）、今後、本件各事件にかかる成功報酬として、6310万4757円支払う予定である（いずれも税込み・源泉徴収前の額）。

したがって、原告会社は、違法な本件逮捕及び勾留請求、及びその後の本件公訴提起と訴訟追行により、合計1億3876万3343円の損害を被ったといえる。

#### (5) 訴訟代理人費用

本件国賠請求訴訟にかかる弁護士費用は、上記(1)ないし(4)の各損害の合計額（2億5459万9186円）の10%に相当する2545万9918円を下らない。

#### (6) 小括

以上のとおり、原告会社が違法な本件逮捕及び勾留請求等により被った損害は、合計2億8005万9104円を下らない。

## 第8 結語

以上のとおりであるから、原告らの請求は全て認められるべきである。